

むつ市地域福祉計画（案）

青森県 むつ市
平成31年3月

(表紙裏 白紙)

● ● 目 次 ● ●

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
(1) 計画策定の目的	1
(2) 地域福祉を取り巻く国・県の動き	2
(3) 地域共生社会について	3
2 計画の位置付け・計画期間	4
(1) 計画の位置付け	4
(2) 分野別計画との関係	7
(3) 計画期間	8
(4) 策定体制	9
(5) 計画の運用	9
第2章 地域福祉を取り巻く現状・課題	11
1 むつ市の概況	11
(1) 人口・世帯	11
(2) 人口移動	14
(3) 婚姻・離婚	15
(4) 産業・労働力	16
2 地域福祉を取り巻く状況	18
(1) 地域で支援を必要とする人の動向	18
(2) 市内の主な地域資源の状況	23
3 地域福祉にかかる市民・中高生・福祉団体等の意識	26
4 地域福祉にかかる課題	62
第3章 計画の基本的な考え方	67
1 基本理念	67
◎ 自助・互助・共助・公助による地域福祉の推進について	69
2 基本目標	70
◎ 地域福祉の範囲について	72
◎ 『地域共生社会』の実現に向けた支援体制について	74
3 施策体系	75

第4章 施策の展開	79
基本目標1 理解と交流づくり	79
施策1 地域を担う人材の育成	79
施策2 地域資源の維持と有効活用	81
基本目標2 参加と居場所づくり	83
施策3 情報発信・情報共有・情報の適正管理の仕組みづくり	83
施策4 集いと憩い地域社会の保全	85
施策5 地域の防犯力の向上	87
施策6 地域の防災力の向上	89
施策7 地域活動の保全と交流の促進	91
基本目標3 自立に向けた生活支援の継続	92
施策8 健やかであるための生活習慣づくり	92
施策9 健康寿命を延ばす取組	94
施策10 生きがいのある生活への支援	95
施策11 就労と社会的自立の支援	97
基本目標4 ゆりかご前から安心できる仕組みづくり	99
施策12 総合的な相談機能の整備	99
施策13 福祉・医療サービスの適切な利用推進	101
施策14 権利擁護と見守りの体制	103
基本目標5 安心のあるまちづくり	105
施策15 暮らしやすいまちづくり	105
第5章 計画の推進	107
1 計画の推進体制	107
2 ライフステージ別の地域福祉参加計画	111

資 料 編	121
1 むつ市地域福祉計画策定委員会条例	121
2 策定委員名簿	123
3 むつ市地域福祉計画策定検討委員会要綱	124
4 計画策定の経過	126
5 推計図	127
6 福祉団体一覧	132
7 事業説明	136

※本計画における年号の表記は、よりわかりやすい表現とするために、元号、西暦を併記しています。

(白 紙)

第 1 章 計画策定にあたって

(中表紙裏 白紙)

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 計画策定の目的

本市では、市の最上位計画となる「むつ市総合経営計画」（平成29年度策定）において、「笑顔かがやく 希望のまち むつ」を将来像として掲げました。

平成19年度に策定した「むつ市保健福祉計画」では、基本理念を「住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせるまち むつ」とし、健康、子育て、高齢者、障がい者等各分野において取り組む施策を掲げ、10年にわたり推進してきました。

その間、国では、少子高齢社会に対応した社会保障制度の構造改革として、平成24年度に「社会保障・税一体改革関連法案」及び「子ども・子育て支援法」「障害者総合支援法」が成立、平成25年度には「生活困窮者自立支援法」が成立するなど福祉分野の新しい制度の整備が進み、平成28年度には、働き方改革や子育て・介護の環境整備等が盛り込まれた「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。

さらに、これまでの縦割りのサービスを超え、地域全体を巻き込みながら、多様な主体が連携・協働して支援の輪を広げていく仕組みを構築するために、平成30年4月「社会福祉法」が改正され、「地域共生社会の実現に向けた改革」が始まりました。

こうした中で、本市は、高等教育や就職先を求める若者の大都市への流出や少子化による若年人口の減少が著しくなっています。

また、人口減少に加え、情報技術の普及やライフスタイルの多様化は、これまで地域社会が果たしてきた「助け合い」「支え合い」の機能を大きく低下させています。

今後、市民、関係機関、行政が役割を分担し、連携しながら地域を支え、住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域共生社会」の仕組みをつくることにより、「笑顔かがやく 希望のまち むつ」を実現し、次世代へ、地域のきずなと資源をつないでいく必要があります。

むつ市地域福祉計画（以下「本計画」とします。）は、地域に関わるすべての人が、担い手となる、地域福祉の推進と向上をめざします。

◎地域福祉とは

地域住民や福祉活動を展開する団体、事業者と行政が協働して、地域の福祉課題の解決に取り組み、市民の願いである「誰もが安心して共に暮らすことのできるまちづくり」を進めることです。

(2) 地域福祉を取り巻く国・県の動き

わが国では、平成12年(2000年)の「社会福祉法」の制定(「社会福祉事業法」からの改正)をはじめ、子どもや障がいのある人、高齢者などを対象とする各種制度の整備や福祉サービスの充実が図られてきました。

平成25年(2013年)施行の生活困窮者自立支援法による生活困窮者自立支援制度の創設をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に向けて、身近な地域での様々な見守り・支え合い活動との連携を図るなど、地域福祉を念頭に置いた法制度の改正が進んでいます。

また、平成27年(2015年)9月に公表された「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」や地域力強化検討会では、年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられる地域づくりに向けて、引き続き地域福祉の推進が求められています。

さらに、平成29年(2017年)6月には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等を改正する法律」(地域包括ケア強化法)が成立し、社会福祉法が一部改正(平成30年(2018年)4月施行)されました。改正社会福祉法では、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進に向けて、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨の規定が明確にされるとともに、「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉計画は、高齢者、障がい者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置付けられました。

こうした動きを受け、青森県では平成29年(2017年)3月に「青森県地域福祉支援計画(第2次)」を策定し、「*青森県型地域共生社会」の実現に向けて、包括的な相談支援体制の構築、多様な主体の積極的な参加による地域づくりなどに取り組むこととしています。

図表 1-1 (参考) 近年の福祉に関する主な法律の状況

施行年	法律名
平成12年	介護保険法 社会福祉法(社会福祉事業法からの改正) 児童虐待の防止等に関する法律
平成13年	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
平成15年	次世代育成支援対策推進法
平成18年	障害者自立支援法 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
平成24年	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
平成25年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法) (障害者自立支援法からの改正)
平成26年	子どもの貧困対策の推進に関する法律
平成27年	子ども・子育て支援法 介護保険法改正 生活困窮者自立支援法

施行年	法律名
平成28年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
平成29年	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等を改正する法律（地域包括ケア強化法）
平成30年	社会福祉法改正（4月施行）

※青森県型地域共生社会

地域で生まれ、地域で育ち、地域を助け、地域で安心して老後を迎えることができる社会の構築をめざし、青森県が進めてきた保健・医療・福祉包括ケアシステムに地域機能を加え、さらに「地域づくり」の視点を踏まえた包括ケアシステムの深化を図るもの。

（3）地域共生社会について

「地域共生社会」とは、地域のあらゆる住民が「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会（「地域共生社会」）をともに創っていくことです。

国は、この「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことをめざしています。

こうした「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するために、市町村は、地域住民の地域福祉活動への参加を活発にするための環境整備や、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制など包括的な支援体制づくりに努めることとされています。

図表 1-2 地域共生社会について



資料：厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料

2 計画の位置付け・計画期間

(1) 計画の位置付け

① 地域福祉計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき市町村が策定する計画であり、地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示すものです。

(参考) 社会福祉法 (抄)

第 107 条 (市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画 (以下「市町村地域福祉計画」という。) を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 第 106 条の 3 の包括的な支援体制の整備に関する事項

参考までに、社会福祉法第 107 条に基づく、5 つの事項の具体的な内容を例示します。

具体的な取組

1 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保などを目的とした、福祉以外の様々な分野 (まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画など) との連携に関する事項
- イ 高齢、障がい、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人などの育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- コ 高齢者、障がいのある人、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者または保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉などの支援を必要とする、犯罪をした者などへの社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民などが集う拠点の整備や既存施設などの活用

- ス 地域住民などが主体的に地域生活課題を把握し、解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や、地域福祉への関心の喚起も視野に入れた、寄附や共同募金などの取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための、補助事業などを有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- ア 福祉サービスの利用に関する情報提供や相談支援体制の整備
- イ 支援の必要な方が必要かつ適切な福祉サービスを利用することができる仕組みづくり
- ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- エ 利用者の権利擁護
- オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守りと支援

3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- ア 制度によるサービスと地域での支え合いやボランティア等が行う支援（インフォーマルサービス）が地域で連携するための体制づくり
- イ 民間事業者やNPO法人などの幅広い事業者の福祉サービスへの参入促進
- ウ 事業者の福祉サービスの内容や質が適正であるか点検する仕組みづくり

4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ア 地域住民、ボランティア団体、福祉活動団体、NPO法人などの社会福祉活動への支援のための活動拠点の充実
- イ 住民などによる意識の向上と地域福祉推進への主体的参加の促進
- ウ 地域福祉を推進する人材の育成・確保

5 包括的な支援体制の整備に関する事項

- ア 住民が「我が事」として地域課題を捉え、その解決に主体的に取り組む環境の整備
- イ アの活動を支援しつつ、住民が発見した複合的な課題を受け止め、支援する場の整備と周知、及び地域生活課題の早期発見
- ウ イでは解決が難しい課題を、専門職が協働し、関係機関との連携によって受け止めていく包括的な相談支援体制の整備

その他、「避難行動要支援者の支援方策に関する事項」についても盛り込むこととされています。

この具体的な取組としては、次のような内容があります。

具体的な取組

1 避難行動要支援者の支援方策に関する事項

- ア 避難行動要支援者の把握、情報の共有・更新等
- イ 避難支援対策

② 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、地域社会における生活や福祉の課題を解決することを目的に、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」という理念をどのように実現させていくのかを明らかにする実践的な活動・行動計画であり、社会福祉協議会において策定します。

なお、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として社会福祉法に位置付けられており、地域社会における生活や福祉の課題解決をめざして、住民や民間団体の行う様々な課題解決に向けた活動と、必要な資源の造成・配分活動などを組織立って行うことを目的としています。

(参考) 社会福祉法 (抄)

第4条 (地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第109条 (市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、(中略) 指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業または更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

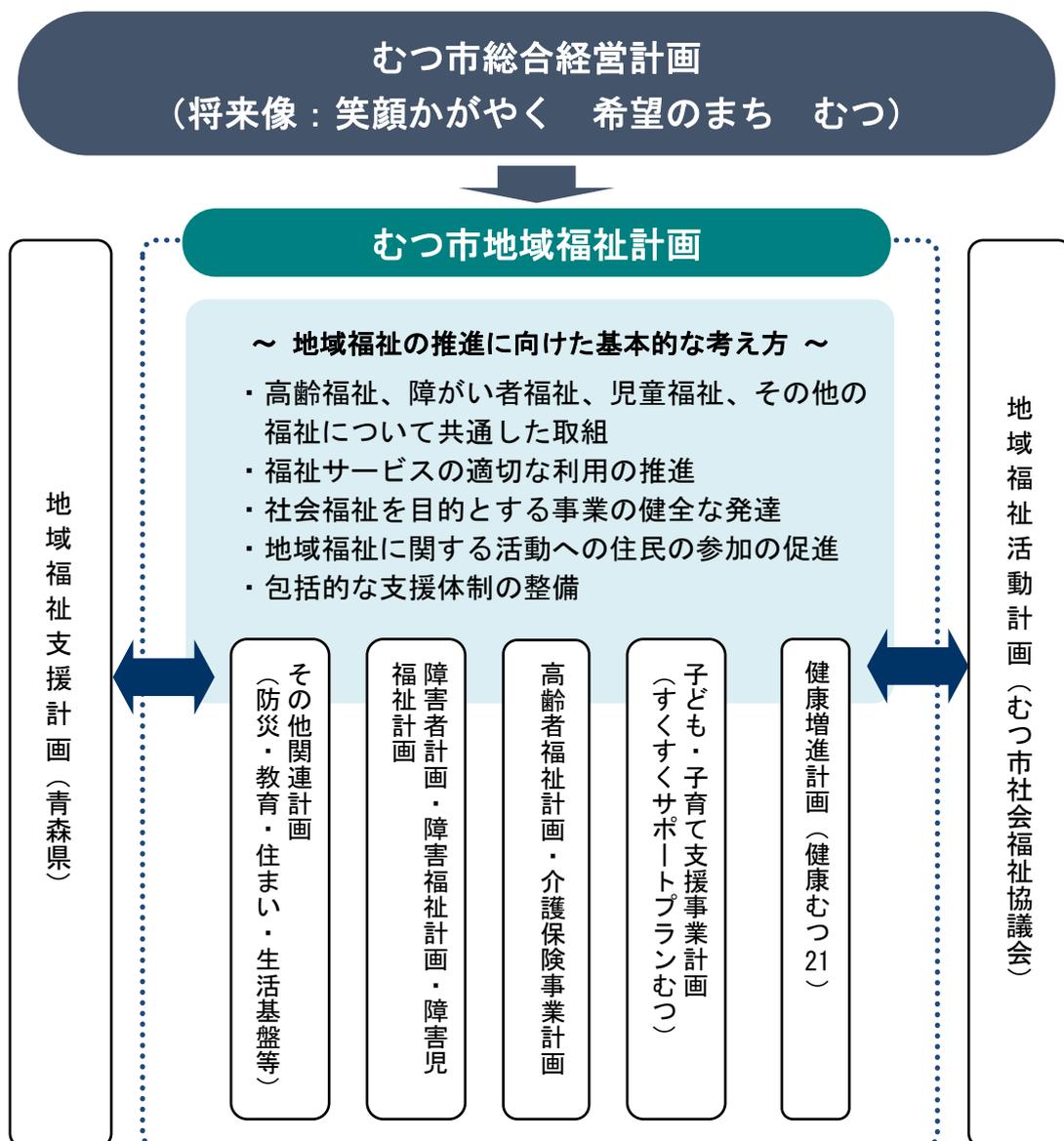
(2) 分野別計画との関係

本計画は、「むつ市総合経営計画」を上位計画とした健康・福祉分野の計画であり、将来像である「笑顔かがやく 希望のまち むつ」の実現に向けて、地域福祉を推進するための基本的な考え方を定めます。

また、対象者ごとに策定された個別計画に共通する、地域福祉推進のための基本的な考え方を明らかにし、地域において各計画の施策が、より効果的に展開されるよう推進する役割を担っています。

さらに、本市の地域福祉を推進するうえで両輪となる、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と相互に連携を図りながら取り組みます。

図表 1-3 本計画と他の計画の位置付け



(3) 計画期間

本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

なお、社会情勢、制度の改正、住民ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

図表 1-4 主な計画と計画期間

計画名	年度													
	平成 26	27	28	29	30	31	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
	2014	2015	2016	2017	2018	2019								
むつ市総合経営計画				基本構想 (2017年度～2026年度)										
むつ市地域福祉計画							2019年度～2023年度					5年毎に改定		
むつ市保健福祉計画	2007年～2016年													
むつ市健康増進計画	2013年度～2022年度													
むつ市障害者計画							2018年度～2023年度							
障害福祉計画 障害児福祉計画							2018年度～ 2020年度		3年毎に改定					
高齢者福祉計画 介護保険事業計画							2018年度～ 2020年度		3年毎に改定					
子ども・子育て支援 事業計画				2015年度～2019年度			5年毎に改定							
自殺対策計画														
【参考】 むつ市地域福祉活動計画 (むつ市社会福祉協議会)							5年毎に改定							

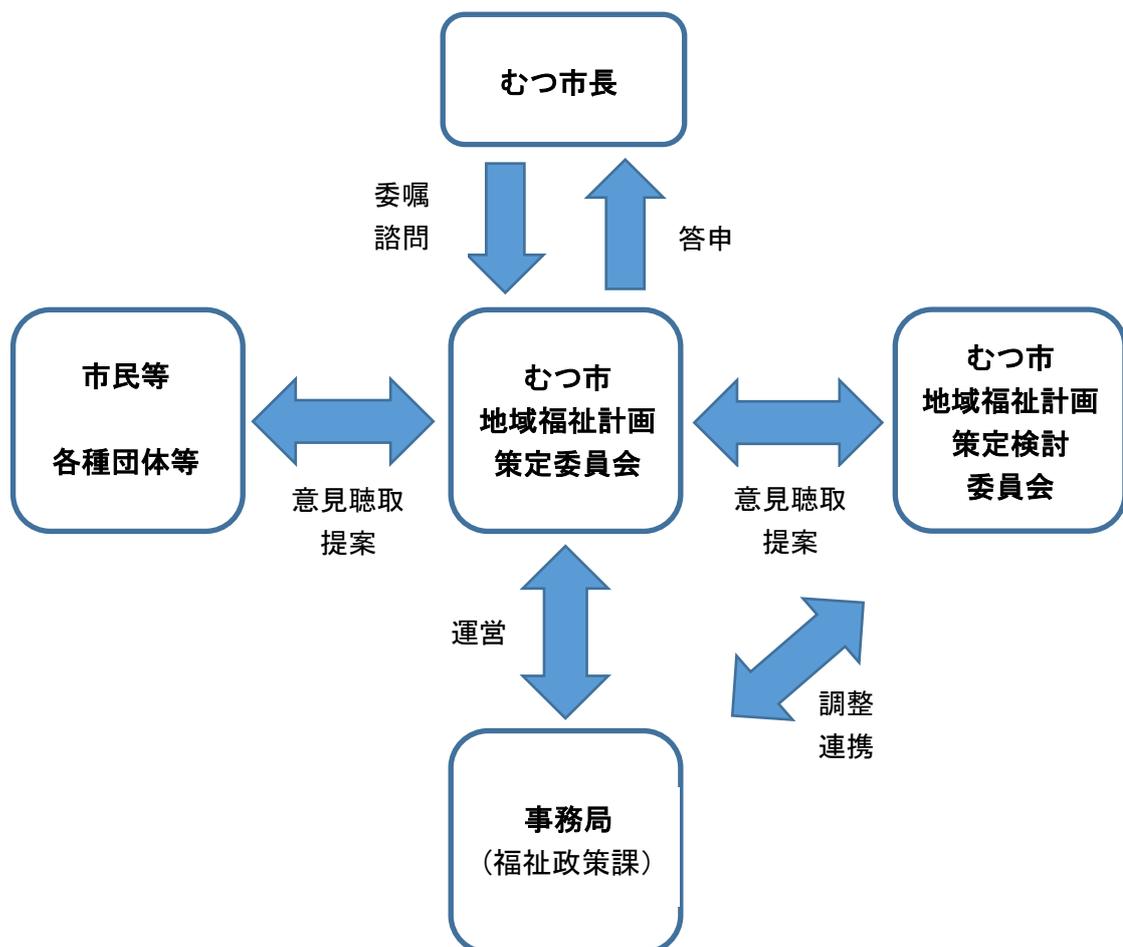
(4) 策定体制

本計画の策定にあたり、市の現状に即した計画とするために、各分野の関係者により構成する「むつ市地域福祉計画策定委員会」（以下、「策定委員会」という。）による審議を行います。

また、各分野の意見を求めながら検討を進めていくために、「むつ市地域福祉計画策定検討委員会」（以下、「策定検討委員会」という。）により、検討を進めていきます。

さらに、市民の皆様や福祉団体等へのアンケート調査、パブリックコメント（意見公募）を通じて、市民の皆様からの幅広い意見を計画の内容に反映するように努めました。

図表 1-5 策定体制



(5) 計画の運用

本計画は、3年目に中間評価を行い、5年後に見直しを行うこととします。

また、計画の進捗管理を行い、各個別計画の反映や各施策の実施状況を検証し、本市における地域福祉施策の推進を図ります。

(白 紙)

第2章 地域福祉を取り巻く現状・課題

(中表紙裏 白紙)

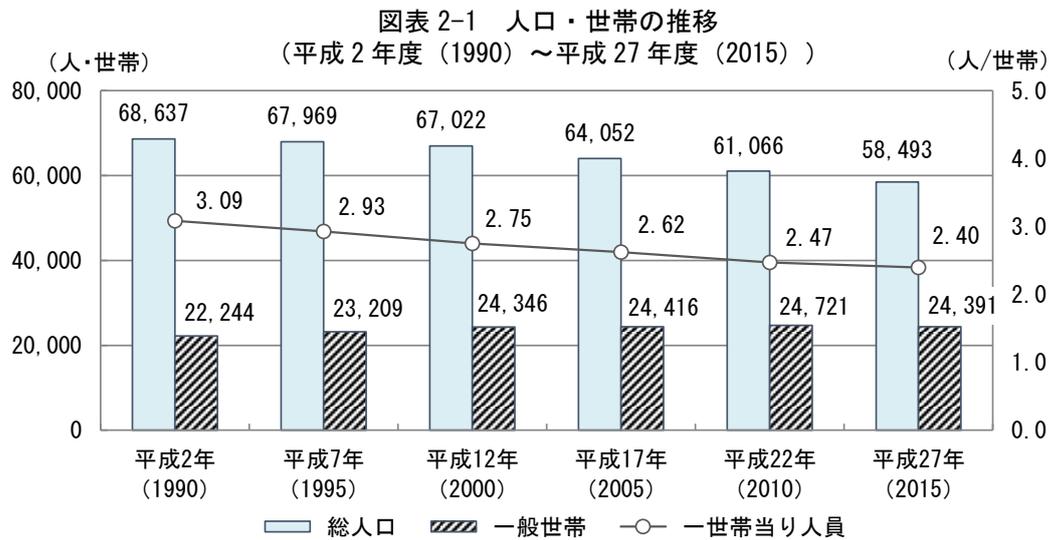
第2章 地域福祉を取り巻く現状・課題

1 むつ市の概況

(1) 人口・世帯

平成2年（1990年）以降の国勢調査における本市の総人口は、減少傾向にあり、市町村合併のあった平成17年（2005年）から平成27年（2015年）の10年間では、5,559人（年平均約556人）減少しています。

一方、世帯数は平成17年からほぼ横ばいであり、一世帯当たりの人員についても2.40人と核家族化、小家族化が進んでいることがうかがえます。



区分	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
総人口	68,637	67,969	67,022	64,052	61,066	58,493
一般世帯	22,244	23,209	24,346	24,416	24,721	24,391
一世帯当たり人員	3.09	2.93	2.75	2.62	2.47	2.40

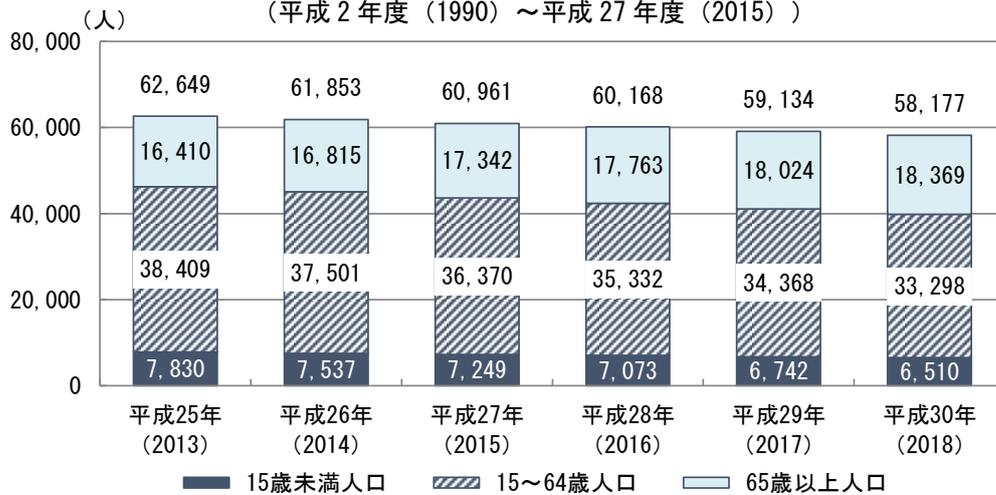
※ 総人口は、年齢別人口に年齢不詳人口を含めた合計となっています。資料：国勢調査
 ※ 市町村合併前の数値は、旧むつ市、旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村の合計値です。
 (以下同じ)

① 年齢別人口

直近の人口推移として、住民基本台帳による人口推移をみると、総人口は減少推移となっており、平成30年（2018年）では58,177人となっています。

また、年齢別（3区分）の推移では、15歳未満人口、15～64歳人口は減少する一方で、65歳以上人口は増加しており、総人口の減少が進むなかで、少子高齢化の進行がみられます。

図表 2-2 年齢別人口の推移
(平成2年度(1990)～平成27年度(2015))



(単位：人・%)

区分	平成25年(2013)	平成26年(2014)	平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	
総人口	62,649	61,853	60,961	60,168	59,134	58,177	
(人数)	15歳未満	7,830	7,537	7,249	7,073	6,742	6,510
	15～64歳	38,409	37,501	36,370	35,332	34,368	33,298
	65歳以上	16,410	16,815	17,342	17,763	18,024	18,369
(構成比%)	15歳未満	12.5	12.2	11.9	11.8	11.4	11.2
	15～64歳	61.3	60.6	59.7	58.7	58.1	57.2
	65歳以上	26.2	27.2	28.4	29.5	30.5	31.6

資料：住民基本台帳（各年4月末現在）

※国勢調査の人口は、実際にむつ市に住んでいる人数で、住民基本台帳の人口は、住民登録している人数のため、一致しません。

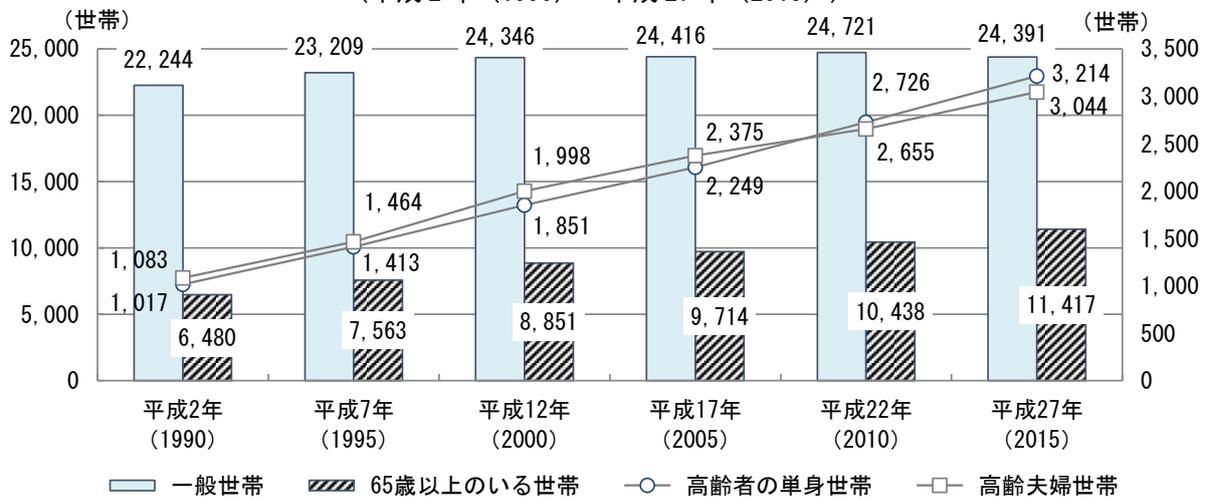
② 高齢者のいる世帯・高齢夫婦・高齢者の単身世帯

国勢調査による平成27年（2015年）の高齢者のいる世帯は11,417世帯であり、一般世帯の46.8%を占めています。

その中で、高齢者の単身世帯は3,214世帯、高齢夫婦世帯は3,044世帯となっており、平成2年（1990年）以降の推移では、高齢者のいる世帯が約1.7倍になっているのに対して、高齢者のみの世帯は、約3倍となっています。

また、平成22年（2010年）以降は、高齢者の単身世帯が高齢夫婦世帯を上回っています。

図表 2-3 高齢者のいる世帯・高齢夫婦・高齢者単身世帯の推移
(平成2年(1990)～平成27年(2015))



(単位：世帯)

区分	平成2年(1990年)	平成7年(1995年)	平成12年(2000年)	平成17年(2005年)	平成22年(2010年)	平成27年(2015年)
一般世帯	22,244	23,209	24,346	24,416	24,721	24,391
高齢者のいる世帯	6,480	7,563	8,851	9,714	10,438	11,417
高齢者の単身世帯	1,017	1,413	1,851	2,249	2,726	3,214
高齢夫婦世帯	1,083	1,464	1,998	2,375	2,655	3,044

資料：国勢調査

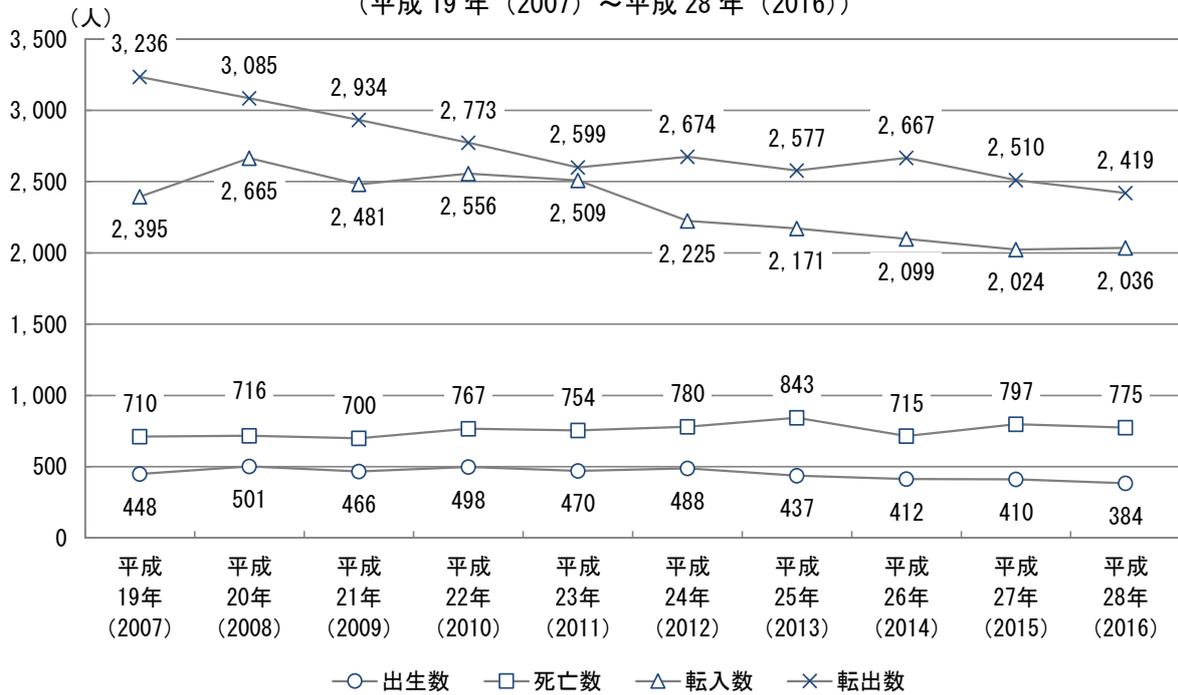
(2) 人口移動

平成 19 年（2007 年）から平成 28 年（2016 年）の人口移動の状況を見ると、自然動態（出生・死亡）については、死亡者数が出生者数を上回り、年平均で約 300 人の自然減が続いています。

また、社会動態（転入・転出）では、各年で増減はありますが、毎年、転出者数が転入者数を上回り、年平均で約 430 人の社会減が続いています。

こうした自然減、社会減による人口減は、年平均で約 730 人となっています。

図表 2-4 人口動態（自然動態・社会動態）の推移
（平成 19 年（2007）～平成 28 年（2016））



(単位：人)

年次	自然動態			社会動態			増減
	出生者数	死亡者数	増減	転入者数	転出者数	増減	
平成 19 年 (2007)	448	710	△ 262	2,395	3,236	△ 841	△ 1,103
20 年 (2008)	501	716	△ 215	2,665	3,085	△ 420	△ 635
21 年 (2009)	466	700	△ 234	2,481	2,934	△ 453	△ 687
22 年 (2010)	498	767	△ 269	2,556	2,773	△ 217	△ 486
23 年 (2011)	470	754	△ 284	2,509	2,599	△ 90	△ 374
24 年 (2012)	488	780	△ 292	2,225	2,674	△ 449	△ 741
25 年 (2013)	437	843	△ 406	2,171	2,577	△ 406	△ 812
26 年 (2014)	412	715	△ 303	2,099	2,667	△ 568	△ 871
27 年 (2015)	410	797	△ 387	2,024	2,510	△ 486	△ 873
28 年 (2016)	384	775	△ 391	2,036	2,419	△ 383	△ 774

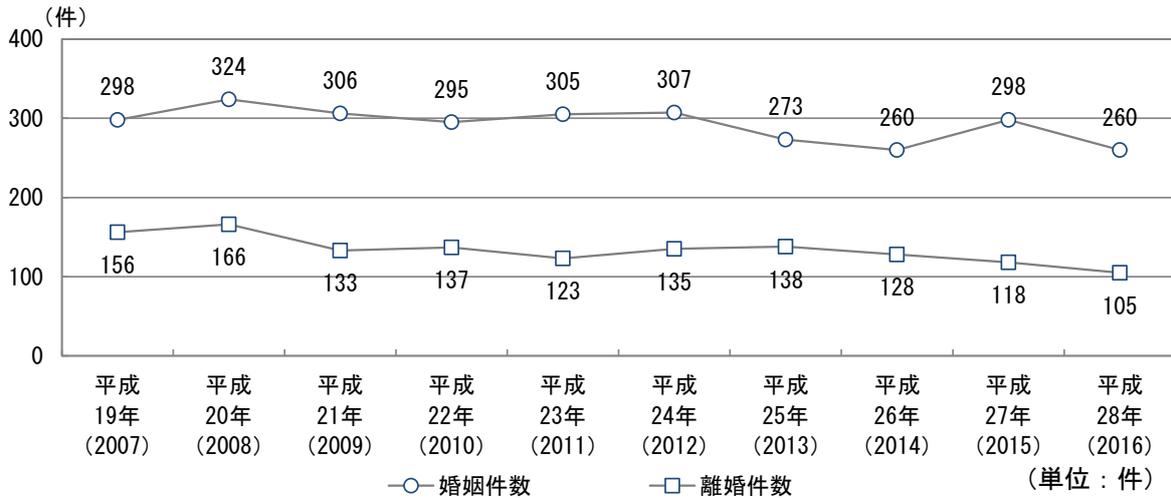
資料：住民基本台帳に基づく人口移動調査年報

(3) 婚姻・離婚

平成19年(2007年)から平成28年(2016年)の婚姻・離婚件数をみると、期間における平均婚姻数は約290件、離婚件数は約130件となっています。

なお、青森県における平成28年(2016年)の初婚年齢の平均は、男性30.5歳(全国31.1歳)、女性29.0歳(全国29.4歳)となっており、男女ともに全国平均を下回っています。

図表2-5 婚姻・離婚件数の推移
(平成19年(2007)～平成28年(2016))



年次	婚 姻	離 婚	増 減
平成19年(2007)	298	156	142
20年(2008)	324	166	158
21年(2009)	306	133	173
22年(2010)	295	137	158
23年(2011)	305	123	182
24年(2012)	307	135	172
25年(2013)	273	138	135
26年(2014)	260	128	132
27年(2015)	298	118	180
28年(2016)	260	105	155

資料：住民基本台帳に基づく人口移動調査年報

(4) 産業・労働力

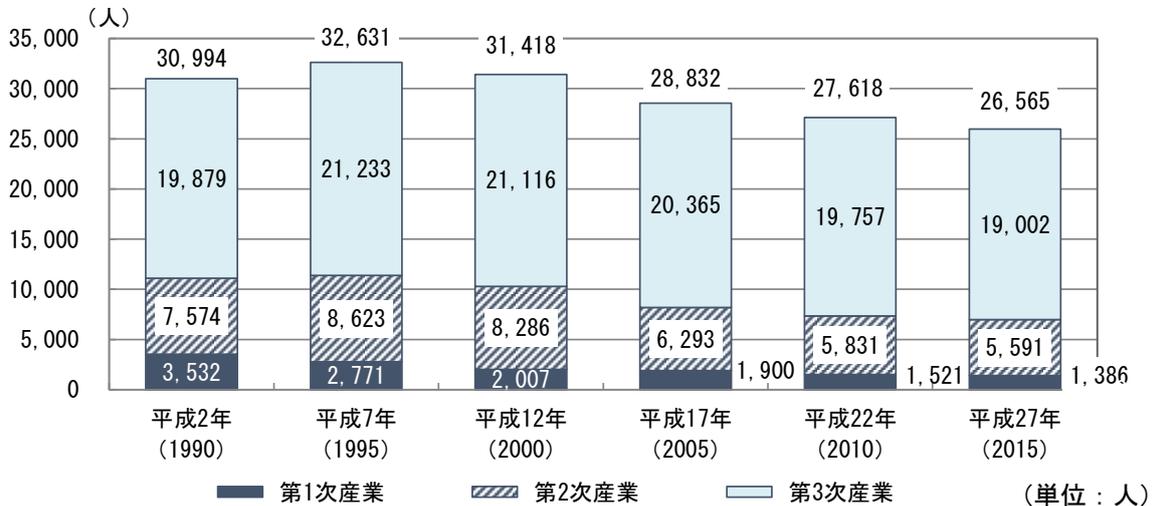
① 産業構造（就業人口）

本市は、第3次産業を中心とした消費都市的な性格を有し、第1次産業は、地勢的条件から、農・林・水産のすべてが存在するという特性を持っています。

国勢調査による就業者総数は、平成7年（1995年）以降減少しており、平成27年（2015年）の就業者は26,565人となっています。

産業別にみると各産業ともに減少しており、特に第1次産業は、平成2年（1990年）の約40%に減少しています。

図表 2-6 産業構造（就業人口）の推移
（平成2年（1990年）～平成27年（2015年））



区分	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
就業者数	30,994	32,631	31,418	28,832	27,618	26,565
第1次産業	3,532	2,771	2,007	1,900	1,521	1,386
第2次産業	7,574	8,623	8,286	6,293	5,831	5,591
第3次産業	19,879	21,233	21,116	20,365	19,757	19,002
分類不能	9	4	9	274	509	586

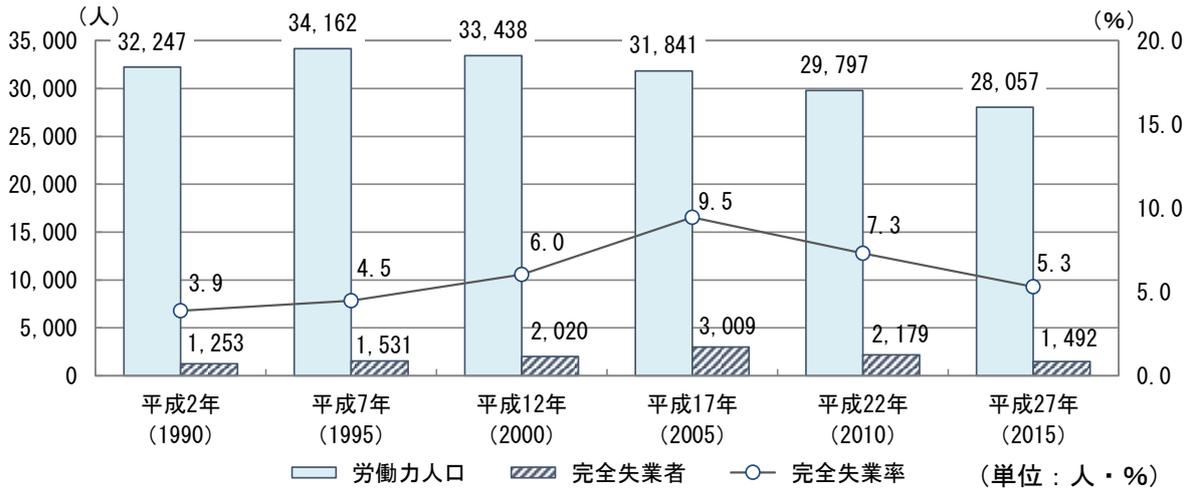
※ 就業者数は、第1～3次産業別就業者に分類不能を含めた合計となっています。 資料：国勢調査
 ※ 平成22年以降、分類不能が大幅に増えていますが、提出方法を全面封入方式にしたことが大きな要因と考えられています。

② 労働力人口・完全失業者数

国勢調査による労働力人口は、就業者数と同様に減少傾向にあり、平成27年(2015年)は28,057人となっています。

また、完全失業者数(率)は、平成17年(2005年)をピークに減少し、平成27年(2015年)の完全失業者は1,492人、完全失業率は5.3%となっています。

図表 2-7 労働力人口・完全失業者数・完全失業率の推移
(平成2年(1990)～平成27年(2015))



区分	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
労働力人口	32,247	34,162	33,438	31,841	29,797	28,057
就業者	30,994	32,631	31,418	28,832	27,618	26,565
完全失業者	1,253	1,531	2,020	3,009	2,179	1,492
完全失業率	3.9	4.5	6.0	9.5	7.3	5.3

資料：国勢調査

2 地域福祉を取り巻く状況

(1) 地域で支援を必要とする人の動向

① 就学前児童（保育園・認定こども園・幼稚園等）

平成 25 年（2013 年）以降の本市の就学前児童数（0～5 歳児）は、毎年減少しており、平成 30 年（2018 年）3 月末日現在の就学前児童数は 2,415 人となっています。

図表 2-8 就学前児童の推移
(平成 25 年 (2013) ~平成 30 年 (2018)) (単位: 人)

区 分	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)
就学前児童	2,862	2,809	2,639	2,632	2,481	2,415
0 歳児	474	425	393	425	349	387
1 歳児	459	483	430	395	435	366
2 歳児	500	452	470	435	390	418
3 歳児	454	495	439	466	430	384
4 歳児	500	446	484	431	454	416
5 歳児	475	508	423	480	423	444

資料：各年 3 月末現在

平成 30 年（2018 年）4 月現在、市内には法人立保育園が 13 園、認定こども園が 5 園、幼稚園が 4 園あり、各園に通う児童の合計は 1,644 人となっています。

認定こども園の創設により、保育園、幼稚園に通う児童が減少し、認定こども園への移行が進んでいます。

図表 2-9 保育園・認定こども園・幼稚園に通う児童数の推移
(平成 25 年 (2013) ~平成 30 年 (2018)) (単位: 人)

区 分	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)
保育園	1,059	1,102	1,095	1,095	1,090	1,024
認定こども園	-	-	332	486	412	475
幼稚園	298	275	265	111	171	145
計	1,357	1,377	1,692	1,692	1,673	1,644

資料：各年 4 月 1 日現在

② 小学校・中学校（児童生徒・放課後児童クラブ）

平成30年（2018年）4月現在、市内には小学校が13校、中学校が9校あります。

平成25年（2013年）以降の小中学校数に増減はないものの、児童生徒数については、小中学校ともに減少傾向にあり、平成30年（2018年）時点の小学生は2,623人、中学生は1,447人となっています。

図表 2-10 児童生徒数の推移
（平成25年（2013）～平成30年（2018）） （単位：人）

区 分	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
児童生徒	4,954	4,724	4,582	4,404	4,270	4,070
小学生	3,200	3,051	2,922	2,761	2,720	2,623
中学生	1,754	1,673	1,660	1,643	1,550	1,447

資料：各年5月1日現在

小学校の児童数が減少している一方で、放課後児童クラブ利用者は増加しており、平成30年（2018年）時点の利用者は771人となっています。

また、平成27年4月の「放課後児童クラブの運営指針」の改定により、クラブを利用できる学年が、小学校6年生まで拡大されました。

図表 2-11 放課後児童クラブ利用者数の推移
（平成25年（2013）～平成30年（2018）） （単位：人）

区 分	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
放課後児童クラブ利用者	589	589	684	741	760	771

資料：各年4月1日現在

③ ひとり親家庭

平成25年（2013年）以降の本市のひとり親家庭は、700～800世帯で推移しており、各年で増減がみられます。

平成30年（2018年）3月末日現在では、母子世帯が689世帯、父子世帯が45世帯となっています。

図表 2-12 ひとり親家庭の状況
（平成25年（2013）～平成30年（2018）） （単位：世帯）

区 分	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
ひとり親家庭	834	842	810	790	822	734
母子世帯	760	770	746	734	762	689
父子世帯	74	72	64	56	60	45

資料：各年3月末日現在

④ 高齢者（65歳以上人口・第1号被保険者・要介護認定者・認定率）

平成25年（2013年）以降の本市の高齢者は、年々増加しており、平成30年（2018年）時点の高齢者は18,353人、高齢化率は31.5%となっています。

図表 2-13 高齢者（65歳以上人口）の推移
（平成25年（2013）～平成30年（2018）） （単位：人・%）

区 分	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
高齢者（65歳以上）	16,346	16,758	17,309	17,734	18,009	18,353
65～74歳	8,081	8,430	8,808	9,090	9,220	9,425
75歳以上	8,265	8,328	8,501	8,644	8,789	8,928
高齢化率	26.1	27.1	28.4	29.5	30.4	31.5

資料：住民基本台帳 各年3月末現在

本市の介護保険の要介護（要支援）認定者数は、高齢化の進行とともに増加推移にありましたが、平成30年（2018年）3月末現在では3,621人と減少に転じており、認定率は19.8%となっています。

図表 2-14 第1号被保険者・要介護認定者・認定率の推移
（平成25年（2013）～平成30年（2018）） （単位：人・%）

区 分	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
第1号被保険者	16,297	16,709	17,259	17,678	17,968	18,324
要介護認定者	3,342	3,410	3,489	3,617	3,701	3,621
要支援1	361	394	386	403	373	275
要支援2	485	515	536	521	527	467
要介護1	644	642	624	648	672	639
要介護2	503	500	545	609	589	656
要介護3	419	432	429	441	502	532
要介護4	398	410	458	464	516	504
要介護5	532	517	511	531	522	548
認定率	20.5	20.4	20.2	20.5	20.6	19.8

資料：各年3月末現在

⑤ 障がい者（手帳所持者等）

本市の障がい者数（手帳所持者等）は、平成30年（2018年）末現在、身体障がい者（身体障害者手帳所持者）が2,425人、知的障がい者（愛護手帳所持者）が704人、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）が560人となっています。

障がい別にみると、身体障がい者では、各年で増減がみられますが、知的障がい者、精神障がい者では、各年で増加しています。

図表 2-15 障がい者（手帳所持者等）の推移
（平成25年（2013）～平成30年（2018）） （単位：人）

区 分	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
身体障がい者・児	2,765	2,810	2,835	2,563	2,574	2,425
知的障がい者・児	636	655	658	667	680	704
精神障がい者・児	374	424	445	481	532	560
計	3,775	3,889	3,938	3,711	3,786	3,689

資料：各年3月末現在

精神障がい者の通院医療費を助成する自立支援医療認定者数は、年々増加傾向にあり、平成30年（2018年）3月末現在は903人となっています。

図表 2-16 自立支援医療（精神通院医療）認定者の推移
（平成25年（2013）～平成30年（2018）） （単位：人）

区 分	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
精神通院医療対象者	611	685	784	808	824	903

資料：各年3月末現在

平成30年（2018年）3月末現在、厚生労働省が指定する特定疾患に対する医療費補助制度の対象となる特定疾患医療受給者数は371人、同じく厚生労働省が指定する20歳未満の慢性疾患に対する医療費補助制度の対象となる小児慢性特定疾患医療受給者数は55人となっています。

図表 2-17 難病患者等の状況
（平成25年（2013）～平成30年（2018）） （単位：人）

区 分	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
特定疾患医療受給者	397	404	408	451	454	371
小児慢性特定疾患医療受給者	59	75	52	57	59	55

資料：各年3月末現在

⑥ 生活保護

平成 30 年（2018 年）3 月末現在の生活保護世帯数は 1,341 世帯で、保護人員 1,713 人となっており、平成 25 年（2013 年）以降、保護世帯は増加しています。

国勢調査の推移から、完全失業者は減少していますが、ワーキングプアなどの低所得者層の増加が懸念されます。

図表 2-18 生活保護受給世帯・人員の推移
（平成 25 年（2013）～平成 30 年（2018）） （単位：人・世帯）

区 分	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)
保護世帯数	1,278	1,285	1,302	1,318	1,329	1,341
保護人員	1,767	1,744	1,726	1,713	1,716	1,713

資料：各年 3 月末現在

⑦ 虐待（相談・通報件数）

児童、高齢者の虐待、配偶者等からの暴力についての相談・通報件数は、平成 25 年（2013 年）以降、各年で増減がみられます。

平成 29 年（2017 年）時点の相談・通報件数は、児童虐待は 79 件、高齢者虐待は 23 件、配偶者等からの暴力は 17 件となっています。

図表 2-19 虐待の状況（相談・通報件数）
（平成 25 年（2013）～平成 29 年（2017）） （単位：件）

区 分	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)
児童虐待	72	57	39	61	79
高齢者虐待	17	35	21	33	23
配偶者等からの暴力	11	12	13	18	17

(2) 市内の主な地域資源の状況

① 施設配置状況

本市における各地区の施設配置状況は、以下のとおりです。

病院、子育て支援施設（放課後児童クラブ、児童館・子育て支援センター等）、障がい者施設等については、地区によってはない施設もみられます。

図表 2-20 施設配置状況 (単位：か所)

区 分	田名部	大湊	川内	大畑	脇野沢	合計
病院	1	2	0	0	0	3
一般診療所	21	8	2	3	2	36
歯科医院	13	5	1	1	0	20
保育所（園）	10	0	1	1	1	13
幼稚園	1	2	1	0	0	4
認定こども園	3	0	0	2	0	5
小規模保育施設	1	0	0	0	0	1
放課後児童クラブ	7	1	1	0	0	9
児童館・子育て支援センター	2	0	0	4	0	6
保健福祉施設	4	1	2	2	0	9
介護保険施設	6	3	1	2	1	13
障害者施設	16	4	0	0	0	20
公民館・集会所	52	21	21	19	11	124

資料：平成30年（2018）4月末現在

② 自治組織

本市における近年の町内会は、平成30年（2018年）3月末現在で市内165の地域で組織され、地域を拠点とした様々な自治活動を展開しています。

図表 2-21 自治組織の状況 (平成25年(2013)～平成30年(2018)) (単位：組織)

区 分	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
町内会	161	161	161	161	161	165

資料：各年3月末現在

③ ボランティア団体

本市のボランティア団体は増加しており、平成 30 年（2018 年）3 月末現在、18 団体で 414 名が各地区で独自の保健・福祉・地域活動を行っています。

ボランティア団体の活動分野では、防災・防犯活動団体が、5 団体、185 人と最も多くなっています。

図表 2-22 ボランティア団体の推移
(平成 25 年 (2013) ~平成 30 年 (2018)) (単位：団体・人)

区 分	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)
ボランティア団体	6	5	9	16	16	18
ボランティア会員	70	72	253	295	318	414

資料：各年 3 月末現在

図表 2-23 ボランティア団体の状況
(活動分野別) (単位：団体・人)

区 分	団 体	会 員	区 分	団 体	会 員
高齢者福祉	2	78	健康づくり	2	21
児童福祉	3	44	防災・防犯	5	185
障がい者福祉	4	53	その他	2	33
			計	18	414

資料：平成 30 年（2018）3 月末現在

④ 民生委員活動（配置状況・相談件数）

民生委員は、担当地域内の市民の実態や福祉ニーズを日常的に把握する社会調査活動、地域住民が抱える問題の相談を受ける相談活動、社会福祉の制度やサービスの内容、情報を地域住民に的確に提供する情報提供活動を行っており、地域福祉の増進の重要な役割を担っています。

民生委員の配置では、定数に満たない地域もあることから、定数の確保に努めています。

図表 2-24 地区ごとの民生委員配置状況 (単位：人)

区 分	定 数	現 員	区 分	定 数	現 員
田名部	73	73	大畑	26	25
大湊	34	33	脇野沢	7	7
川内	19	19	計	159	157

資料：平成 30 年（2018）4 月末現在

平成29年度(2017年)における民生委員への相談件数は、のべ4,487件あり、「日常的な支援」(1,049件)、「子どもの教育・学校生活」(884件)、「子育て・母子保健」(366件)など、相談内容は多岐にわたっています。

図表2-25 相談件数(平成29年度(2017)) (単位:件)

項目	件数	項目	件数
在宅福祉	119	年金・保険	33
介護保険	86	仕事	37
健康・保健医療	135	家族関係	126
子育て・母子保健	366	住居	65
子どもの地域生活	218	生活環境	198
子どもの教育・学校生活	884	日常的な支援	1,049
生活費	121	その他(高齢関係)	1,050
		計	4,487

⑤ 保健福祉活動協力員

保健福祉活動協力員は、行政と住民との橋渡しなどを行い、本市の保健福祉事業への協力等、市の保健福祉事業の推進にあたり重要な役割を担っています。

健康づくり、地域の見守り、認知症対策など、各分野の保健福祉活動を推進するために活動しています。

図表2-26 保健福祉活動協力員の推移
(平成25年(2013)～平成30年(2018)) (単位:人)

区分	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
保健協力員	316	301	300	265	262	261
食生活改善推進員	95	100	111	116	101	109
ほのぼの交流協力員	1,170	865	1,203	516	159	158

資料:各年3月末現在

3 地域福祉にかかる市民・中高生・福祉団体等の意識

本計画を策定するにあたり、市民の皆様の意見・要望を計画に反映させるため、市民及び市内の中学2年生と高校2年生（以下、「中高生」という。）、福祉団体等にアンケート調査を依頼し、協力をいただきました。

なお、本調査の対象及び配布、回収方式、回収結果は以下のとおりとなっています。

調査種別	抽出方法・対象者数		配布、回収方式
①市民	抽出方法	18歳～80歳の住民より無作為抽出	郵送配布・回収
	対象者数	2,000人	
②中高生	抽出方法	市内中学2年生及び高校2年生より抽出	各校で配布・回収
	対象者数	966人	
③福祉団体等	抽出方法	市内地域福祉活動団体より抽出	郵送配布・回収
	対象者数	186団体	

調査種別	配布数	返送数	有効配布数	回収数	回収率	集計対象外	集計対象数
①市民	2,000	7	1,993	829	41.4	3	826
②中高生	966	0	966	934	96.7	0	934
③福祉団体等	186	0	186	140	75.3	1	139

※有効配布数は、発送数－返送数。返送数は、宛先不明で戻ってきた数。

※回収率は、回収数÷有効配布数（小数点第2位四捨五入）。

※集計対象外は、調査期間終了後に到着した調査票や医療機関入院中等の理由で返戻された調査

※福祉団体等は、社会福祉法人、NPO法人、当事者団体、ボランティア団体、町内会等コミュニティ団体。

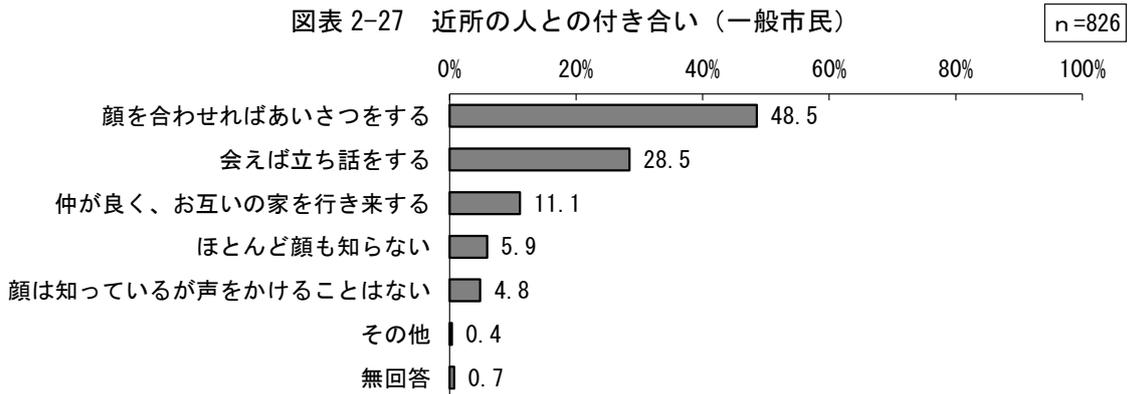
● 調査項目

- あなた自身のこと（性別、年齢等）
 - I あなたと地域の関わりについて
 - II 地域の支え合いに関する考え方について
 - III 各団体の認知度及び期待すること
 - IV ボランティア活動について
 - V 保健福祉の各施策に対する考え方
 - VI 福祉に関する情報と今後のあり方

(1) 近所の人との付き合い（一般市民調査）

近所の人との付き合いについては、「顔を合わせればあいさつをする」が 48.5%と最も多くなっています。次いで「会えば立ち話をする」が 28.5%、「仲が良く、お互いの家を行き来する」が 11.1%となっています。

年代別にみると、各年代で「顔を合わせればあいさつをする」を上位に挙げていますが、年代によって近所の人との付き合いに若干の差がみられます。



図表 2-28 近所の人との付き合い（年代別：上位3項目）

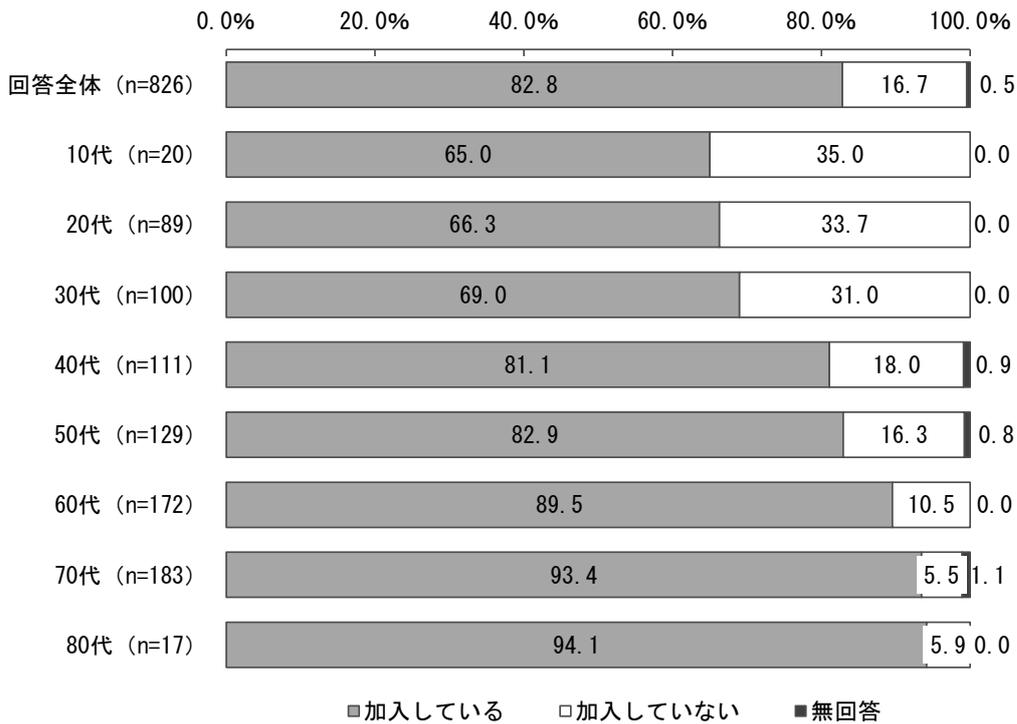
	第1位	第2位	第3位
10代 (n=20)	顔を合わせれば あいさつをする 55.0%	顔は知っているが 声をかけることはない 20.0%	会えば立ち話をする、 ほとんど顔も知らない 10.0%
20代 (n=89)	顔を合わせれば あいさつをする 55.1%	ほとんど顔も知らない 18.0%	顔は知っているが 声をかけることはない 13.5%
30代 (n=100)	顔を合わせれば あいさつをする 58.0%	会えば立ち話をする 16.0%	ほとんど顔も知らない 16.0%
40代 (n=111)	顔を合わせれば あいさつをする 66.7%	会えば立ち話をする 13.5%	顔は知っているが声をかけ ることはない 7.2%
50代 (n=129)	顔を合わせれば あいさつをする 58.1%	会えば立ち話をする 28.7%	仲が良く、お互いの 家を行き来する 6.2%
60代 (n=172)	顔を合わせれば あいさつをする 43.6%	会えば立ち話をする 41.9%	仲が良く、お互いの 家を行き来する 9.3%
70代 (n=183)	会えば立ち話をする 43.7%	顔を合わせれば あいさつをする 27.9%	仲が良く、お互いの 家を行き来する 25.1%
80代 (n=17)	仲が良く、お互いの 家を行き来する 41.2%	顔を合わせれば あいさつをする 35.3%	会えば立ち話をする 23.5%

(2) 町内会への加入（一般市民調査）

町内会への加入については、「加入している」が82.8%、「加入していない」が16.7%、となっています。年代別にみると、10～30代の3割以上が「加入していない」となっており、若い世代の未加入率が高くなっています。

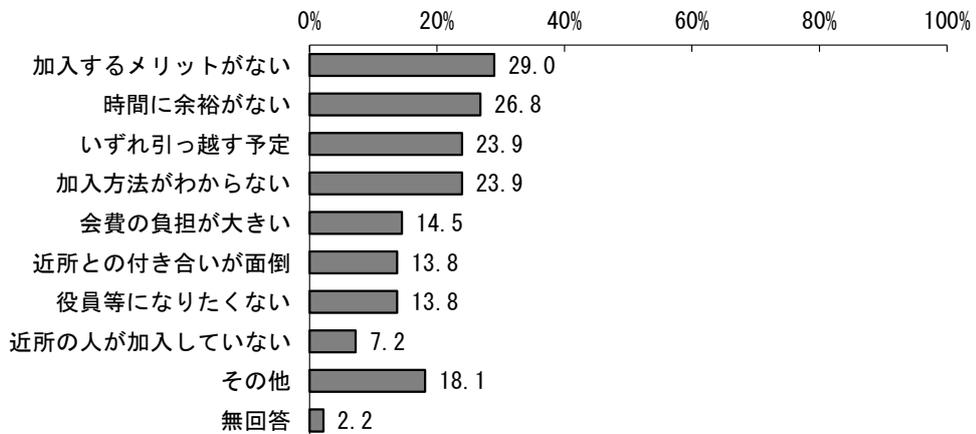
なお、町内会へ加入していない理由では、「加入するメリットがない」が29.0%と最も高くなっています。

図表 2-29 町内会への加入（一般市民・年代別）



図表 2-30 町内会へ加入していない理由（一般市民）

n=138



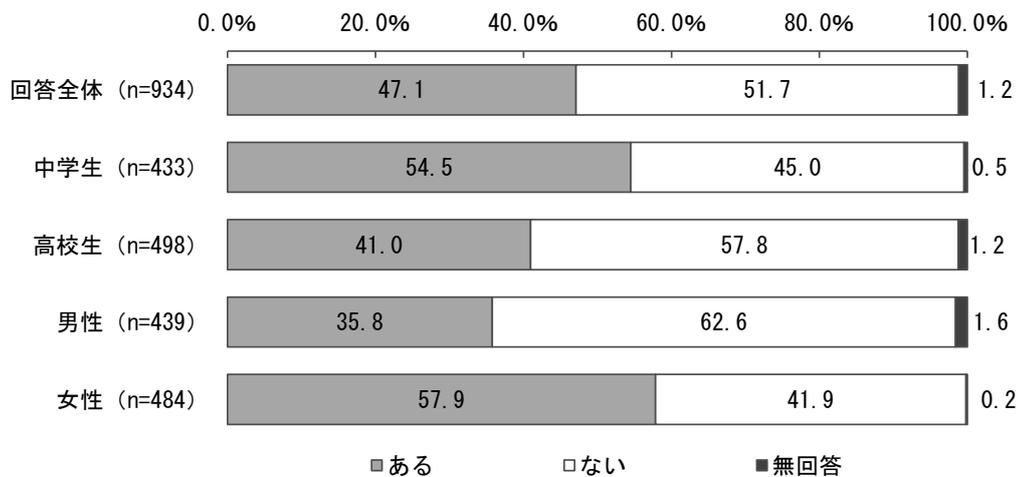
(3) 福祉への関心・関心のある福祉テーマ（中高生調査）

中高生の「福祉への関心」については、「ある」が47.1%、「ない」が51.7%となっています。

中学・高校別では、中学生の「ある」が54.5%、「ない」が45.0%、高校生の「ある」が41.0%、「ない」が57.8%となっています。

また、性別で見ると、男性の「ある」が35.8%、「ない」が62.6%、女性の「ある」が57.9%、「ない」が41.9%となっています。

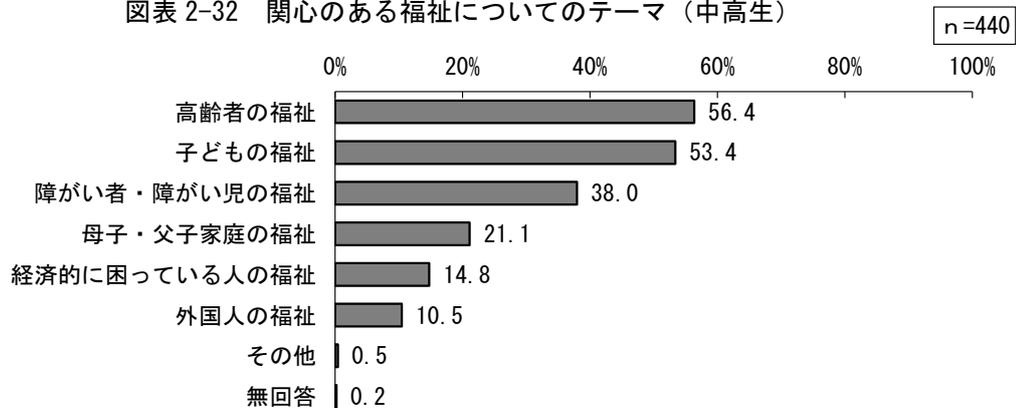
図表 2-31 福祉への関心（中高生）



関心のある福祉のテーマについては、「高齢者の福祉」が56.4%と最も多くなっています。次いで「子どもの福祉」が53.4%、「障がい者・障がい児の福祉」が38.0%となっています。

中学・高校別にみても、双方とも「高齢者の福祉」、「子どもの福祉」、「障がい者・障がい児の福祉」を上位に挙げています。

図表 2-32 関心のある福祉についてのテーマ（中高生）



図表 2-33 関心のある福祉についてのテーマ（中高生：上位3項目）

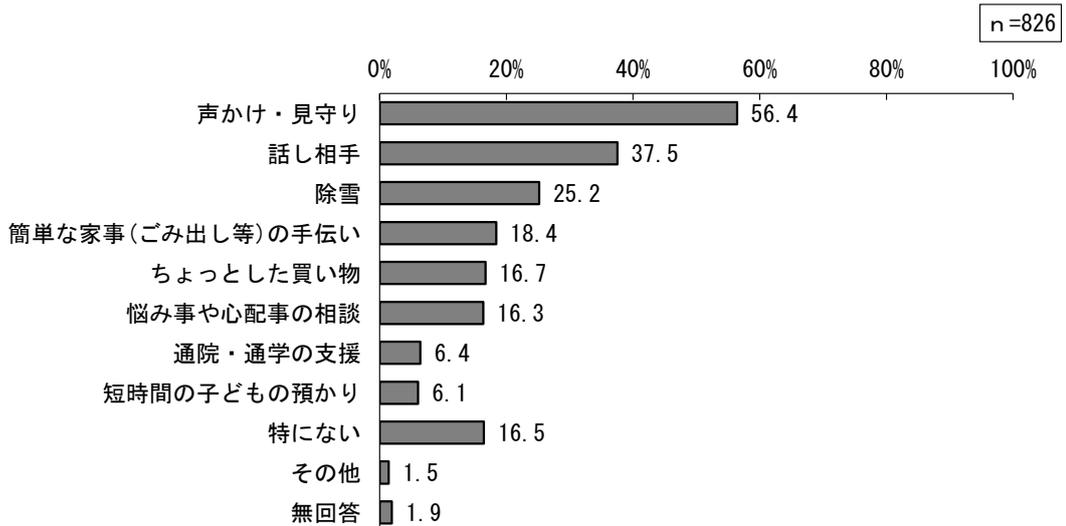
	第1位	第2位	第3位
中学生（n=236）	子どもの福祉 54.7%	高齢者の福祉 53.8%	障がい者・障がい児の福祉 42.4%
高校生（n=204）	高齢者の福祉 59.3%	子どもの福祉 52.0%	障がい者・障がい児の福祉 32.8%

（4）近所で困っている人がいたときにできること（一般市民・中高生調査）

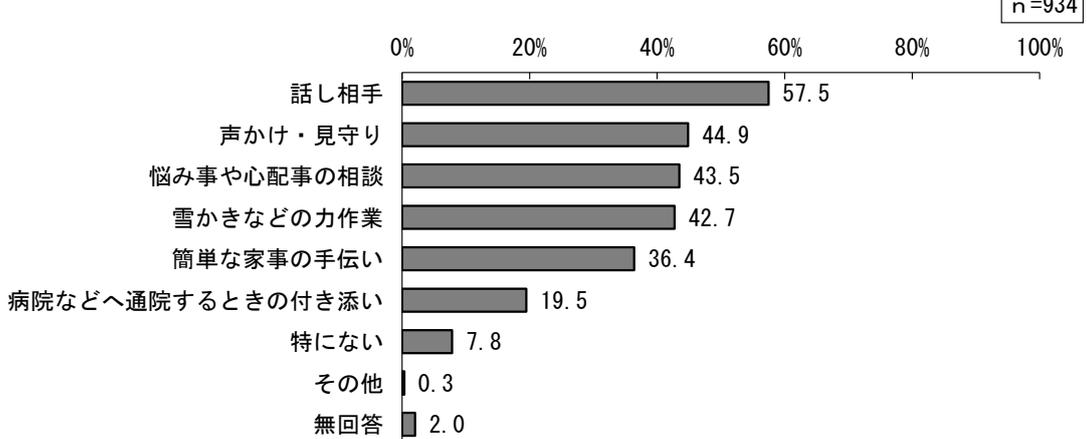
近所で困っている人がいたときにできることについて、一般市民では「声かけ・見守り」（56.4%）、中高生では「話し相手」（57.5%）がそれぞれ最も多く、各層で「声かけ・見守り」、「話し相手」を上位に挙げています。

また、30代では「特にない」と回答した方が2割を占めています。

図表 2-34 近所で困っている人がいたときにできること（一般市民）



図表 2-35 近所で困っている人がいたときにできること（中高生）



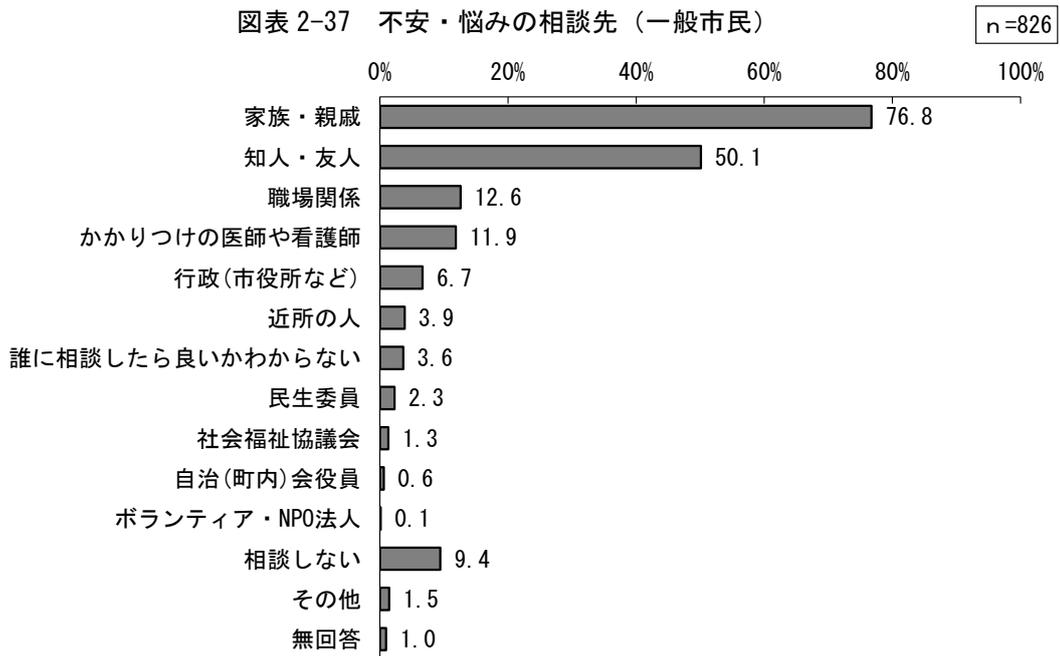
図表 2-36 近所で困っている人がいたときにできること（年代別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
10代 (n=20)	除雪 45.0%	声かけ・見守り 35.0%	話し相手 30.0%
20代 (n=89)	声かけ・見守り 57.3%	話し相手 43.8%	除雪 28.1%
30代 (n=100)	声かけ・見守り 54.0%	話し相手 38.0%	特にな 23.0%
40代 (n=111)	声かけ・見守り 53.2%	話し相手 33.3%	除雪 27.0%
50代 (n=129)	声かけ・見守り 65.1%	除雪 30.2%	話し相手 28.7%
60代 (n=172)	声かけ・見守り 57.0%	話し相手 39.0%	簡単な家事の手伝い 23.8%
70代 (n=183)	声かけ・見守り 55.2%	話し相手 40.4%	簡単な家事の手伝い 24.0%
80代 (n=17)	声かけ・見守り 64.7%	話し相手 52.9%	悩み事や心配事の相談 23.5%
中学生 (n=433)	話し相手 58.2%	雪かきなどの力作業 48.3%	声かけ・見守り 46.2%
高校生 (n=498)	話し相手 57.2%	悩み事や心配事の相談 44.2%	声かけ・見守り 44.0%

(5) 日常生活での不安・悩み・相談先（一般市民・中高生調査）

不安・悩みの相談先について、一般市民では、「家族・親戚」が76.8%と最も多くなっています。次いで「知人・友人」が50.1%、「職場関係」が12.6%となっているほか、「誰に相談したら良いかわからない」と回答した割合は3.6%、「相談しない」と回答した割合は9.4%を占めています。

年代別の相談先をみると、各年代で「家族・親戚」、「知人・友人」を上位に挙げてるほか、20代～50代では「職場関係」、60代以上では「かかりつけの医師や看護師」をそれぞれ上位に挙げています。

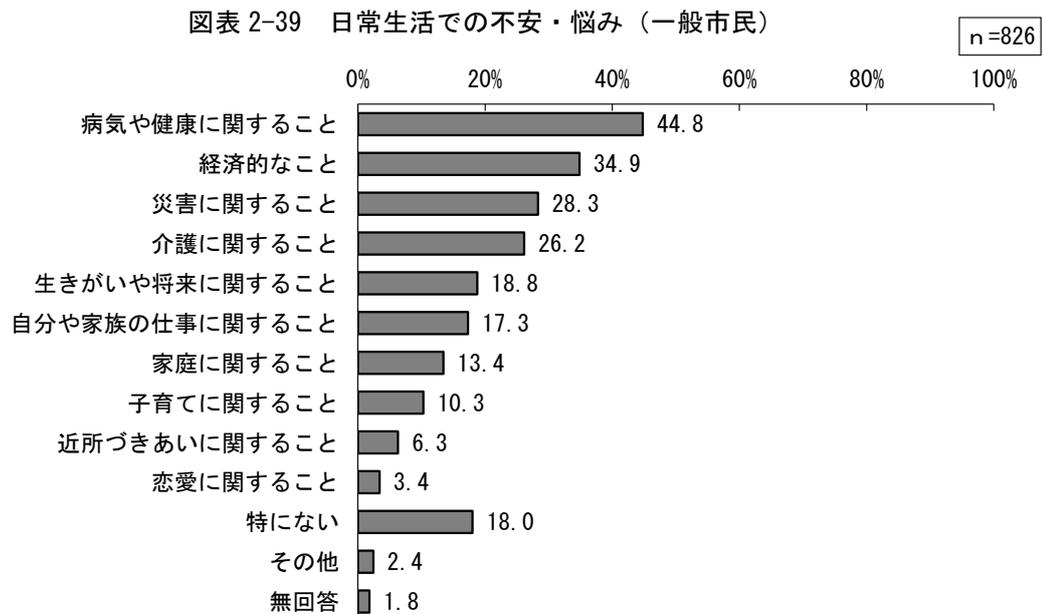


図表 2-38 相談先（年代別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
10代 (n=20)	家族・親戚 75.0%	知人・友人 65.0%	職場関係 5.0%
20代 (n=89)	家族・親戚 79.8%	知人・友人 58.4%	職場関係 28.1%
30代 (n=100)	家族・親戚 90.0%	知人・友人 64.0%	職場関係 27.0%
40代 (n=111)	家族・親戚 71.2%	知人・友人 51.4%	職場関係 15.3%
50代 (n=129)	家族・親戚 73.6%	知人・友人 55.0%	職場関係 16.3%
60代 (n=172)	家族・親戚 80.8%	知人・友人 45.3%	かかりつけの医師や看護師 15.1%
70代 (n=183)	家族・親戚 73.2%	知人・友人 38.8%	かかりつけの医師や看護師 24.0%
80代 (n=17)	家族・親戚 47.1%	知人・友人 35.3%	かかりつけの医師や看護師 行政(市役所など) 17.6%

日常生活での不安・悩みの内容については、「病気や健康に関すること」が44.8%と最も多くなっています。次いで「経済的なこと」が34.9%、「災害に関すること」が28.3%となっています。

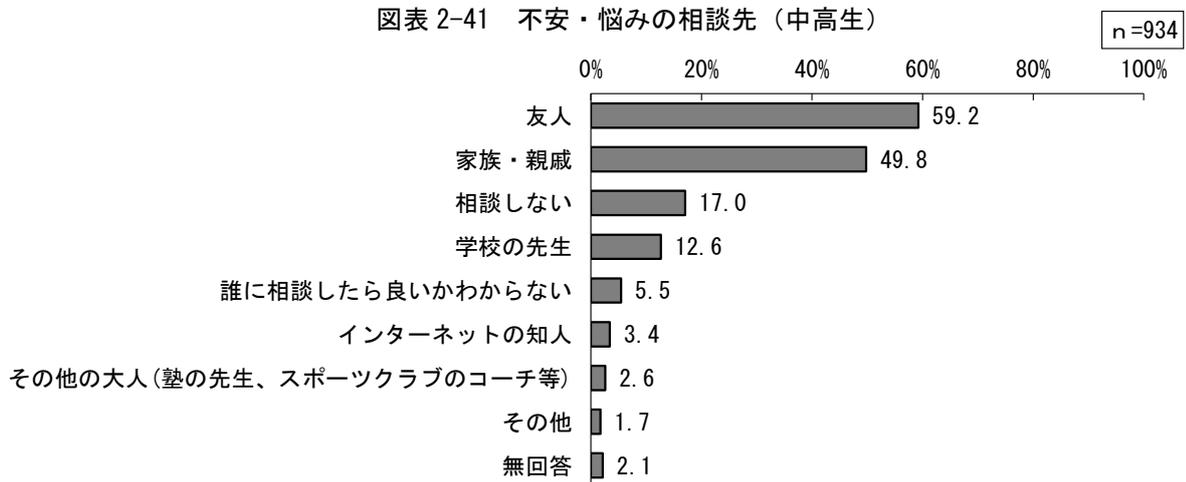
年代別にみると、10代では「生きがいや将来に関すること」、20代～40代では「経済的なこと」、50代以上では「病気や健康に関すること」が最上位となっており、年代によって、日常生活での不安・悩みが変化していくことがわかります。



図表 2-40 日常生活での不安・悩み（年代別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
10代 (n=20)	生きがいや将来 35.0%	経済的なこと 25.0%	特になし 25.0%
20代 (n=89)	経済的なこと 41.6%	生きがいや将来 33.7%	自分や家族の仕事 31.5%
30代 (n=100)	経済的なこと 46.0%	病気や健康 35.0%	子育て 32.0%
40代 (n=111)	経済的なこと 42.3%	病気や健康 40.5%	介護 27.0%
50代 (n=129)	病気や健康 45.0%	経済的なこと 35.7%	介護 34.1%
60代 (n=172)	病気や健康 52.9%	経済的なこと 35.5%	災害 34.3%
70代 (n=183)	病気や健康 55.7%	介護 33.9%	災害 29.0%
80代 (n=17)	病気や健康 76.5%	介護 47.1%	経済的なこと 35.3%

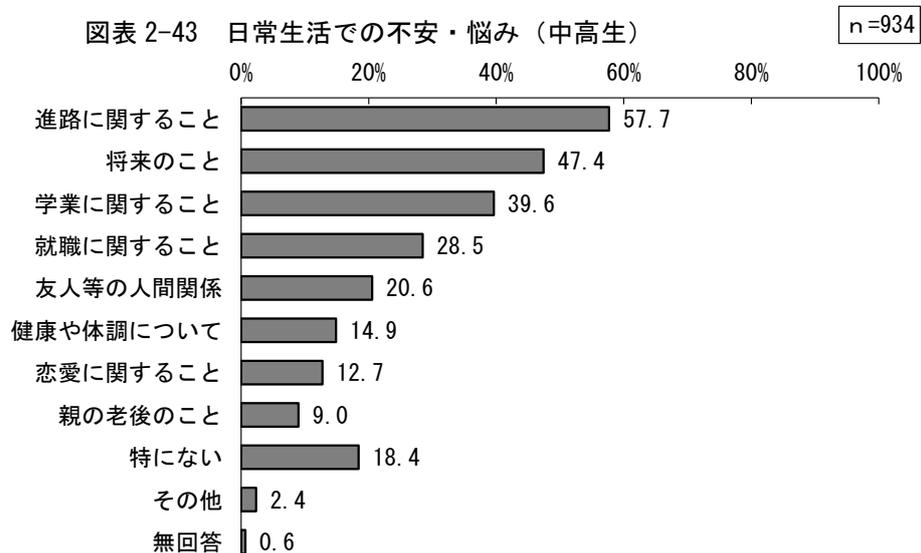
一方で、中高生の不安・悩みの相談先をみると、「友人」が59.2%と最も多くなっています。次いで「家族・親戚」が49.8%、「学校の先生」が12.6%となっています。
 また、「相談しない」と回答した割合は17.0%となっています。
 中学・高校別にみても「友人」、「家族・親戚」、「学校の先生」をそれぞれ上位に挙げています。



図表 2-42 不安・悩みの相談先（中高生：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
中学生 (n=433)	友人 59.1%	家族・親戚 52.9%	学校の先生 12.7%
高校生 (n=498)	友人 59.6%	家族・親戚 47.4%	学校の先生 12.7%

日常生活での不安・悩みについては、「進路に関すること」が57.7%と最も多くなっています。次いで「将来のこと」が47.4%、「学業に関すること」が39.6%となっています。
 中学・高校別にみても「進路に関すること」、「将来のこと」、「学業に関すること」をそれぞれ上位に挙げています。



図表 2-44 日常生活での不安・悩み（中高生：上位3項目）

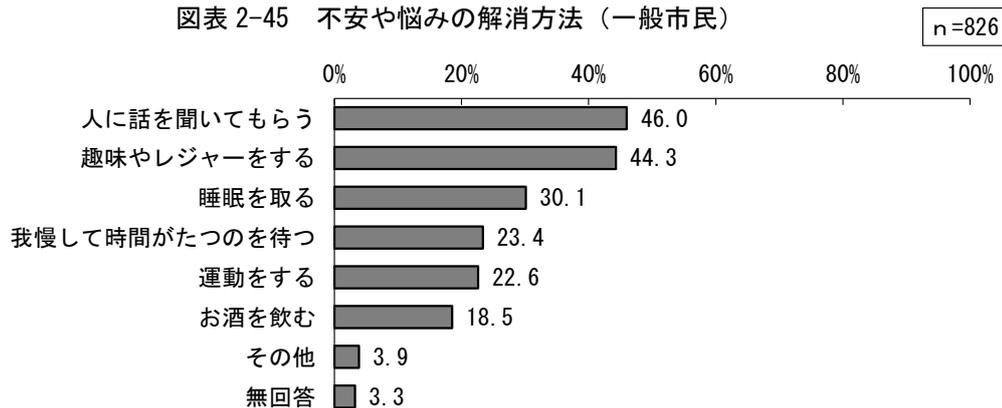
	第1位	第2位	第3位
中学生（n=433）	進路に関すること 56.8%	将来のこと 47.3%	学業に関すること 38.3%
高校生（n=498）	進路に関すること 58.8%	将来のこと 47.8%	学業に関すること 41.0%

不安や悩みの解消方法について、一般市民では「人に話を聞いてもらう」が46.0%と最も多くなっています。次いで「趣味やレジャーをする」が44.3%、「睡眠をとる」が30.1%、「運動をする」が22.6%、「我慢して時間がたつのを待つ」が23.4%などとなっています。

年代別の解消方法をみると、30代～60代、80代では「人に話を聞いてもらう」、20代、50代、70代では「趣味やレジャーをする」が上位に挙げられています。

また、「我慢して時間がたつのを待つ」が、40代で31.5%、60代で25%と高くなっています。

図表 2-45 不安や悩みの解消方法（一般市民）



図表 2-46 不安や悩みの解消方法（年代別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
10代（n=20）	睡眠を取る 55.0%	人に話を聞いてもらう 50.0%	趣味やレジャーをする 35.0%
20代（n=89）	趣味やレジャーをする 55.1%	人に話を聞いてもらう 53.9%	睡眠を取る 44.9%
30代（n=100）	人に話を聞いてもらう 55.0%	趣味やレジャーをする 49.0%	睡眠を取る 44.0%
40代（n=111）	人に話を聞いてもらう 44.1%	趣味やレジャーをする 39.6%	我慢して時間がたつのを待つ 31.5%
50代（n=129）	人に話を聞いてもらう 45.0%	趣味やレジャーをする 45.0%	睡眠を取る 28.7%
60代（n=172）	人に話を聞いてもらう 45.3%	趣味やレジャーをする 42.4%	我慢して時間がたつのを待つ 25.0%

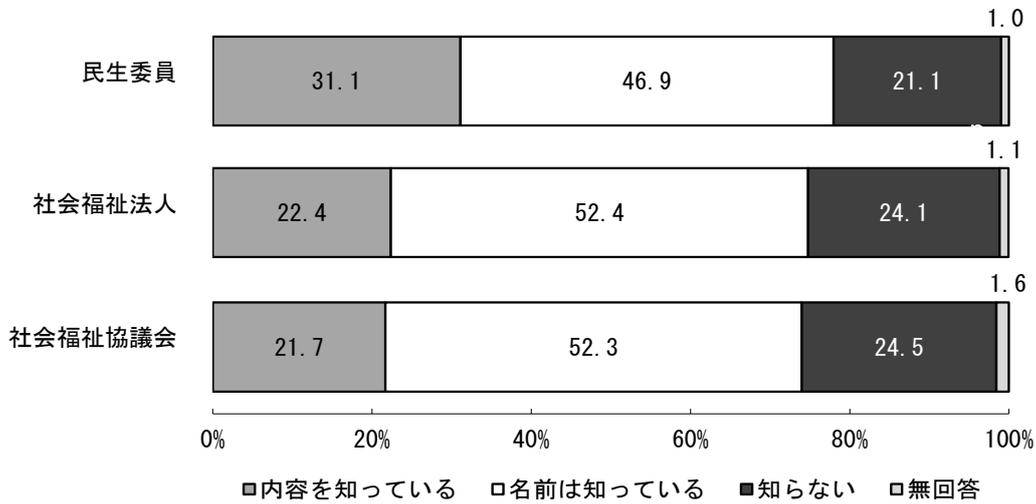
	第1位	第2位	第3位
70代 (n=183)	趣味やレジャーをする 43.2%	人に話を聞いてもらう 38.3%	運動をする 25.1%
80代 (n=17)	人に話を聞いてもらう 70.6%	睡眠を取る 23.5%	趣味やレジャーをする 23.5%

(6) 民生委員・社会福祉法人・社会福祉協議会の認知度・期待する役割

(一般市民調査)

各団体の認知度について、各団体ともに「名前は知っている」と回答した割合が高く、「内容を知っている」と回答した割合は、民生委員で31.1%、社会福祉法人で22.4%、社会福祉協議会で21.7%となっています。

図表 2-47 民生委員・社会福祉法人・社会福祉協議会の認知度（一般市民）



また、各団体に期待する役割として、民生委員には「高齢者、障がい者宅への訪問・見守り」、社会福祉法人には「質の高い福祉サービスの提供」、社会福祉協議会には「ひとり暮らし高齢者や障がい者の見守り」をそれぞれ最上位に挙げています。

また、どの団体に対しても相談や専門機関へのつなぎ役が求められています。

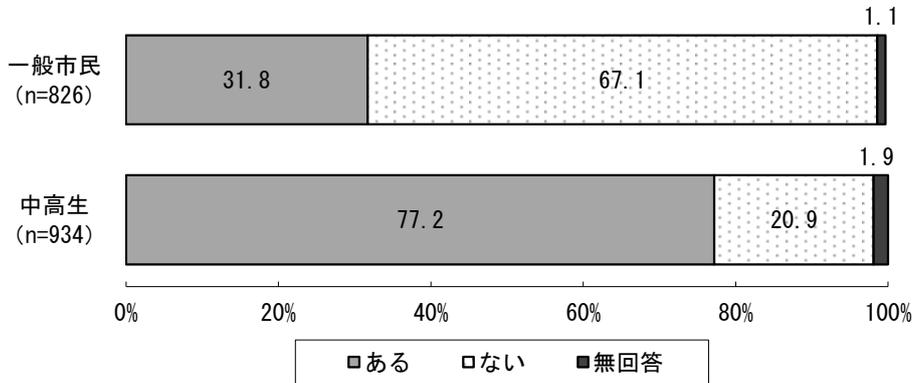
図表 2-48 各団体に期待する役割について（団体別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
民生委員に期待する役割	高齢者、障がい者宅への訪問・見守り 68.1%	専門機関へのつなぎ役 66.1%	相談への対応 52.5%
社会福祉法人に期待する役割	質の高い福祉サービスの提供 67.0%	福祉に関する相談窓口 58.4%	災害時の高齢者・障がい者の受け入れ 49.2%
社会福祉協議会に期待する役割	ひとり暮らし高齢者や障がい者の見守り 63.7%	福祉に関する相談の充実 61.5%	地域住民と専門機関のつなぎ 45.8%

(7) ボランティア活動への参加経験（一般市民・中高生調査）

ボランティア活動への参加経験の「ある」割合は、一般市民で 31.8%、中高生では 77.2%を占めています。

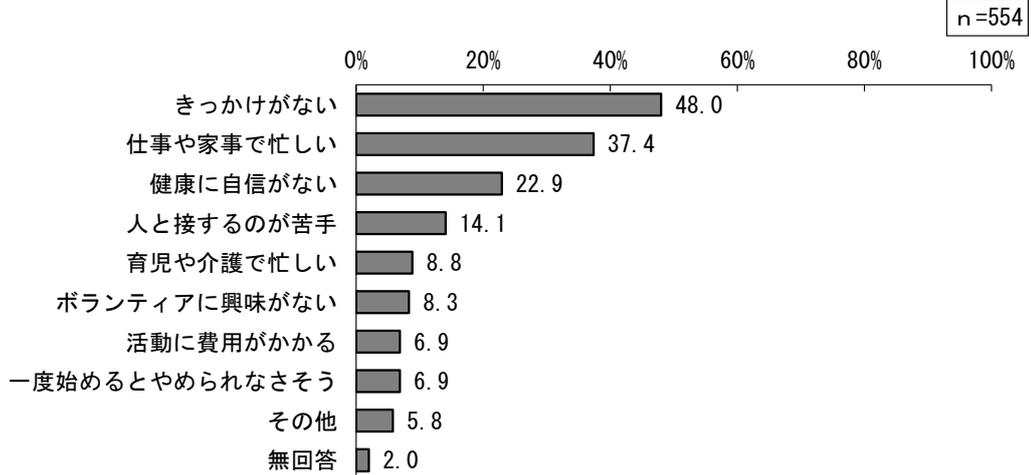
図表 2-49 ボランティア活動への参加経験（一般市民・中高生）



一般市民のボランティア活動へ参加したことがない理由をみると、「きっかけがない」が 48.0%と最も多くなっています。次いで「仕事や家事で忙しい」が 37.4%、「健康に自信がない」が 22.9%となっています。

年代別では、10代、20代、60代では「きっかけがない」、30代～50代では「仕事や家事で忙しい」、70代、80代では「健康に自信がない」をそれぞれ最上位に挙げています。

図表 2-50 ボランティア活動へ参加したことがない理由（一般市民）



図表 2-51 ボランティア活動へ参加したことがない理由（年代別：上位3項目）

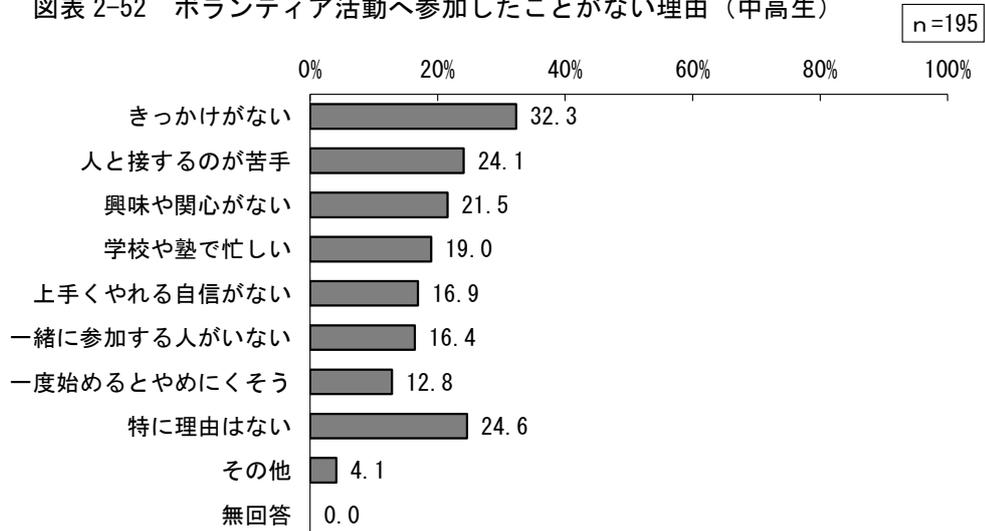
	第1位	第2位	第3位
10代 (n=9)	きっかけがない 66.7%	育児や介護で忙しい、仕事や家事で忙しい、 人と接するのが苦手、ボランティアに興味がない 11.1%	
20代 (n=46)	きっかけがない 67.4%	仕事や家事で忙しい 39.1%	人と接するのが苦手 21.7%

	第1位	第2位	第3位
30代 (n=62)	仕事や家事で忙しい 51.6%	きっかけがない 45.2%	育児や介護で忙しい 16.1%
40代 (n=80)	仕事や家事で忙しい 46.3%	きっかけがない 43.8%	人と接するのが苦手 22.5%
50代 (n=93)	仕事や家事で忙しい 61.3%	きっかけがない 44.1%	人と接するのが苦手 16.1%
60代 (n=125)	きっかけがない 53.6%	仕事や家事で忙しい 34.4%	健康に自信がない 28.0%
70代 (n=125)	健康に自信がない 44.0%	きっかけがない 43.2%	仕事や家事で忙しい 12.8%
80代 (n=10)	健康に自信がない 50.0%	きっかけがない 30.0%	ボランティアに興味がない 30.0%

中高生のボランティア活動へ参加したことがない理由をみると、「きっかけがない」が32.3%と最も多くなっています。次いで「特に理由はない」が24.6%、「人と接するのが苦手」が24.1%となっています。

中高生で共通して割合が高いのは、「きっかけがない」で、次に、中学生では、「人と接するのが苦手」が31.6%、「上手くやれる自信がない」が25.3%、高校生では、「興味や関心がない」が22.4%、「学校や塾で忙しい」が20.7%となっています。

図表 2-52 ボランティア活動へ参加したことがない理由（中高生）



図表 2-53 ボランティア活動へ参加したことがない理由（中高生：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
中学生 (n=79)	きっかけがない 39.2%	人と接するのが苦手 31.6%	上手くやれる自信がない 25.3%
高校生 (n=116)	きっかけがない 27.6%	興味や関心がない 22.4%	学校や塾で忙しい 20.7%

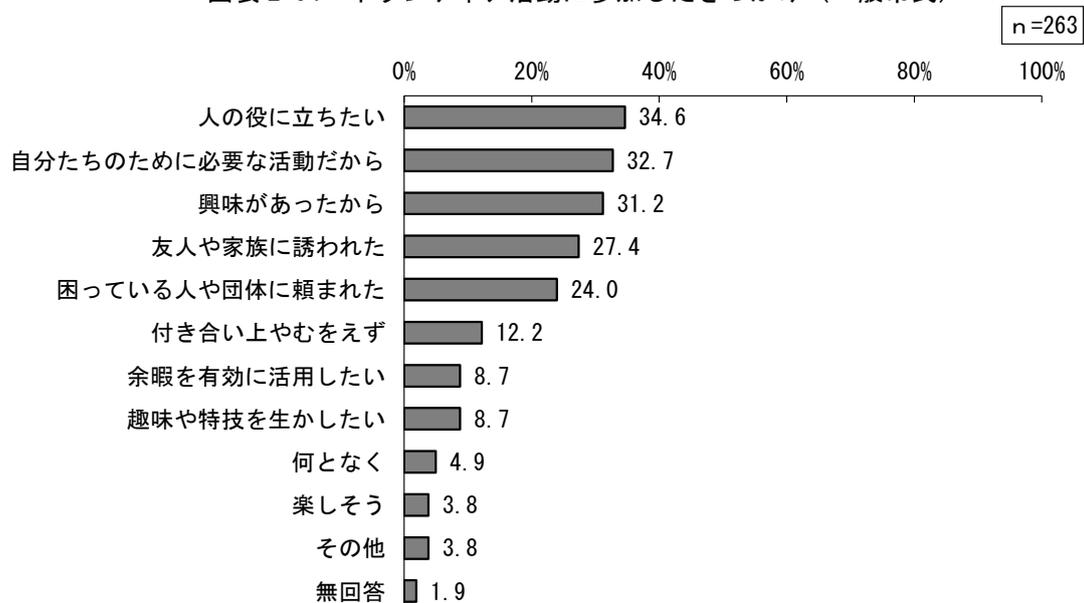
一般市民でボランティア活動に参加したきっかけについては、「人の役に立ちたい」が34.6%と最も高くなっています。次いで「自分たちのために必要な活動だから」が32.7%、「興味があった」が31.2%となっています。

また、「友人や家族に誘われた」が27.3%、「困っている人や団体に頼まれた」が24.0%と他者に誘われたことも、参加のきっかけとなっています。

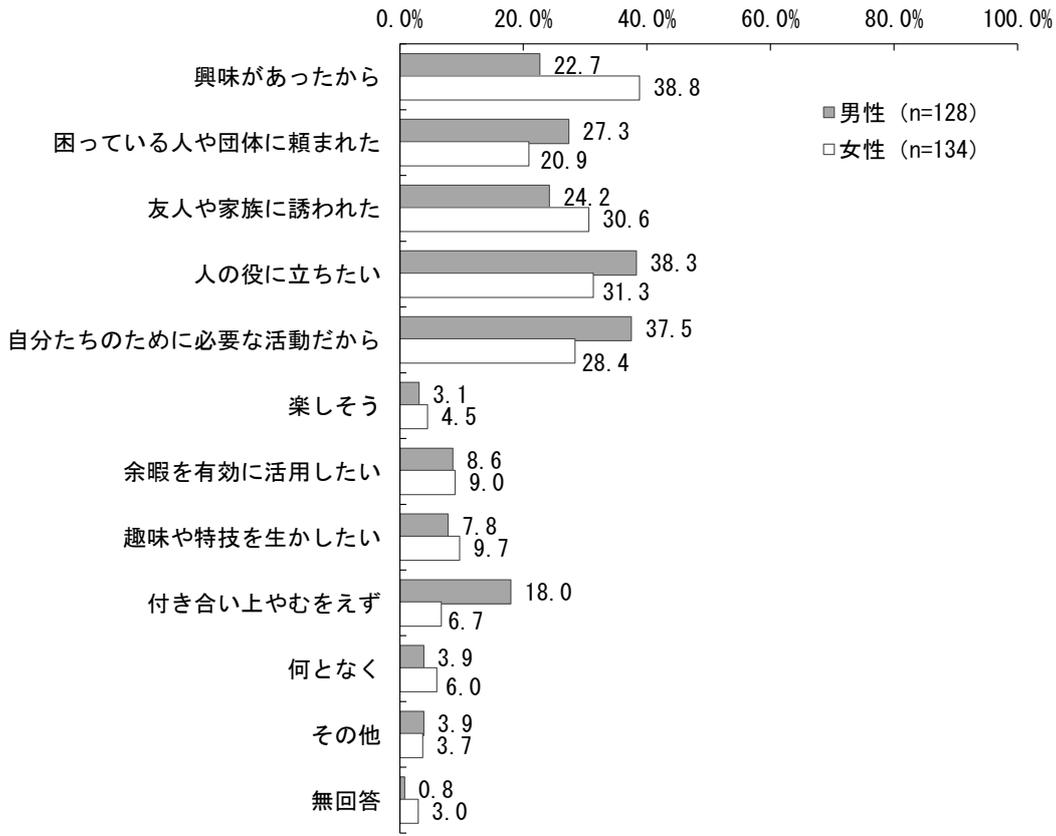
性別では、男性は、「人の役に立ちたい」が38.3%、「自分たちのために必要な活動だから」が37.5%、「困っている人や団体に頼まれた」27.3%、女性は、「興味があった」38.8%、「人の役に立ちたい」が31.3%、「友人や家族に誘われた」が30.6%と参加する動機には若干の違いが見られます。

年代別では、10代が「友人や家族に誘われた」「困っている人や団体に頼まれた」、20代～50代では「人の役に立ちたい」、60代～80代では「自分たちのために必要な活動だから」が、それぞれ最上位に挙げられています。

図表 2-54 ボランティア活動に参加したきっかけ（一般市民）



図表 2-55 ボランティア活動に参加したきっかけ（一般市民：性別）



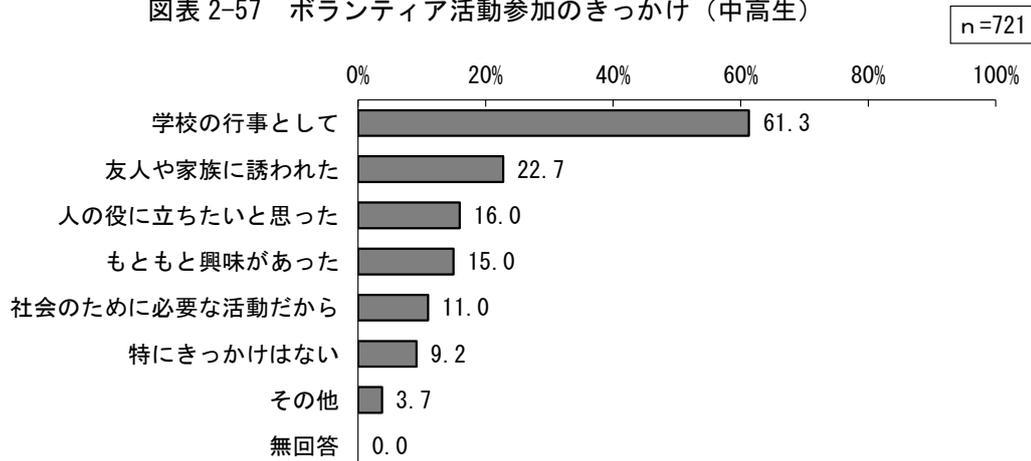
図表 2-56 ボランティア活動に参加したきっかけ（一般市民：年代別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
10代 (n=11)	困っている人や団体に頼まれた、友人や家族に誘われた 27.3%	興味があったから、人の役に立ちたい、自分たちのために必要な活動だから 18.2%	
20代 (n=43)	人の役に立ちたい 37.2%	興味があったから 34.9%	友人や家族に誘われた 18.6%
30代 (n=38)	興味があったから、人の役に立ちたい 42.1%		友人や家族に誘われた 28.9%
40代 (n=30)	人の役に立ちたい 30.0%	興味があったから、友人や家族に誘われた、自分たちのために必要な活動だから 26.7%	
50代 (n=35)	興味があったから、人の役に立ちたい 37.1%		友人や家族に誘われた 34.3%
60代 (n=45)	自分たちのために必要な活動だから 46.7%	困っている人や団体に頼まれた 40.0%	友人や家族に誘われた 37.8%
70代 (n=53)	自分たちのために必要な活動だから 52.8%	人の役に立ちたい 37.7%	興味があったから 30.2%
80代 (n=7)	自分たちのために必要な活動だから 42.9%	困っている人や団体に頼まれた、人の役に立ちたい 28.6%	

一方、中高生のボランティア活動参加のきっかけは、「学校の行事として」が61.3%と最も多く、次いで「友人や家族に誘われた」が22.7%、「人の役に立ちたいと思った」が16.0%となっています。

中学・高校別に理由をみると、中高生ともに「学校の行事として」「友人や家族に誘われた」の割合が高いほか、「もともと興味があったから」が中学生では8.8%、高校生では20.9%となっています。

図表 2-57 ボランティア活動参加のきっかけ（中高生）



図表 2-58 ボランティア活動参加のきっかけ（中高生：上位3項目）

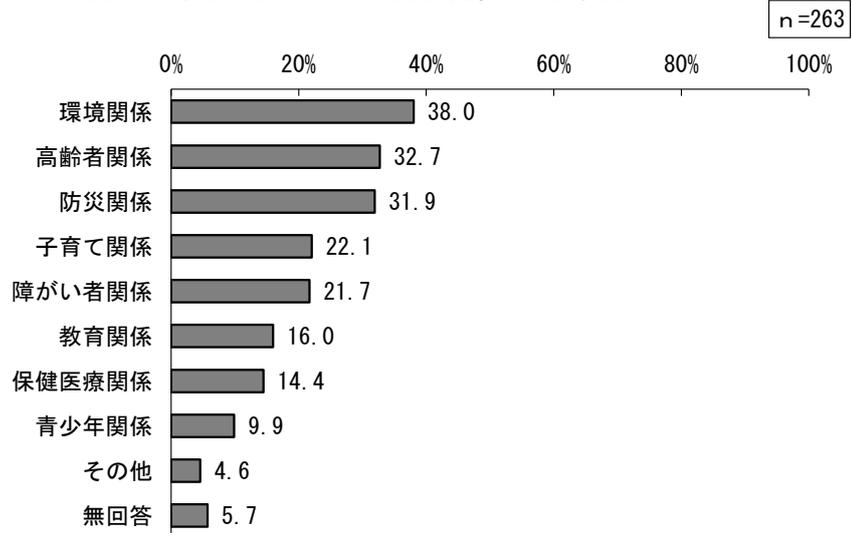
	第1位	第2位	第3位
中学生 (n=353)	学校の行事として 75.1%	友人や家族に誘われた 21.8%	人の役に立ちたいと思った 16.1%
高校生 (n=368)	学校の行事として 48.1%	友人や家族に誘われた 23.6%	もともと興味があった 20.9%

(8) ボランティア活動への興味と関心（一般市民調査）

興味のあるボランティア活動分野については、「環境関係」が 38.0%と最も多くなっています。次いで「高齢者関係」が 32.7%、「防災関係」が 31.9%となっています。

年代別にみると、10代、20代では「子育て関係」、30代～50代では「環境関係」、60代では「防災関係」、70代、80代では「高齢者関係」をそれぞれ最上位に挙げています。

図表 2-59 興味のあるボランティア活動分野（一般市民）



図表 2-60 興味のあるボランティア活動分野（年代別：上位 3 項目）

	第 1 位	第 2 位	第 3 位
10代 (n=11)	子育て関係 36.4%	障がい者関係、環境関係、防災関係 27.3%	
20代 (n=43)	子育て関係 37.2%	環境関係、防災関係 34.9%	
30代 (n=38)	環境関係 36.8%	子育て関係 34.2%	障がい者関係 26.3%
40代 (n=30)	環境関係 50.0%	防災関係 33.3%	子育て関係 26.7%
50代 (n=35)	環境関係 42.9%	高齢者関係、防災関係 25.7%	
60代 (n=45)	防災関係 44.4%	環境関係 40.0%	高齢者関係 37.8%
70代 (n=53)	高齢者関係 50.9%	環境関係 35.8%	防災関係 28.3%
80代 (n=7)	高齢者関係 85.7%	障がい者関係、防災関係 28.6%	

図表 2-61 興味のあるボランティア活動分野（家族構成別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
単身世帯 (n=15)	防災関係 46.7%	環境関係 40.0%	教育関係、 子育て関係 26.7%
夫婦のみ世帯 (n=16)	環境関係 37.5%	教育関係 31.3%	子育て関係、 保健医療関係 25.0%
未就学世帯 (n=31)	子育て関係 45.2%	環境関係 38.7%	防災関係 22.6%
義務教育世帯 (n=14)	環境関係 50.0%	子育て関係、防災関係、 障がい者関係 35.7%	
義務教育 終了世帯 (n=11)	子育て関係、 教育関係 36.4%	環境関係、障がい者関係、 高齢者関係 27.3%	
ひとり親世帯 (n=4)	防災関係 75.0%	環境関係、子育て関係、 障がい者関係、高齢者関係 25.0%	
2世代世帯 (n=95)	環境関係 43.2%	高齢者関係 35.8%	防災関係 29.5%
3世代世帯 (n=20)		環境関係、 高齢者関係 45.0%	防災関係 35.0%
その他世帯 (n=4)		高齢者関係、 子育て関係 50.0%	防災関係、障がい者関係、 保健医療関係、環境関係 25.0%
高齢単身世帯 (n=9)		高齢者関係、 障がい者関係 55.6%	防災関係 44.4%
高齢夫婦世帯 (n=42)	高齢者関係 47.6%	防災関係 40.5%	環境関係 26.2%

◎今回、アンケート調査の対象となった方の家族構成は以下のとおりとなっています。
（以下の項目においても同様）

単身（10代～50代）

夫婦のみ世帯（10代～50代）

未就学世帯（未就学児がいる世帯）

義務教育世帯（小学生・中学生がいる世帯）

義務教育終了世帯（16歳～18歳以下の子どもがいる世帯）

ひとり親世帯（あなた・子ども（未就学～18歳以下））

2世代（あなた・配偶者（パートナー）・18歳以上の子ども、または親で構成される世帯）

3世代（あなた・配偶者（パートナー）・18歳以上の子ども・親で構成される世帯）

その他の世帯

高齢世帯（60代以上単身世帯）

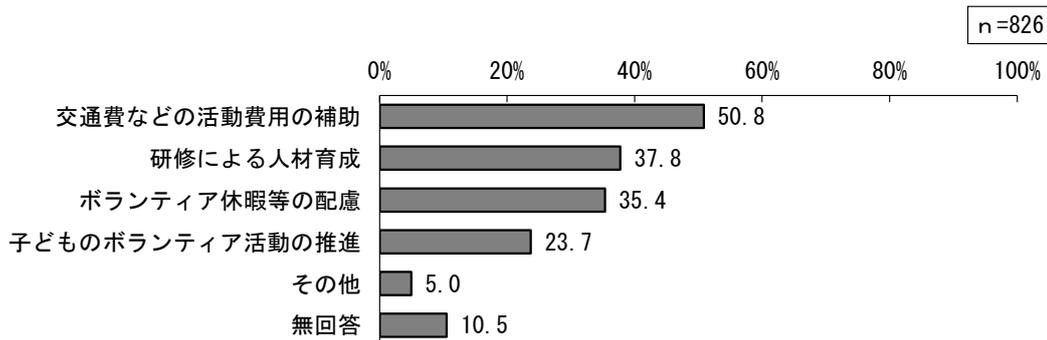
高齢夫婦のみ世帯（回答者が60代以上の夫婦のみの世帯）

(9) ボランティア活動に参加する人を増やすには（一般市民・中高生調査）

ボランティア活動へ参加する人を増やすために必要なことは、「交通費などの活動費用の補助」が50.8%と最も多くなっています。次いで「研修による人材育成」が37.8%、「ボランティア休暇等の配慮」が35.4%となっています。

年代別にみると、全年代で「交通費などの活動費用の補助」の割合が高く、次に30代で「ボランティア休暇等の配慮」、60代と70代で「研修による人材育成」となっています。

図表 2-62 ボランティア活動に参加するために必要なこと（一般市民）



図表 2-63 ボランティア活動に参加するために必要なこと（年代別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
10代 (n=20)	交通費などの活動費用の補助 50.0%	子どものボランティア活動の推進 45.0%	ボランティア休暇等の配慮 30.0%
20代 (n=89)	交通費などの活動費用の補助 62.9%	ボランティア休暇等の配慮 48.3%	子どものボランティア活動の推進 34.8%
30代 (n=100)	ボランティア休暇等の配慮 50.0%	交通費などの活動費用の補助 47.0%	子どものボランティア活動の推進 30.0%
40代 (n=111)	交通費などの活動費用の補助 50.5%	ボランティア休暇等の配慮 40.5%	研修による人材育成 28.8%
50代 (n=129)	交通費などの活動費用の補助 55.0%	ボランティア休暇等の配慮 48.1%	研修による人材育成 39.5%
60代 (n=172)	交通費などの活動費用の補助、 研修による人材育成 51.7%		ボランティア休暇等の配慮 27.3%
70代 (n=183)	研修による人材育成 48.1%	交通費などの活動費用の補助 43.2%	ボランティア休暇等の配慮 19.1%
80代 (n=17)	交通費などの活動費用の補助 58.8%	研修による人材育成 29.4%	ボランティア休暇等の配慮、 子どものボランティア活動の推進 17.6%

一方、中高生で、ボランティアに参加する人を増やすために必要だと思うことは、「学校の授業や行事に取り入れる」が67.7%と最も多くなっています。次いで「活動内容や活動場所などの情報を積極的に発信する」が48.3%、「ボランティアに関する研修会を開催する」が6.1%となっています。

中学・高校別にみても「学校の授業や行事に取り入れる」をいずれも最上位に挙げています。

図表 2-64 ボランティアに参加する人を増やすために必要だと思うこと（中高生）

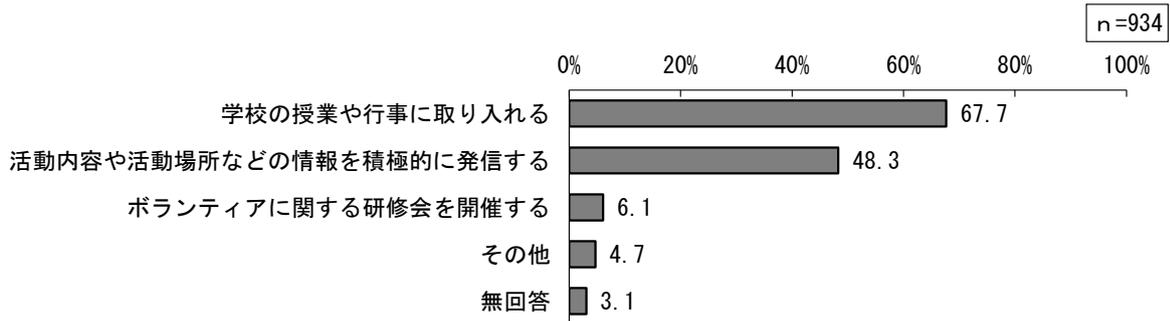


図 2-65 ボランティアに参加する人を増やすために必要だと思うこと（中高生：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
中学生 (n=433)	学校の授業や行事に取り入れる 73.7%	活動内容や活動場所などの情報を積極的に発信する 51.3%	ボランティアに関する研修会を開催する 5.5%
高校生 (n=498)	学校の授業や行事に取り入れる 62.9%	活動内容や活動場所などの情報を積極的に発信する 46.0%	ボランティアに関する研修会を開催する 6.6%

(10) 地域で活動を担う人材育成、地域福祉活動上の課題

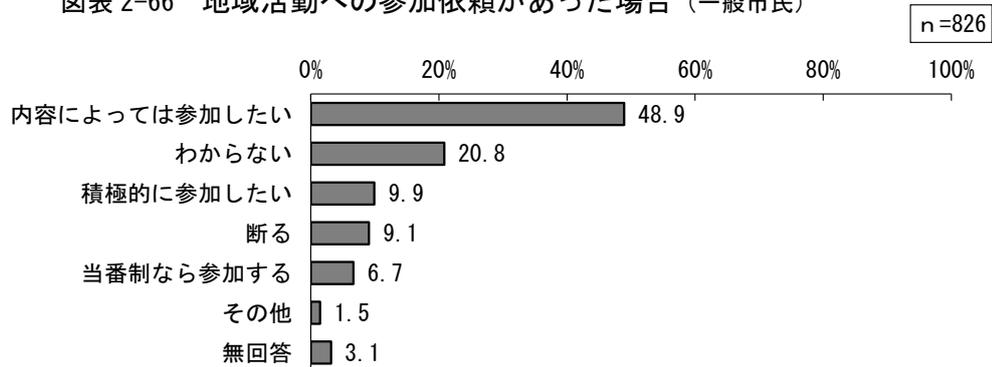
(一般市民・中高生・福祉団体調査)

一般市民へ地域活動への参加依頼があった場合、どうするかについては、「内容によっては参加したい」が48.9%、「積極的に参加したい」が9.9%となっています。

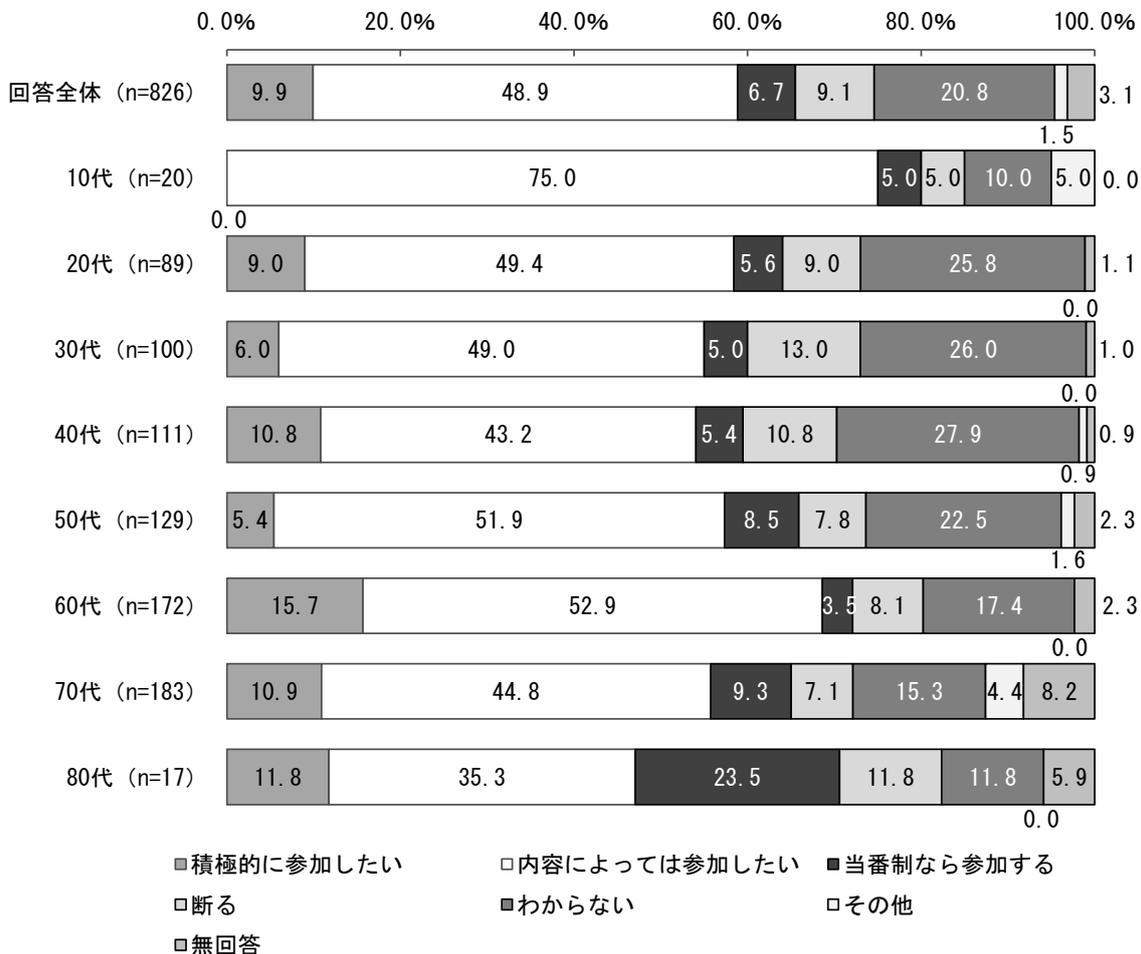
その他に「わからない」が20.8%、「断る」が9.1%、「当番制なら」が6.7%となっています。

年代別でも全年代で「内容によっては参加したい」の割合が高く、次に20代～50代では「わからない」が高い割合となっています。

図表 2-66 地域活動への参加依頼があった場合（一般市民）

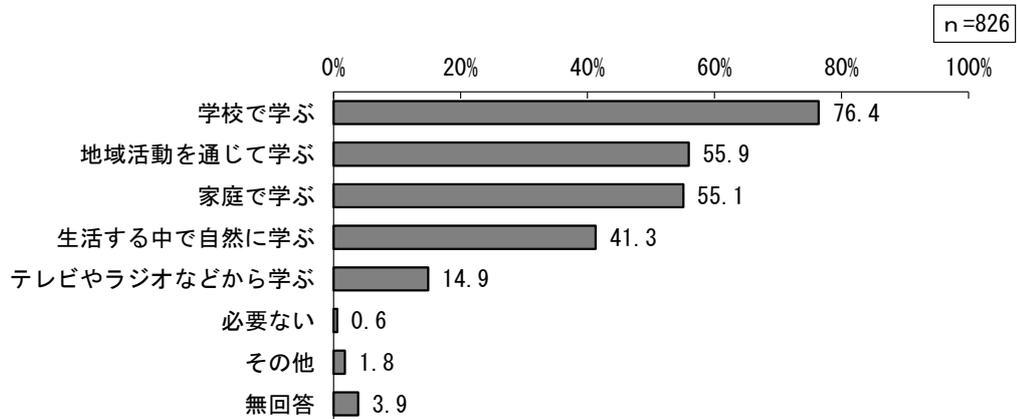


図表 2-67 地域活動への参加依頼があった場合（一般市民：年代別）



子どもたちの福祉の理解や参加の心を育てるために必要な学び方については、「学校で学ぶ」が76.4%、「地域活動を通じて学ぶ」が55.9%、「家庭で学ぶ」55.1%、「生活する中で自然に学ぶ」が41.3%となっています。

図表 2-68 福祉の理解や参加の心を育てるために必要な学び方（一般市民）



地域の担い手である中高生は「むつ市は住みたいまちですか」について、「一度、他のまちに住んでみてから考えたい」が30.2%、「当分は住みたい」が16.6%、「住みたい」が、15.6%となっています。

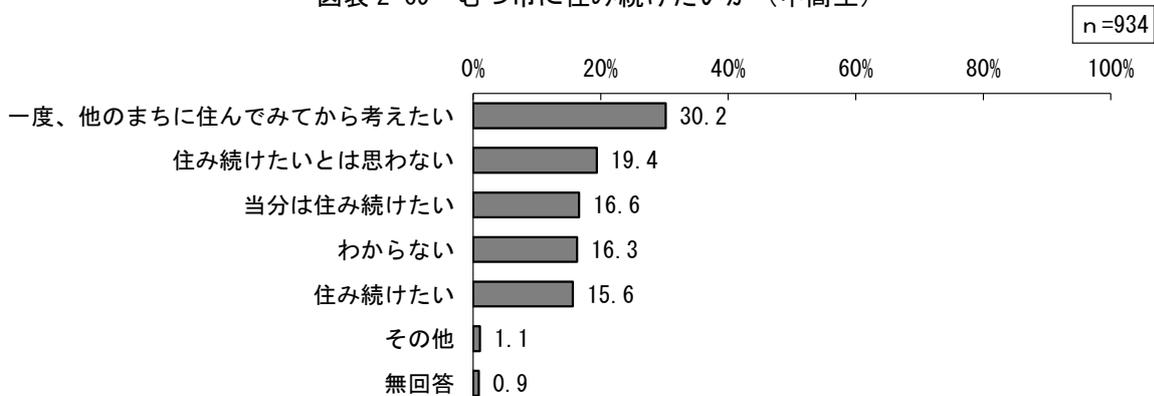
性別では、男女ともに「一度、他のまちに住んでみてから考えたい」の割合が高く、女性では「住みたいとは思わない」が20.2%と高くなっています。

中学生では、「一度、他のまちに住んでみてから考えたい」が29.6%、「当分は住みたい」が21.9%、「住みたい」が、21.2%となっています。

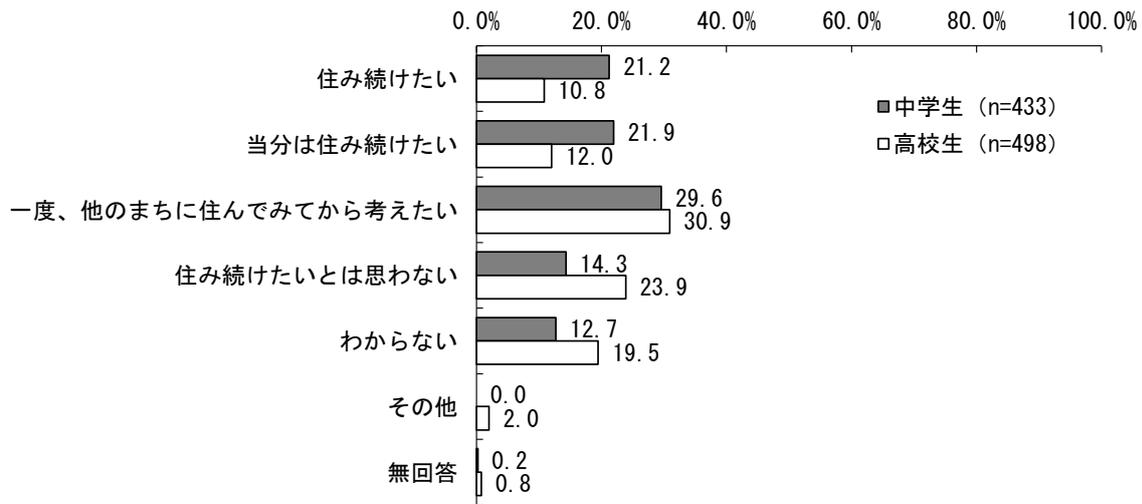
高校生では、「一度、他のまちに住んでみてから考えたい」が30.9%、「当分は住みたい」が12.0%、「住みたい」が、10.8%となっています。

また、「住みたいとは思わない」が、中学生では14.3%、高校生では23.9%となっています。

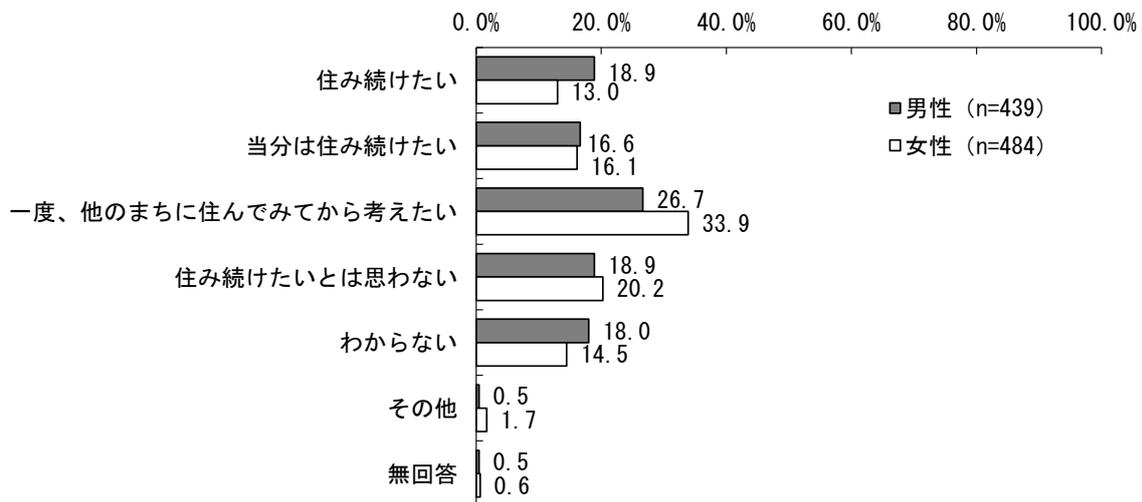
図表 2-69 むつ市に住みたいか（中高生）



図表 2-70 むつ市に住みたいか（中高生：中学・高校別）



図表 2-71 むつ市に住みたいか（中高生：性別）

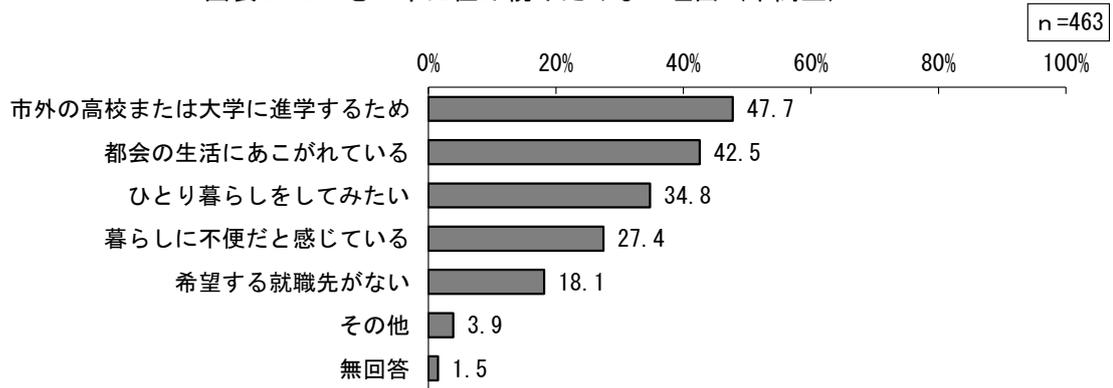


住みたいくない理由として、「市外の高校または大学に進学するため」が 47.7%、「都会の生活にあこがれている」が 42.5%、「ひとり暮らしをしてみたい」が 34.8%、「暮らしが不便だと感じている」が 27.4%となっています。

性別では、男性は「都会の生活にあこがれている」、「市外の高校または大学に進学するため」、「ひとり暮らしをしてみたい」の順で割合が高く、女性は、「市外の高校または大学に進学するため」「都会の生活にあこがれている」「ひとり暮らしをしてみたい」の順で割合が高くなっています。

また、女性の「希望する就職先がない」が 21.4%と、男性と比較して高くなっています。

図表 2-72 むつ市に住み続けたくない理由（中高生）



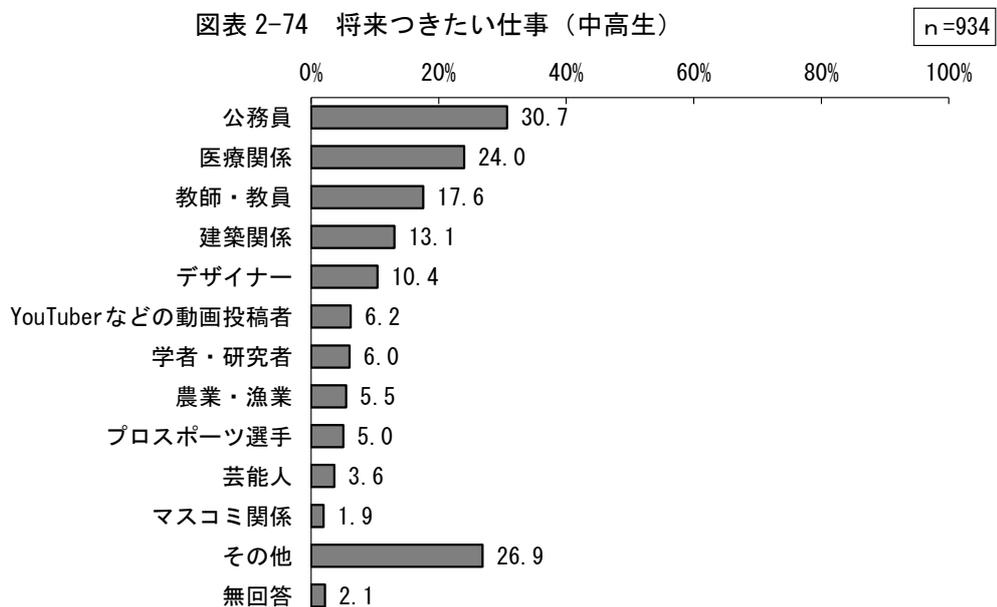
図表 2-73 むつ市に住み続けたくない理由（中高生：上位5項目）

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
男性 (n=200)	都会の生活にあこがれている 39.5%	市外の高校または大学に進学するため 38.5%	ひとり暮らしをしてみたい 37.5%	暮らしに不便だと感じている 29.0%	希望する就職先がない 14.0%
女性 (n=262)	市外の高校または大学に進学するため 54.6%	都会の生活にあこがれている 45.0%	ひとり暮らしをしてみたい 32.8%	暮らしに不便だと感じている 26.3%	希望する就職先がない 21.4%
中学生 (n=190)	都会の生活にあこがれている 51.6%	市外の高校または大学に進学するため 42.6%	ひとり暮らしをしてみたい 42.1%	暮らしに不便だと感じている 24.2%	希望する就職先がない 13.7%
高校生 (n=273)	市外の高校または大学に進学するため 51.3%	都会の生活にあこがれている 36.3%	ひとり暮らしをしてみたい 29.7%	暮らしに不便だと感じている 29.7%	希望する就職先がない 21.2%

中高生の将来就きたい仕事については、「公務員」が30.7%、「医療関係」が24.0%、「教師・教員」が17.6%となっています。

性別では、男性が「公務員」、「建築関係」、「教師・教員」の順で割合が高く、女性は「医療関係」、「公務員」、「教師・教員」の順で割合が高くなっています。

図表 2-74 将来つきたい仕事（中高生）



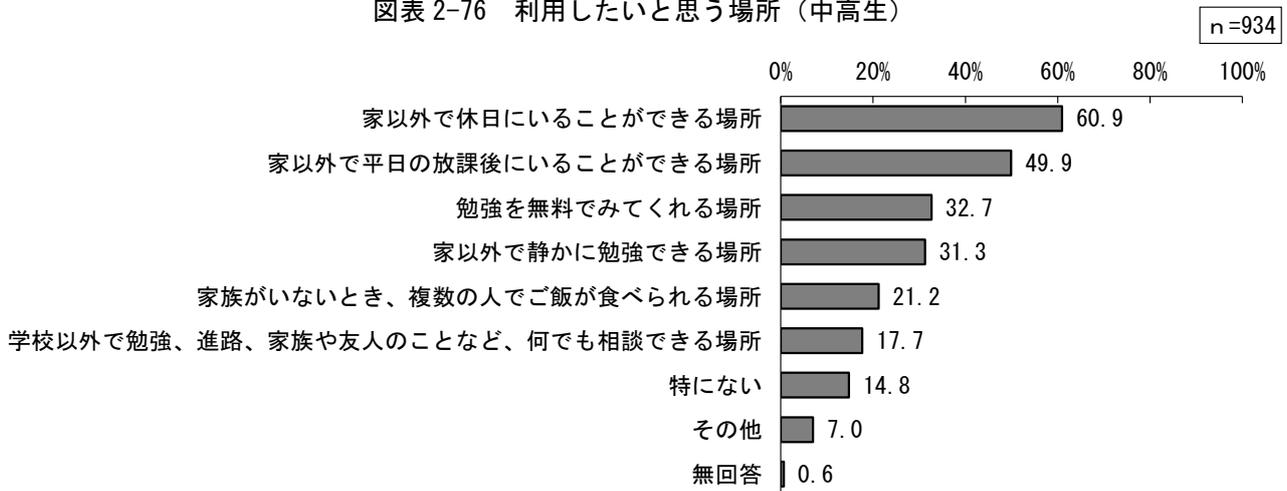
図表 2-75 将来つきたい仕事（中高生：上位 5 項目）

	第 1 位	第 2 位	第 3 位	第 4 位
男性 (n=200)	公務員 39.9%	建築関係 24.4%	教師・教員 13.2%	医療関係 12.5%
女性 (n=262)	医療関係 34.7%	公務員 22.9%	教師・教員 21.7%	デザイナー 14.5%

市内で利用したいと思う場所については、「家以外で休日にいることができる場所」が 60.9%と最も多くなっています。次いで「家以外で平日の放課後にいることができる場所」が 49.9%、「勉強を無料でみてくれる場所」が 32.7%となっています。

中学・高校別にみても、同様の内容となっています。

図表 2-76 利用したいと思う場所（中高生）

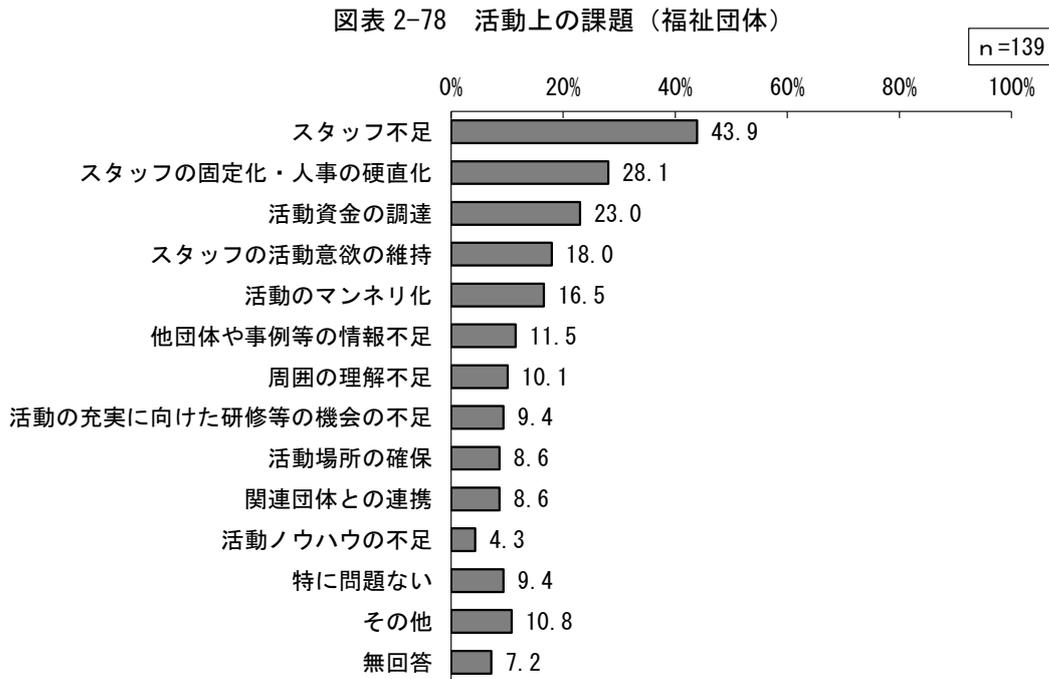


図表 2-77 利用したいと思う場所（中高生：上位 3 項目）

	第 1 位	第 2 位	第 3 位
中学生 (n=433)	家以外で休日にいることができる場所 62.4%	家以外で平日の放課後にいることができる場所 43.6%	勉強を無料でみてくれる場所 36.0%
高校生 (n=498)	家以外で休日にいることができる場所 60.0%	家以外で平日の放課後にいることができる場所 55.6%	勉強を無料でみてくれる場所 29.9%

福祉団体等の活動上の課題については、「スタッフ不足」が43.9%と最も多くなっています。次いで「スタッフの固定化・人事の硬直化」が28.1%、「活動資金の調達」が23.0%となっています。

組織形態別の活動上の課題をみると、ボランティアグループ、社会福祉法人、その他団体では「スタッフ不足」、NPO法人では「活動資金の調達」をそれぞれ最上位に挙げています。



図表 2-79 活動上の課題（組織形態別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
ボランティアグループ (n=24)	スタッフ不足 45.8%	活動資金の調達 41.7%	スタッフの固定化 37.5%
社会福祉法人 (n=44)	スタッフ不足 43.2%	スタッフの固定化 22.7%	活動のマンネリ化 20.5%
NPO法人 (n=8)	活動資金の調達 75.0%	スタッフ不足 25.0%	関連団体との連携、活動ノウハウの不足、スタッフの固定化 12.5%
その他団体 (n=60)	スタッフ不足 46.7%	スタッフの固定化 28.3%	スタッフの活動意欲の維持 21.7%

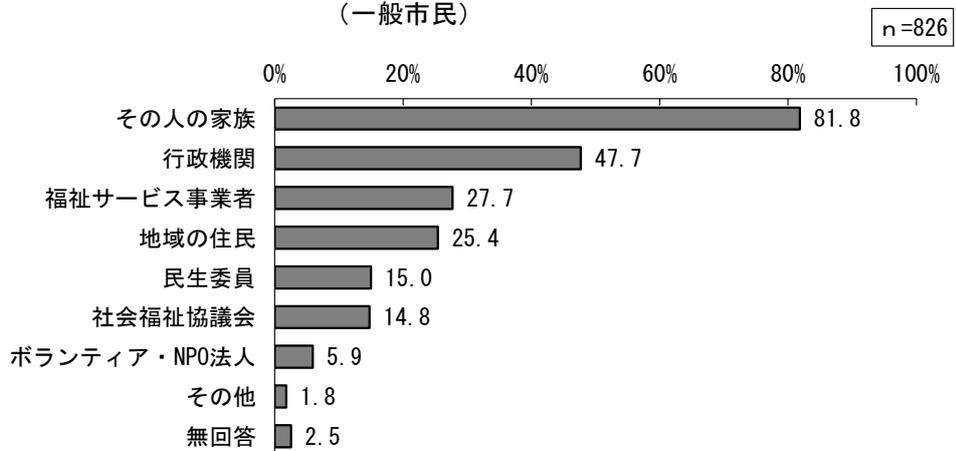
(11) 日常生活で困ったことが起きたとき、誰が手助けをすべか（一般市民調査）

日常の困りごとの手助けを誰がするべきかについては、「その人の家族」が 81.8%、「行政機関」が 47.7%、「福祉サービス事業者」が 27.7%、「地域の住民」が 25.4%となっています。

「社会福祉協議会」や「民生委員」、「ボランティア・NPO法人」などの福祉団体等は低い割合となっています。

年代別でも全年代で「その人の家族」の割合が高く、次いで「行政機関」を挙げています。

図表 2-80 日常生活で困ったことが起きたとき、誰が手助けするべきか（一般市民）



図表 2-81 日常生活で困ったことが起きたとき、誰が手助けするべきか（年代別：上位3項目）

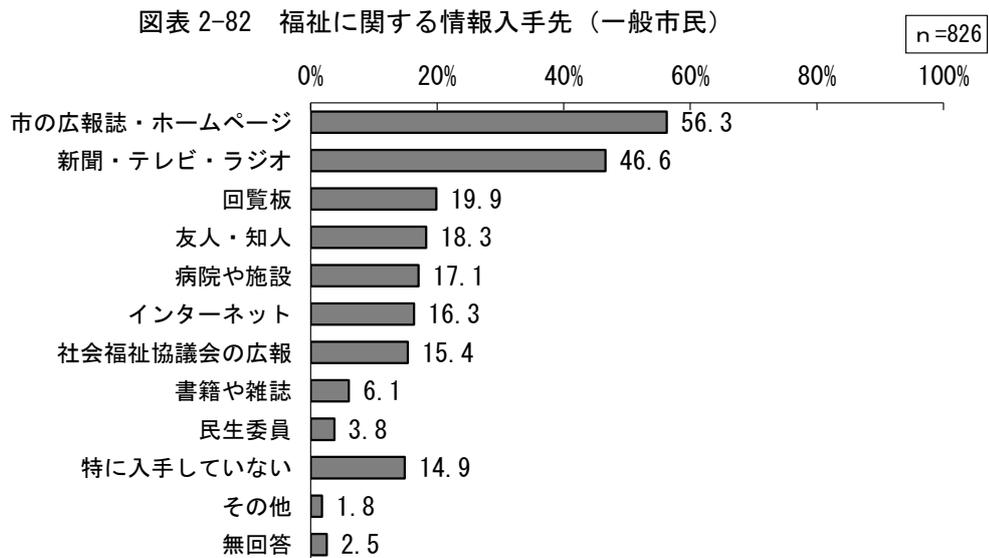
	第1位	第2位	第3位
10代 (n=20)	その人の家族 80.0%	地域の住民 35.0%	行政機関 25.0%
20代 (n=89)	その人の家族 83.1%	行政機関 46.1%	福祉サービス事業者 32.6%
30代 (n=100)	その人の家族 90.0%	行政機関 57.0%	福祉サービス事業者 27.0%
40代 (n=111)	その人の家族 87.4%	行政機関 46.8%	福祉サービス事業者 33.3%
50代 (n=129)	その人の家族 86.0%	行政機関 55.0%	福祉サービス事業者 27.9%
60代 (n=172)	その人の家族 81.4%	行政機関 50.6%	福祉サービス事業者 28.5%
70代 (n=183)	その人の家族 73.8%	行政機関 40.4%	地域の住民 30.1%
80代 (n=17)	その人の家族 58.8%	民生委員 35.3%	行政機関 23.5%

(12) 福祉に関する情報入手先（一般市民調査）

福祉に関する情報入手先については、「市の広報誌・ホームページ」が56.3%と最も多くなっています。次いで「新聞・テレビ・ラジオ」が46.6%、「回覧板」が19.9%となっています。

一方で「特に入手していない」と回答した割合は14.9%を占めています。

なお、年代別の情報入手先では、各年代で「市の広報誌・ホームページ」、「新聞・テレビ・ラジオ」を上位に挙げているほか、70代では「社会福祉協議会の広報」、80代では「病院や施設」を上位に挙げています。



図表 2-83 福祉に関する情報入手先（年代別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
10代 (n=20)	新聞・テレビ・ラジオ 50.0%	特に入手していない 40.0%	市の広報誌・ホームページ 15.0%
20代 (n=89)	市の広報誌・ホームページ 36.0%	新聞・テレビ・ラジオ 36.0%	インターネット 36.0%
30代 (n=100)	市の広報誌・ホームページ 37.0%	新聞・テレビ・ラジオ 35.0%	インターネット 31.0%
40代 (n=111)	市の広報誌・ホームページ 55.0%	新聞・テレビ・ラジオ 37.8%	特に入手していない 23.4%
50代 (n=129)	市の広報誌・ホームページ 59.7%	新聞・テレビ・ラジオ 47.3%	インターネット 20.9%
60代 (n=172)	市の広報誌・ホームページ 68.6%	新聞・テレビ・ラジオ 55.2%	回覧板 25.0%
70代 (n=183)	市の広報誌・ホームページ 68.3%	新聞・テレビ・ラジオ 54.6%	社会福祉協議会の広報 28.4%
80代 (n=17)	市の広報誌・ホームページ 52.9%	新聞・テレビ・ラジオ 52.9%	病院や施設 23.5%

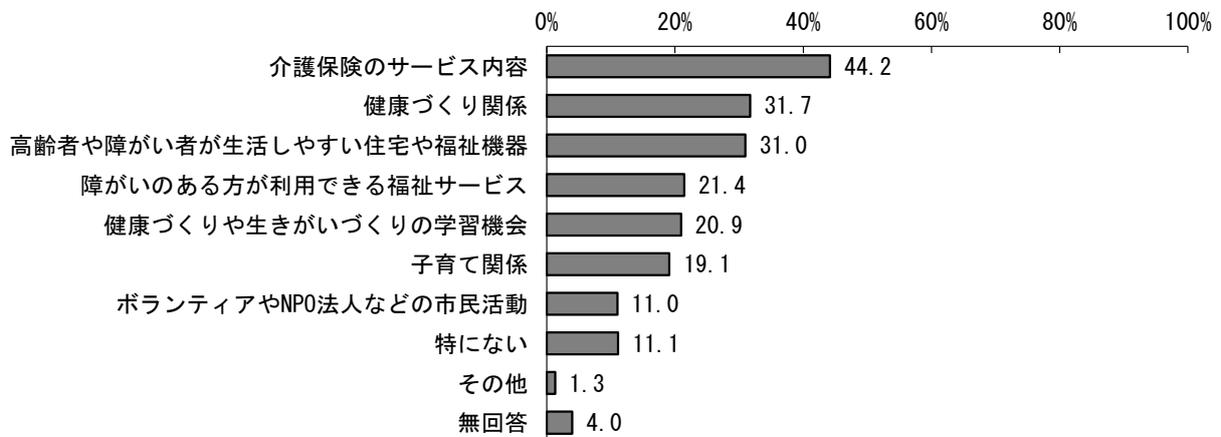
福祉に関する情報で特に知りたいと思う情報については、「介護保険のサービス内容」が44.2%、「健康づくり」が31.7%、「高齢者や障がい者が生活しやすい住宅や福祉機器」が31.0%となっています。

また、「ボランティアやNPO法人などの市民活動」が11.0%、「子育て関係」が19.1%と低い割合になっています。

年代別では、10代が「健康づくり」、20代と30代が「子育て関係」、40代～70代が「介護保険のサービス内容」、80代が「高齢者や障がい者が生活しやすい住宅や福祉機器」を、それぞれ最上位に挙げています。

図表 2-84 福祉に関する情報で特に知りたいと思う情報（一般市民）

n=826



図表 2-85 福祉に関する情報で特に知りたいと思う情報（年代別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
10代 (n=20)	健康づくり関係 40.0%	子育て関係 35.0%	ボランティアやNPO法人などの市民活動、学習機会 15.0%
20代 (n=89)	子育て関係 42.7%	介護保険のサービス内容 30.3%	健康づくり関係 29.2%
30代 (n=100)	子育て関係 48.0%	健康づくり関係 33.0%	介護保険のサービス内容 26.0%
40代 (n=111)	介護保険のサービス内容 38.7%	子育て関係 28.8%	健康づくり関係 27.0%
50代 (n=129)	介護保険のサービス内容 45.7%	高齢者や障がい者が生活しやすい住宅や福祉機器 36.4%	健康づくり関係 27.9%
60代 (n=172)	介護保険のサービス内容 53.5%	高齢者や障がい者が生活しやすい住宅や福祉機器 32.6%	健康づくり関係 30.8%
70代 (n=183)	介護保険のサービス内容 57.9%	健康づくり関係 39.9%	高齢者や障がい者が生活しやすい住宅や福祉機器 35.0%
80代 (n=17)	高齢者や障がい者が生活しやすい住宅や福祉機器 64.7%	介護保険のサービス内容 47.1%	障がいのある方が利用できる福祉サービス 35.3%

(13) 市の取組として力を入れてもらいたいこと（一般市民調査）

市の取組として力を入れてもらいたいことについて、高齢者福祉では「ひとり暮らし高齢者等を支援する生活支援サービスの提供」が47.8%、障がい者福祉では「障がいに対する理解を深める取組」が41.8%、子ども・子育てでは「子育てに係る経済的支援」が46.7%、地域医療では「夜間休日の緊急時の対応」が65.1%と、それぞれ最も高くなっています。

また、自殺予防については、「気軽に相談できる窓口の拡充」が64.9%と最上位に挙がっています。

図表 2-86 市の取組として力を入れてもらいたいこと（一般市民：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
高齢者福祉 (n=826)	ひとり暮らし高齢者等を支援する生活支援サービスの提供 47.8%	相談窓口や情報提供の充実 42.1%	災害時の要援護者対策 33.7%
障がい者福祉 (n=826)	障がいに対する理解を深める取組 41.8%	仕事をする場の確保 (就業や雇用対策) 32.0%	自立に向けたサービスや生活支援 29.9%
子ども・子育て (n=826)	子育てに係る経済的支援 46.7%	子育てしやすい職場環境の整備 45.3%	保育施設や保育サービスの整備・充実 43.8%
地域医療 (n=826)	夜間休日の緊急時の対応 65.1%	往診や訪問診療 44.8%	介護サービスの橋渡し 37.2%
自殺予防 (n=826)	気軽に相談できる窓口の拡充 64.9%	学校で「いのちの教育」の充実 56.9%	精神科等へ受診しやすい環境づくり 33.9%

図表 2-87 市の取組として力を入れてもらいたいこと（家族構成別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
単身世帯 (n=39)	夜間休日の緊急時の対応 66.7%	気軽に相談できる窓口の拡充（自殺予防） 61.5%	保育施設や保育サービスの整備・充実 59.0%
夫婦のみ世帯 (n=43)	夜間休日の緊急時の対応 72.1%	気軽に相談できる窓口の拡充（自殺予防） 58.1%	保育施設や保育サービスの整備・充実 51.2%
未就学世帯 (n=80)	夜間休日の緊急時の対応 83.8%	気軽に相談できる窓口の拡充（自殺予防） 70.0%	子育てに係る経済的支援 65.0%
義務教育世帯 (n=47)	夜間休日の緊急時の対応 85.1%	子育てに係る経済的支援 72.3%	学校で「いのちの教育」の充実（自殺予防） 70.2%
義務教育終了世帯 (n=24)	子育てに係る経済的支援 70.8%	夜間休日の緊急時の対応 66.7%	往診や訪問診療 58.3%

	第1位	第2位	第3位
ひとり親世帯 (n=17)	子育てに係る経済的支援、 学校で「いのちの教育」の充実 (自殺予防) 76.5%	相談窓口や情報提供の充実 (高齢者福祉) 64.7%	夜間休日の緊急時の対応 52.9%
2世代世帯 (n=280)	夜間休日の緊急時の対応 66.1%	気軽に相談できる窓口 の拡充(自殺予防) 63.6%	学校で「いのちの教育」の 充実(自殺予防) 50.4%
3世代世帯 (n=68)	気軽に相談できる窓口の拡充 (自殺予防) 63.2%	夜間休日の緊急時の対応 58.8%	学校で「いのちの教育」の 充実(自殺予防) 57.4%
その他世帯 (n=18)	気軽に相談できる窓口の拡充 (自殺予防) 66.7%	ひとり暮らし高齢者等を支援する生活支援サービスの提供、 夜間休日の緊急時の対応、介護サービスの橋渡し 61.1%	
高齢単身世帯 (n=53)	気軽に相談できる窓口の拡充(自殺予防)、 ひとり暮らし高齢者等を支援する生活支援サービスの提供 71.7%		相談窓口や情報提供の充実 (高齢者福祉) 64.2%
高齢夫婦世帯 (n=148)	気軽に相談できる窓口の 拡充(自殺予防) 73.6%	学校で「いのちの教育」の充 実(自殺予防) 68.9%	往診や訪問診療 54.1%

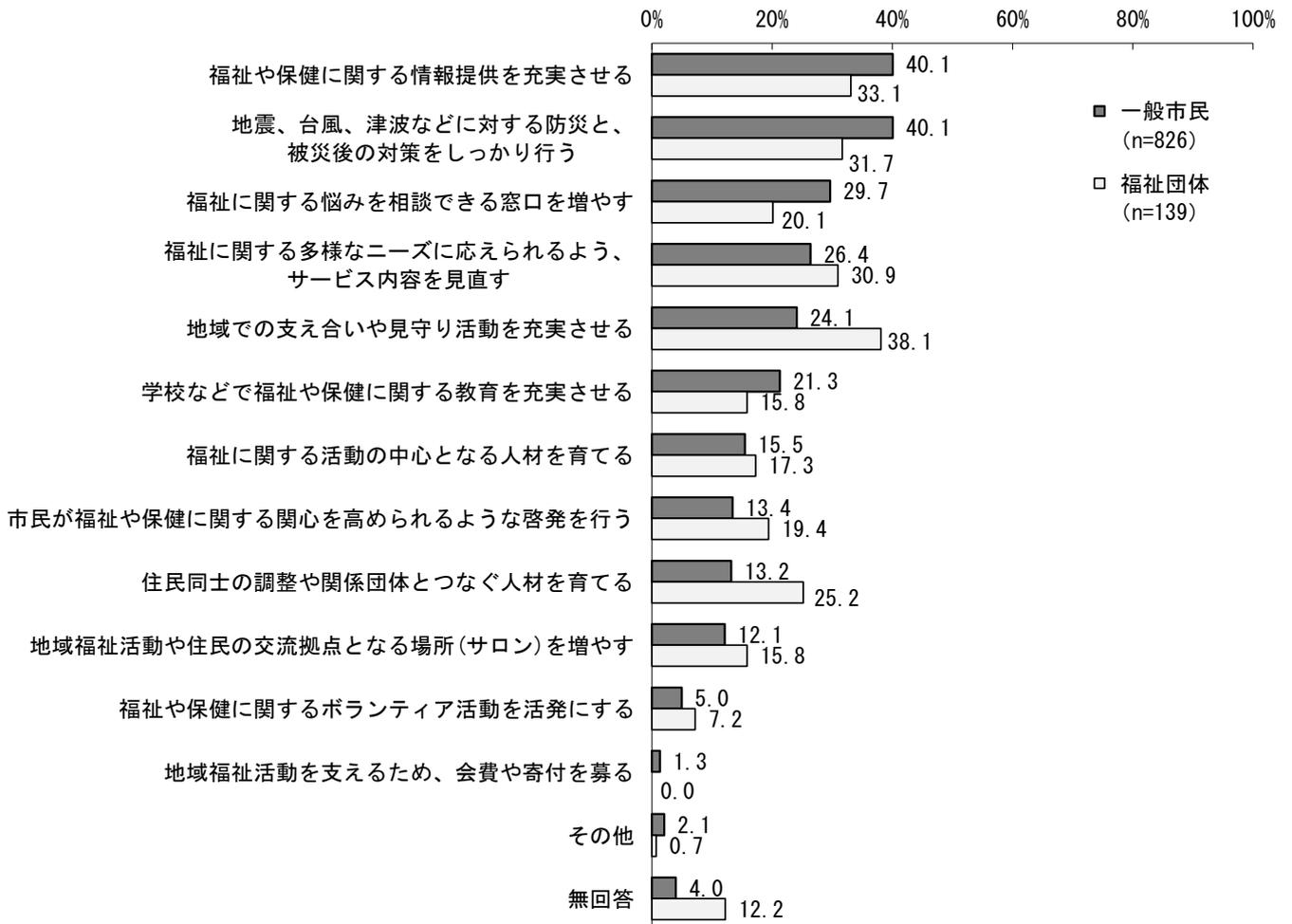
(14) 地域で安心して生活していくために必要な取組（一般市民・福祉団体調査）

地域で安心して生活していくために必要な取組について、一般市民では「福祉や保健に関する情報提供を充実させる」、「地震、台風、津波などに対する防災と、被災後の対策をしっかりと行う」がともに 40.1%、福祉団体では「地域での支え合いや見守り活動を充実させる」が 38.1%と、それぞれ最上位に挙げています。

特に「福祉や保健に関する情報提供を充実させる」、「地震、台風、津波などに対する防災と、被災後の対策をしっかりと行う」については、一般市民、福祉団体ともに上位に挙げています。

家族構成別では、ほとんどの家族構成で「福祉や保健に関する情報提供を充実させる」と「地震、台風、津波などに対する防災と、被災後の対策をしっかりと行う」を上位に挙げています。

図表 2-88 地域で安心して生活していくために必要な取組
（一般市民・福祉団体）



図表 2-89 地域で安心して生活していくために必要な取組
(一般市民・福祉団体：上位3項目)

	第1位	第2位	第3位
一般市民 (n=826)	福祉や保健に関する情報提供、 防災・被災後の対策 40.1%		相談窓口の増加 29.7%
福祉団体 (n=139)	支え合いや見守り活動 38.1%	福祉や保健に関する情報提供 33.1%	防災・被災後の対策 31.7%

図表 2-90 地域で安心して生活していくために必要な取組
(家族構成別：上位3項目)

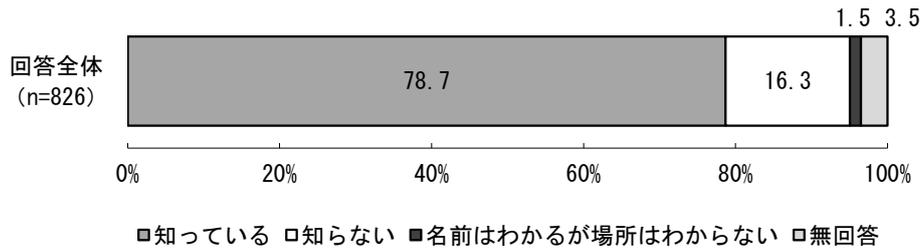
	第1位	第2位	第3位
単身世帯 (n=39)	防災・被災後の対策 41.0%	福祉や保健に関する 情報提供 38.5%	相談窓口の増加 28.2%
夫婦のみ世帯 (n=43)	福祉や保健に関する 情報提供 41.9%	防災・被災後の対策 39.5%	相談窓口の増加 30.2%
未就学世帯 (n=80)	福祉サービスの見直し 43.8%	防災・被災後の対策 40.0%	福祉や保健に関する 情報提供 38.8%
義務教育世帯 (n=47)	防災・被災後の対策 46.8%	福祉・保健教育の充実 34.0%	福祉や保健に関する情報提供、 福祉サービスの見直し 27.7%
義務教育 終了世帯 (n=24)	福祉や保健に関する情報提供、 防災・被災後の対策 45.8%	福祉サービスの見直し 33.3%	相談窓口の増加 福祉・保健教育の充実 29.2%
ひとり親世帯 (n=17)	防災・被災後の対策 58.8%	福祉・保健教育の充実 41.2%	福祉や保健に関する情報提 供、福祉サービスの見直し 23.5%
2世代世帯 (n=280)	防災・被災後の対策 40.4%	福祉や保健に関する 情報提供 34.6%	相談窓口の増加 32.5%
3世代世帯 (n=68)	福祉や保健に関する 情報提供 38.2%	防災・被災後の対策 36.8%	相談窓口の増加 33.8%
その他世帯 (n=18)	福祉や保健に関する 情報提供 66.7%	相談窓口の増加 44.4%	福祉サービスの見直し 33.3%
高齢単身世帯 (n=53)	福祉や保健に関する 情報提供 62.3%	相談窓口の増加 34.0%	支え合いや見守り活動充実、 防災・被災後の対策 32.1%
高齢夫婦世帯 (n=148)	福祉や保健に関する 情報提供 48.0%	防災・被災後の対策 40.5%	相談窓口の増加 31.8%

「災害時の避難場所または避難所を知っているか」については、「知っている」が78.7%、「知らない」が16.3%、「名前はわかるが場所はわからない」が1.5%となっています。

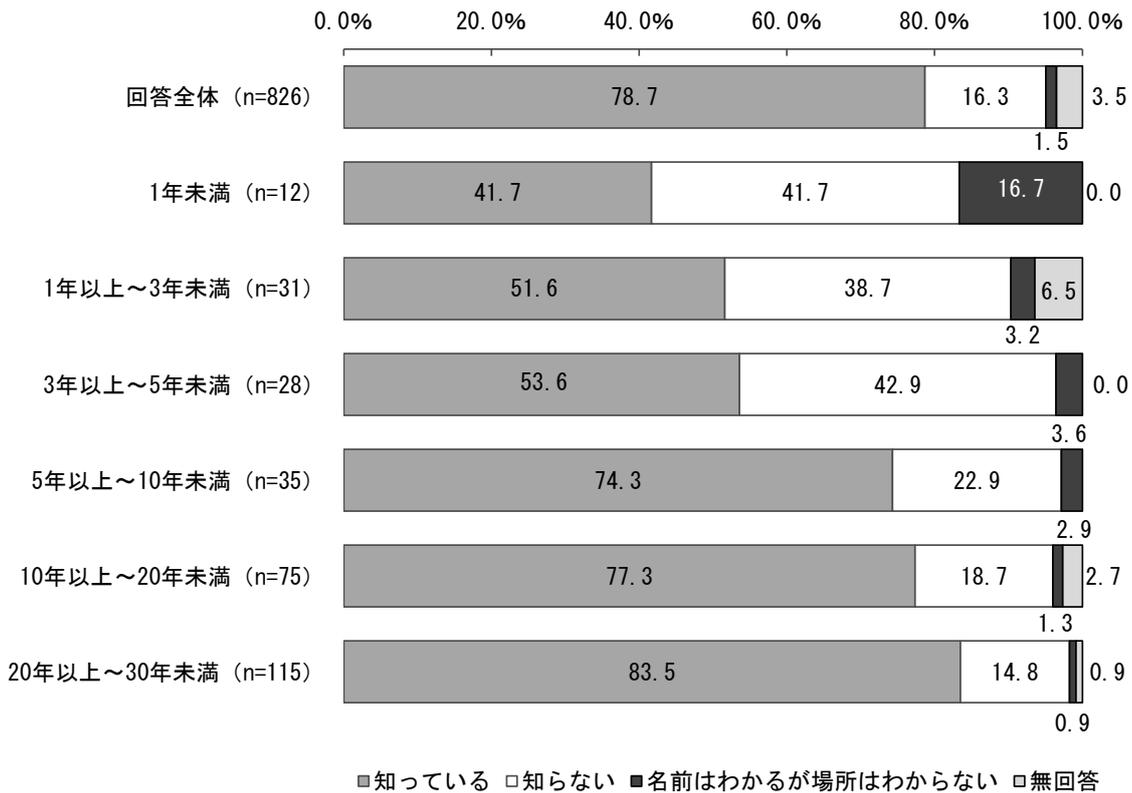
居住歴別では、1年未満で「知っている」と「知らない」がそれぞれ41.7%、「名前はわかるが場所はわからない」が16.7%となっています。

居住歴が5年未満では「知らない」の割合が高くなっています。

図表 2-91 災害時の避難場所または避難所（一般市民）

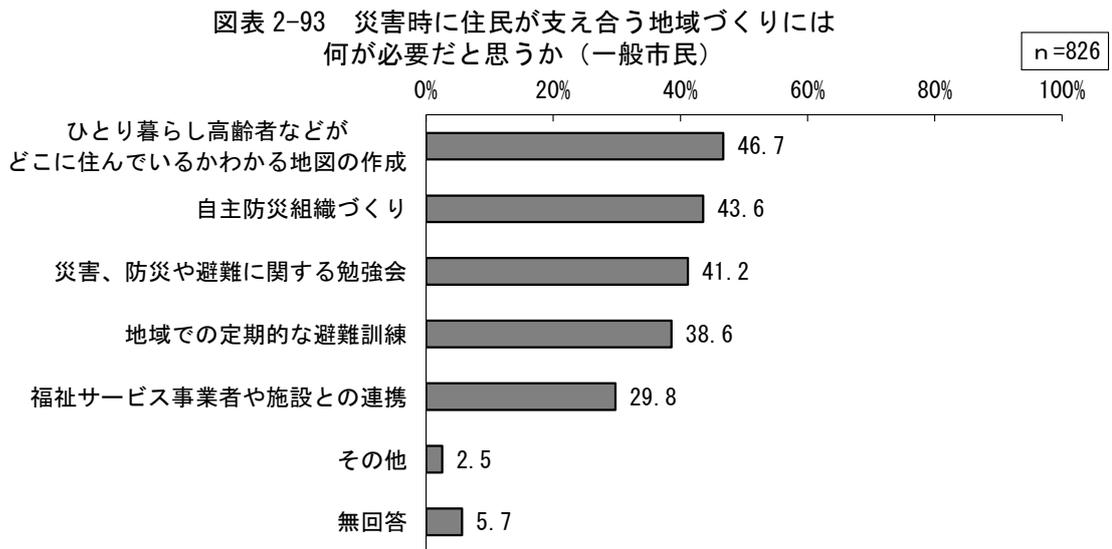


図表 2-92 災害時の避難場所または避難所（一般市民：居住歴別）



「災害時に住民が支え合う地域づくりには何が必要だと思うか」については、「ひとり暮らし高齢者などがどこに住んでいるかわかる地図の作成」が46.7%、「自主防災組織づくり」が43.6%、「災害、防災や避難に関する勉強会」が41.2%となっています。

家族構成別では、ほとんどの家族構成で「ひとり暮らし高齢者などがどこに住んでいるかわかる地図の作成」、「自主防災組織づくり」、「地域での定期的な避難訓練」を上位に挙げています。



図表 2-94 災害時に住民が支え合う地域づくりには何が必要だと思うか（年代別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
10代 (n=20)	自主防災組織づくり 45.0%	ひとり暮らし高齢者などがどこに住んでいるかわかる地図の作成 45.0%	地域での定期的な避難訓練、災害、防災や避難に関する勉強会 35.0%
20代 (n=89)	ひとり暮らし高齢者などがどこに住んでいるかわかる地図の作成 57.3%	自主防災組織づくり 41.6%	福祉サービス事業者や施設との連携 39.3%
30代 (n=100)	災害、防災や避難に関する勉強会 42.0%	地域での定期的な避難訓練 39.0%	自主防災組織づくり 37.0%
40代 (n=111)	自主防災組織づくり 41.4%	地域での定期的な避難訓練 41.4%	ひとり暮らし高齢者などがどこに住んでいるかわかる地図の作成 40.5%
50代 (n=129)	災害、防災や避難に関する勉強会 48.8%	自主防災組織づくり 47.3%	地域での定期的な避難訓練 40.3%
60代 (n=172)	ひとり暮らし高齢者などがどこに住んでいるかわかる地図の作成 53.5%	自主防災組織づくり 47.1%	災害、防災や避難に関する勉強会 45.3%
70代 (n=183)	ひとり暮らし高齢者などがどこに住んでいるかわかる地図の作成 48.1%	自主防災組織づくり 45.4%	災害、防災や避難に関する勉強会 44.8%
80代 (n=17)	ひとり暮らし高齢者などがどこに住んでいるかわかる地図の作成 64.7%	自主防災組織づくり 29.4%	災害、防災や避難に関する勉強会 23.5%

図表 2-95 災害時に住民が支え合う地域づくりには何が必要だと思うか
(家族構成別：上位3項目)

	第1位	第2位	第3位
単身世帯 (n=39)	自主防災組織づくり 51.3%	地域での避難訓練 46.2%	ひとり暮らし高齢者などがどこに住んでいるかわかる地図の作成 35.9%
夫婦のみ世帯 (n=43)	地域での避難訓練、 災害、防災や避難に関する勉強会 41.9%		ひとり暮らし高齢者などがどこに住んでいるかわかる地図の作成 34.9%
未就学世帯 (n=80)	自主防災組織づくり 47.5%	ひとり暮らし高齢者などがどこに住んでいるかわかる地図の作成 46.3%	災害、防災や避難に関する勉強会 40.0%
義務教育世帯 (n=47)	災害、防災や避難に関する勉強会 48.9%	自主防災組織づくり 46.8%	地域での避難訓練 44.7%
義務教育 終了世帯 (n=24)	自主防災組織づくり 50.0%	ひとり暮らし高齢者などがどこに住んでいるかわかる地図の作成 41.7%	地域での避難訓練、 災害、防災や避難に関する勉強会 37.5%
ひとり親世帯 (n=17)	地域での避難訓練、 事業者や施設との連携 29.4%		自主防災組織づくり、 ひとり暮らし高齢者などがどこに住んでいるかわかる地図の作成 23.5%
2世代世帯 (n=280)	ひとり暮らし高齢者などがどこに住んでいるかわかる地図の作成 47.5%	自主防災組織づくり 44.6%	災害、防災や避難に関する勉強会 41.1%
3世代世帯 (n=68)	ひとり暮らし高齢者などがどこに住んでいるかわかる地図の作成 52.6%	災害、防災や避難に関する勉強会 51.5%	自主防災組織づくり 44.1%
その他世帯 (n=18)	ひとり暮らし高齢者などがどこに住んでいるかわかる地図の作成 55.6%	自主防災組織づくり、 地域での避難訓練 44.4%	
高齢単身世帯 (n=53)	ひとり暮らし高齢者などがどこに住んでいるかわかる地図の作成 64.2%	自主防災組織づくり、 災害、防災や避難に関する勉強会 37.7%	
高齢夫婦世帯 (n=148)	ひとり暮らし高齢者などがどこに住んでいるかわかる地図の作成 53.4%	災害、防災や避難に関する勉強会 46.6%	自主防災組織づくり 45.9%

4 地域福祉にかかる課題

アンケート調査から、市民の皆様や福祉団体等、また、未来を担う子どもたちが抱える課題が見出されました。

一方で、若年人口の流出や少子高齢化は急速に進んでいき、労働力人口の減少に伴う、地域経済規模の縮小、担い手不足による地域の活力や機能の低下等、様々な影響が懸念されることから、人口構造や世帯構造の変化がもたらす課題に対し、地域全体で対応する必要があります。

こうした本市の状況を踏まえ、社会保障制度の安定とともに、身近な相談体制づくり、関係機関の協力と連携による福祉サービスの充実、住民を主体とした地域で支え合う仕組みの強化といった、すべての人が地域で暮らし続けられる環境づくりが求められています。

そこで、地域福祉にかかる課題を次のとおり整理します。

(1) 地域とのつながりの希薄化、支え合い意識の向上

- 一般市民への調査結果から、近所の人との付き合いについて、「顔を合わせればあいさつをする」関わりはあるものの、10代、20代では「ほとんど顔も知らない」、「顔は知っているが声をかけることはない」と回答する割合も上位に挙がっています。また、町内会への加入が若い年齢層で低くなっていることから、特に若い世代の地域とのつながりの希薄化がみられます。
- 世帯状況の推移からは、核家族化、ひとり暮らし世帯、高齢者世帯の増加などにより、周囲の気づきやつながりを維持していくことが難しくなっていることがわかります。
- 近所付き合いをはじめとする地域との関わりは、今後さらに希薄になっていくことが懸念されるため、町内会の役割・機能について周知を図るとともに、地域活動を若い世代にとっても魅力あるものとしていくなど、地域とのつながりを維持していくことが望まれます。

(2) 地域福祉への理解・関心

- 中高生への調査では、福祉への関心に対して「ない」と回答した割合が半数以上を占めるなど、福祉への関心が低くなっています。
- 誰もが安心して暮らせる地域づくりには、福祉関係機関・団体はもちろん地域住民相互の助け合いや支え合いの活動が不可欠であり、そのためには多くの市民が地域福祉に対する理解を深めることができるよう、様々な機会を通じて地域福祉への関心を深める取組が求められます。

(3) 様々な困りごとを相談や支援につなぐ仕組みづくり

- 一般市民、中高生への調査から、日常生活や将来に対して様々な困りごとを抱えていることがわかり、主な相談相手は「家族」、「友人・知人」となっています。
- 民生委員、社会福祉法人、社会福祉協議会においては、相談や専門機関へのつなぎ役として期待されており、市民の悩みや困りごとに対して適切な対応がなされるよう、各団体と連携を図りながら、必要な相談や支援に確実につながる体制づくりを進めていく必要があります。

(4) 地域活動・ボランティア活動への参加

- 中高生ではボランティア活動を経験している割合が高いのに対して、一般市民では7割が経験なしと回答していることから、今後様々な世代の市民が自発的な動機で活動に参加する機会を増やすことは、地域福祉を推進するうえで重要なことであり、今後の課題といえます。
- ボランティア活動費用の補助や、人材の育成など、ボランティア活動へ参加しやすい環境を整えていくことも重要となります。

(5) 地域での活動を担う人材の育成、地域福祉活動団体への支援

- 本市の地域における支え合いは、町内会、民生委員、保健福祉活動協力員、ボランティア団体など、多様な主体によって行われていますが、担い手の不足や固定化、高齢化が懸念されます。

そのため、一人ひとりが自分にできる支援を行う意識を持ち、地域での活動に参加するとともに、活動を担う人材の育成に努める必要があります。

- 地域福祉活動を進めるために「人」の力は欠かせません。

福祉団体への調査では、多くの団体で「スタッフ不足」、「スタッフの固定化・人事の硬直化」といった人材に関わる課題を抱えており、福祉課題が多様化、複雑化するなかで人材の育成、確保は、今後ますます重要となります。

(6) 制度の狭間にある市民への対応・包括的な支援の構築

- 高齢者、障がい者、子育て家庭、特別な支援が必要な子どもといった対象ごとの課題に加え、孤立、自殺、虐待の社会問題化、子育てと介護の同時進行や高齢の親と無職独身の子の同居といった複数の課題を同時に抱えるケースなど、住民が抱える課題が複合化・多様化し、現行の制度では解決が難しい課題が増えています。
- 様々な福祉課題に対して適切かつ確実に支援につなげられるよう、地域住民による支え合いと行政による公的な支援を連動させ、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現することが求められています。

(7) 多様な媒体、機会による福祉に関する情報の発信

- 一般市民への調査による福祉情報の入手先としては、「市の広報誌・ホームページ」を上位に挙げているほか、「社会福祉協議会の広報」や「病院や施設」など、年齢層によって入手する手段は様々です。
- 福祉に関する情報については、利用者や家族が主体的に選択・利用できるような様々な媒体、機会を通じてより多くの人に確実に情報を届けることが重要であり、定期的に新しい情報を発信するほか、必要とする人が入手しやすい媒体や機会を用いるとともに、誰にでもわかりやすい情報を発信する必要があります。

(8) 福祉サービスの利用につながる仕組み・質量の確保、向上

- 困ったときにいつでも情報を入手し、気軽に相談ができ、必要な支援につながるよう、わかりやすい情報の発信、多様な相談支援が求められます。
- 高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けることができるような、共生型サービスの創設を検討するとともに、必要なサービスが十分に利用できるよう、サービスの質量の確保、向上に努める必要があります。

(9) 互いを認め合う社会・権利擁護の推進

- 子どもから高齢者、障がい者を含め、すべての市民の人権は尊重され、権利が擁護される社会環境が必要です。
- あらゆる世代で人権尊重などの、福祉に対する意識の醸成を図ることをはじめ、支援の必要な人に向けた権利擁護制度の周知、偏見や人権侵害の事例に対応するために関係機関との連携強化が重要となります。

(10) 安全安心な地域社会・福祉のまちづくり

- 地域の安全と住環境の向上は、より良い地域生活に不可欠な要件であり、住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、日頃からの住民同士の支え合いを、非常時や緊急時においても発揮できるよう一層の地域安全対策を進めていくことが必要です。
- 一般市民、福祉団体等への調査から、地域で安心して生活していくために求められる取組は、主体によって様々であることがわかります。そのため、地域福祉の推進とともに、各保健福祉分野において、ニーズを把握し、地域の状況や対象となる市民、世帯の状況に応じた取組が求められます。

(白 紙)

第3章 計画の基本的な考え方

(中表紙裏 白紙)

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念

『次世代へつなぐ、地域のきずな・人と資源、
安心して共に暮らすことのできるまちづくり』

本市は、本州最北端の市として、青森県の北部を形成する下北半島中央部に位置し、面積は青森県全体の約9%を占め、県内最大となっています。

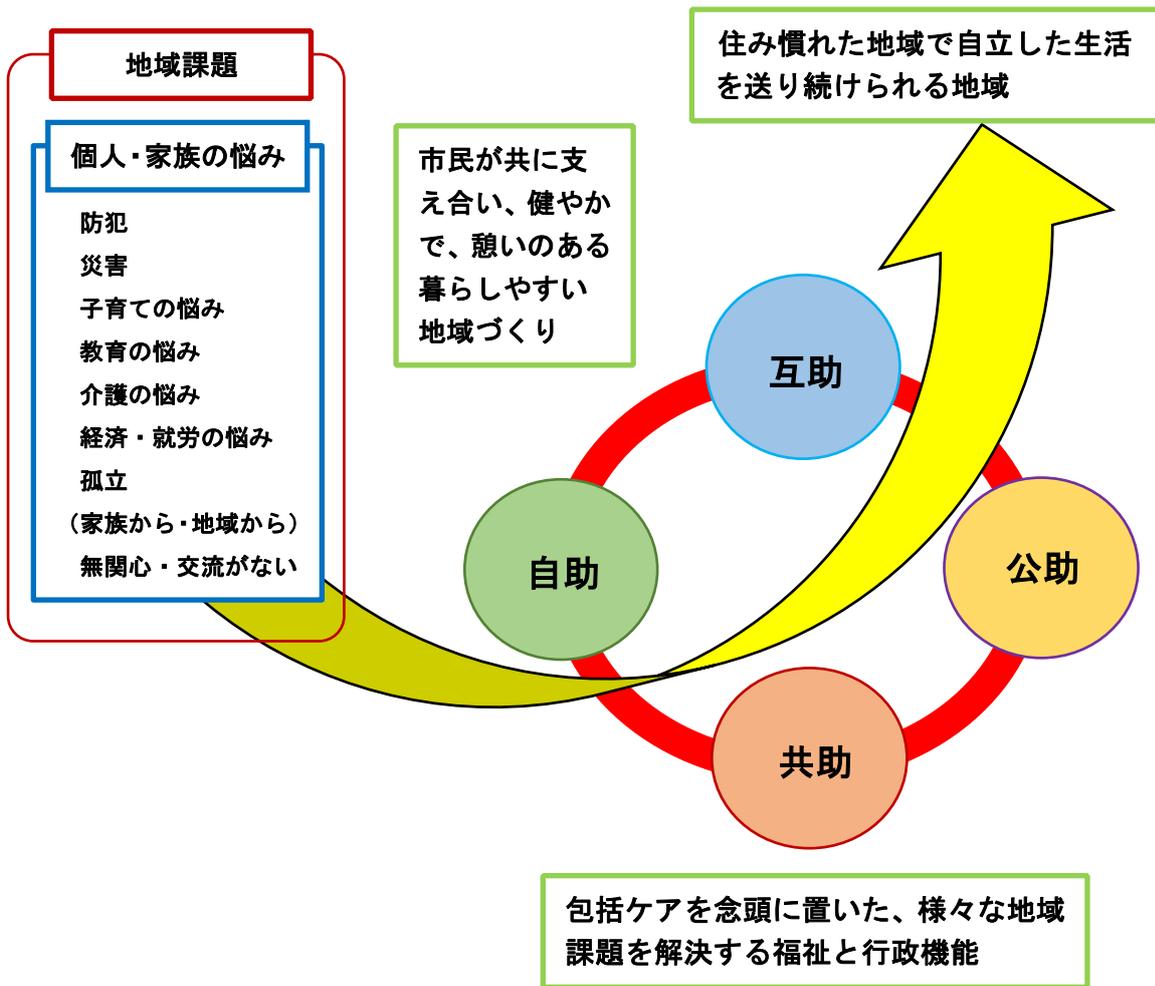
豊かな自然環境や各地域に伝承されている様々な伝統文化など、特色ある地域資源に恵まれた本市は、下北地域の中心としての役割を担い、古くからの伝統を大事に受け継ぎながら栄えてきました。

しかし、人口減少や少子高齢化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、地域の人々が抱える課題は複雑化するとともに、家庭・地域のつながりの低下が顕在化しています。

今後、地域福祉を推進していくにあたり、共助・公助のみの「支える人」と「支えられる人」という住民の意識を改め、自助・互助の力を再構築し、多様な人々とともに、あらゆるニーズに対して支え合う「地域共生社会」の実現をめざします。

そのため、地域に代々受け継がれる人とのつながりや、助け合いの文化を福祉にも活かしながら、「地域包括ケア」を念頭に置いた取組を市の施策に拡大し、市民が住み慣れた地域で自立した生活を送り続けられることができる、地域福祉を推進するまちづくりをめざします。

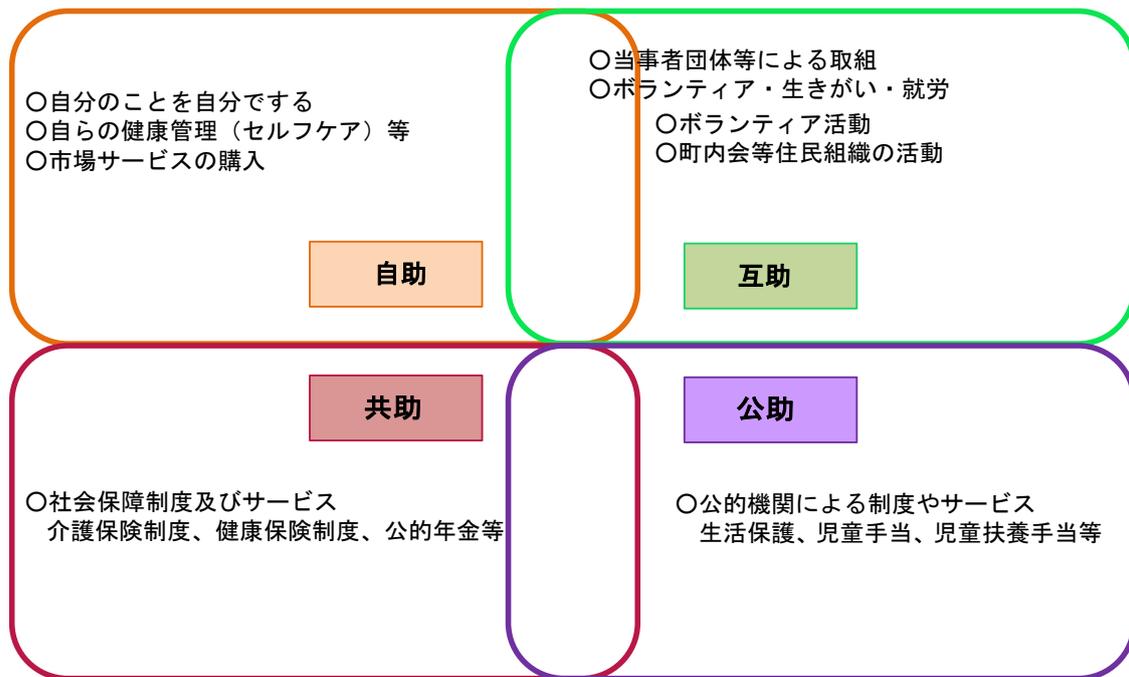
図表 3-1 基本理念



◎ 自助・互助・共助・公助による地域福祉の推進について

本計画では、次のように、それぞれの地域が持つ「自助・互助・共助・公助」の役割分担を踏まえたうえで、「自助」を基本としながら、「自助」「互助」「共助」「公助」をバランス良く組み合わせていく必要があります。

図表 3-2 自助・互助・共助・公助の相関図



【用語の定義】

福祉：すべての人を対象とし、誰もが「安心」で「安全」な環境で暮らすことができることをいいます。

住民：実際にむつ市に住んでいる人のことをいいます。

市民：むつ市への居住の有無を問わず、市内で活動（勤務・在学・入所）されている方など、むつ市に関わりのある人のことをいいます。

自助：市民（個人・家族など）が自らの生活の質を維持または、向上させるために行う努力と行動のことをいいます。

互助：自助ではできないことを、市民などが互いに助け合い支え合うことをいいます。

共助：社会保障制度及びサービス（介護保険制度、健康保険制度、公的年金等）のことをいいます。

公助：公的機関による制度やサービス（生活保護、児童手当、児童扶養手当等）のことをいいます。

2 基本目標

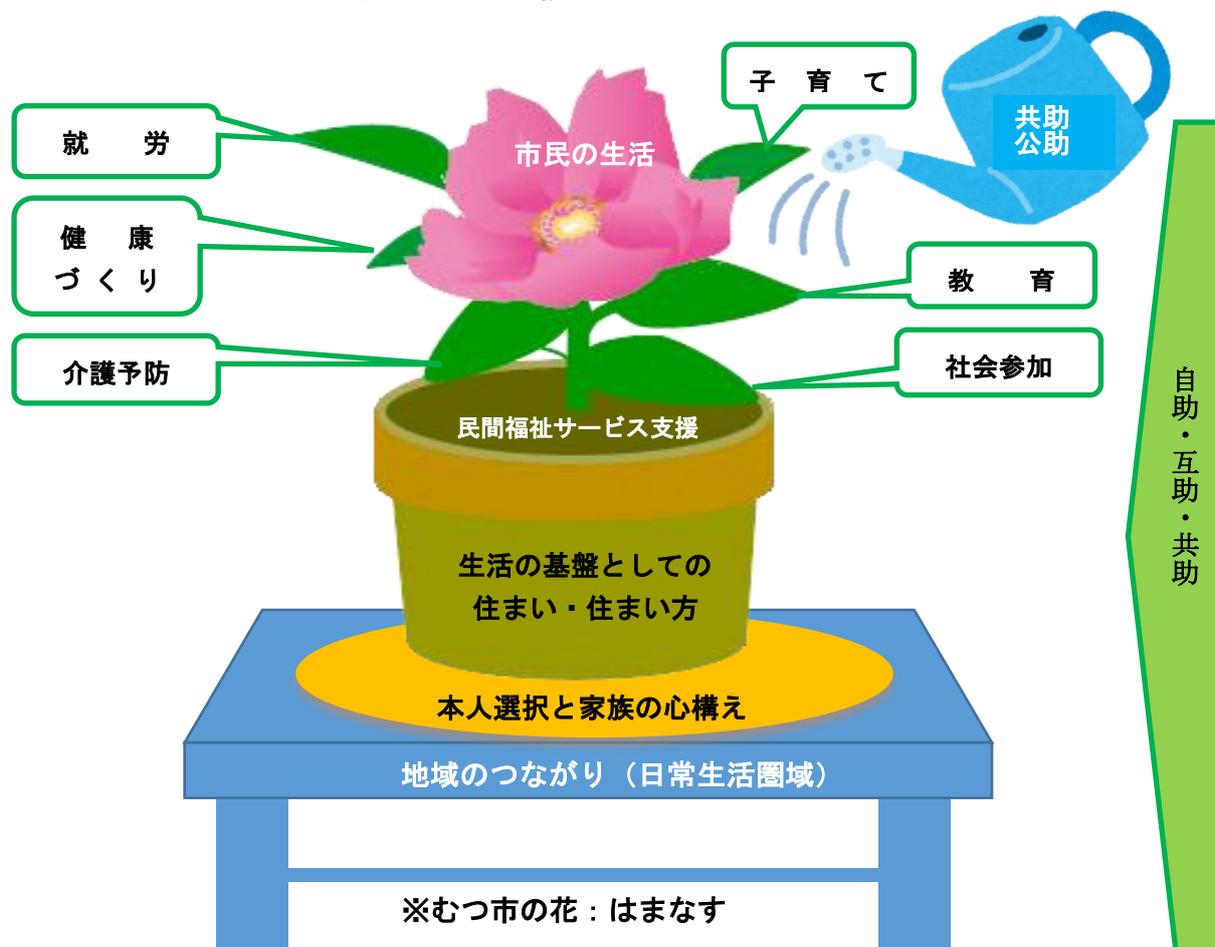
1. 本計画は、むつ市総合経営計画を基本とし、施策と分野を超えて横断的に連携し、地域づくりを推進します。
2. 地域の課題を解決するための自助・互助・共助・公助を基本とした地域福祉のまちづくりを推進します。
3. 地域包括ケアを念頭に置いた、様々な地域課題を解決できる地域基盤と行政体制づくりの強化に取り組みます。

図表 3-3 地域福祉を推進するイメージ図



※むつ市と市民は、鳥の翼の関係として地域福祉を推進します。

図表 3-4 地域包括ケアシステムのイメージ図



(出典) 地域包括ケア研修会「持続可能な介護保険制度及び地域包括ケアシステムのあり方に関する調査研究事業報告書、31頁「田中滋座長の図」を改編

- **机**：「地域のつながり（日常生活圏域）」
地域包括ケアシステムの前提となる、日常生活圏域における「自助・互助」の役割として地域のつながりを土台としています。
- **皿**：「本人の選択と家族の心構え」
高齢者や単身世帯が増えていくなかで、今後の生活における選択を自ら行い、家族はその結果に対する理解と心構えが重要となります。
- **鉢**：「生活の基盤としての住まいと住まい方」
生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人の希望にかなった住まい方が確保されていることが、地域包括ケアシステムの前提となります。
プライバシーと尊厳が十分に守られた環境が必要となります。
- **土**：「民間福祉サービスによる支援」
保育及び教育など子育て負担の軽減や、心身の機能の低下及び家族関係の変化などに直面しても、尊厳がある生活が継続できる生活支援及び、防犯や防災活動を民間事業者と協働して、必要なサービスの提供を行います。
- **葉**：「健康づくり・子育て・教育・社会参加・就労・介護予防」
市民一人ひとりが、健康づくり・子育て・教育・社会参加・就労・介護予防など「自助・互助」を有機的に連携させ、生活を充実したものにすることが必要となります。
- **花**：「市民の生活」…「自助・互助・共助・公助」が調和した姿。
- **上呂**：「行政の役割」
自助と互助及び共助の個人や地域だけでは、賄えないことへの支援や法律、制度の適用を適切に行い、市民の生活が調和するよう支援を行います。

◎ 地域福祉の範囲について

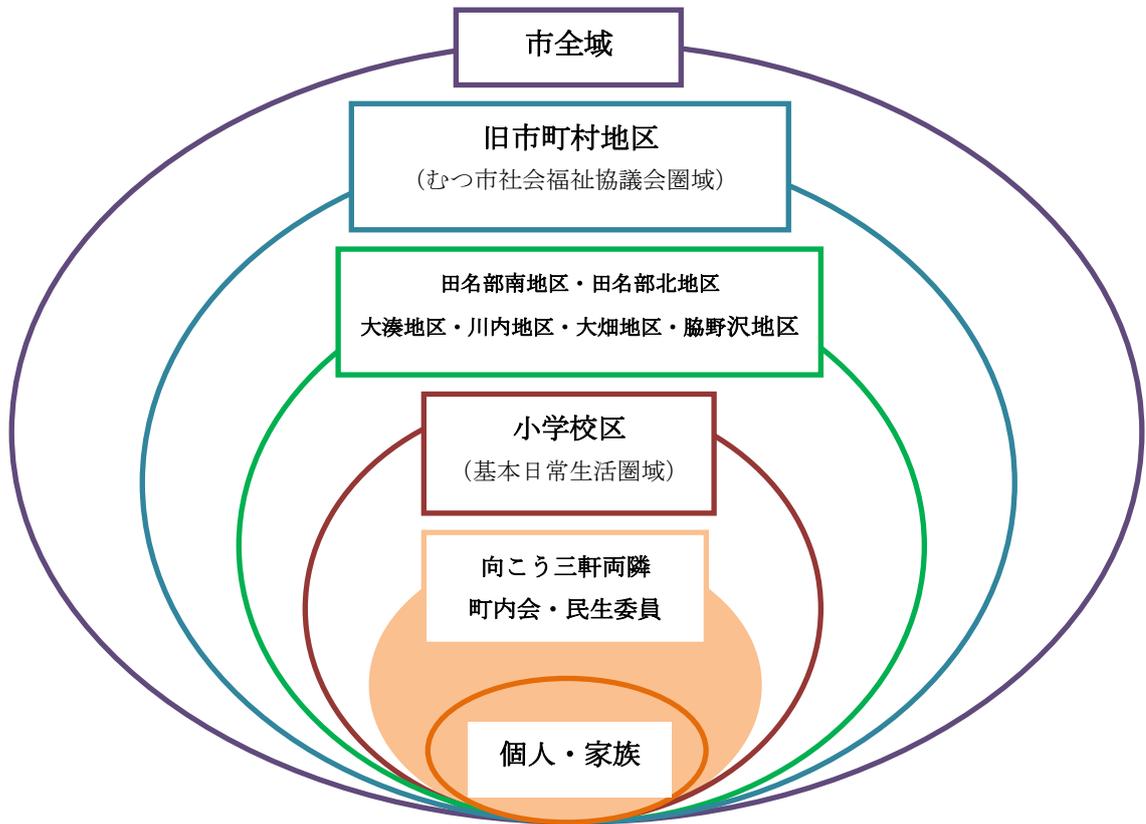
地域福祉の範囲は、地域福祉を推進するために、必要な取組や仕組みづくりを効果的、効率的に展開していくための地域の範囲です。

一言で「地域」といっても、その捉え方は年齢や活動団体等によって異なることが考えられます。

そのため、あいさつや顔の見える範囲から、保健・医療・福祉サービスとの連携、高齢者、障がい者など、外出支援が必要な方への支援、広域的な議論が必要な圏域まで、様々な課題によって、適切な圏域設定が必要になります。

本計画では、以下のように基本的な地域の範囲を小学校区とし、基本日常生活圏域とします。

図表 3-5 生活圏域のイメージ図



〈各々の単位と役割について〉

【個人・家族】 親族で構成される最小の集まりで行う課題解決を**自助**とします。

- (例) ・自分のことを自分でする。
- ・自らの健康管理（セルフケア）等
- ・親族間での手助け
- ・市場サービスの購入

〔向こう三軒両隣・町内会・民生委員〕

- ① 向こう三軒両隣：家やアパートの隣の住人や家の向かいや裏に住む住人で、「顔を合わせるとあいさつを交わす」間柄で、簡単な支援（除雪、見守りやごみ出し）や災害や異変があったときの通報（消防や救急、民生委員及び市役所等）を期待できる**最小互助**の単位とします。
- ② 民生委員：自助や「向こう三軒両隣」が解決できない課題を、専門的な知識により、解決に導くために関係機関等へ橋渡しをします。
- ③ 町内会(自治会)：居住している住民が集い、公的機関のサービスでは賄えないことや、個人や向こう三軒両隣では解決が困難な課題を解決していく小互助の単位とします。

- (例)・住民による近隣での異変の発見と関係機関への連絡
- ・民生委員による見守りや相談と関係機関への誘導
 - ・住みよい地域を維持していくための互助活動

〔田名部南地区・田名部北地区・大湊地区・川内地区・大畑地区・脇野沢地区〕

むつ市民生委員児童委員協議会の単位民児協の管轄区域で、**中互助**の単位とします。

- (例)・民生委員に個人では、解決が困難なケースへの支援
- ・市民と行政機関の橋渡し役を担う

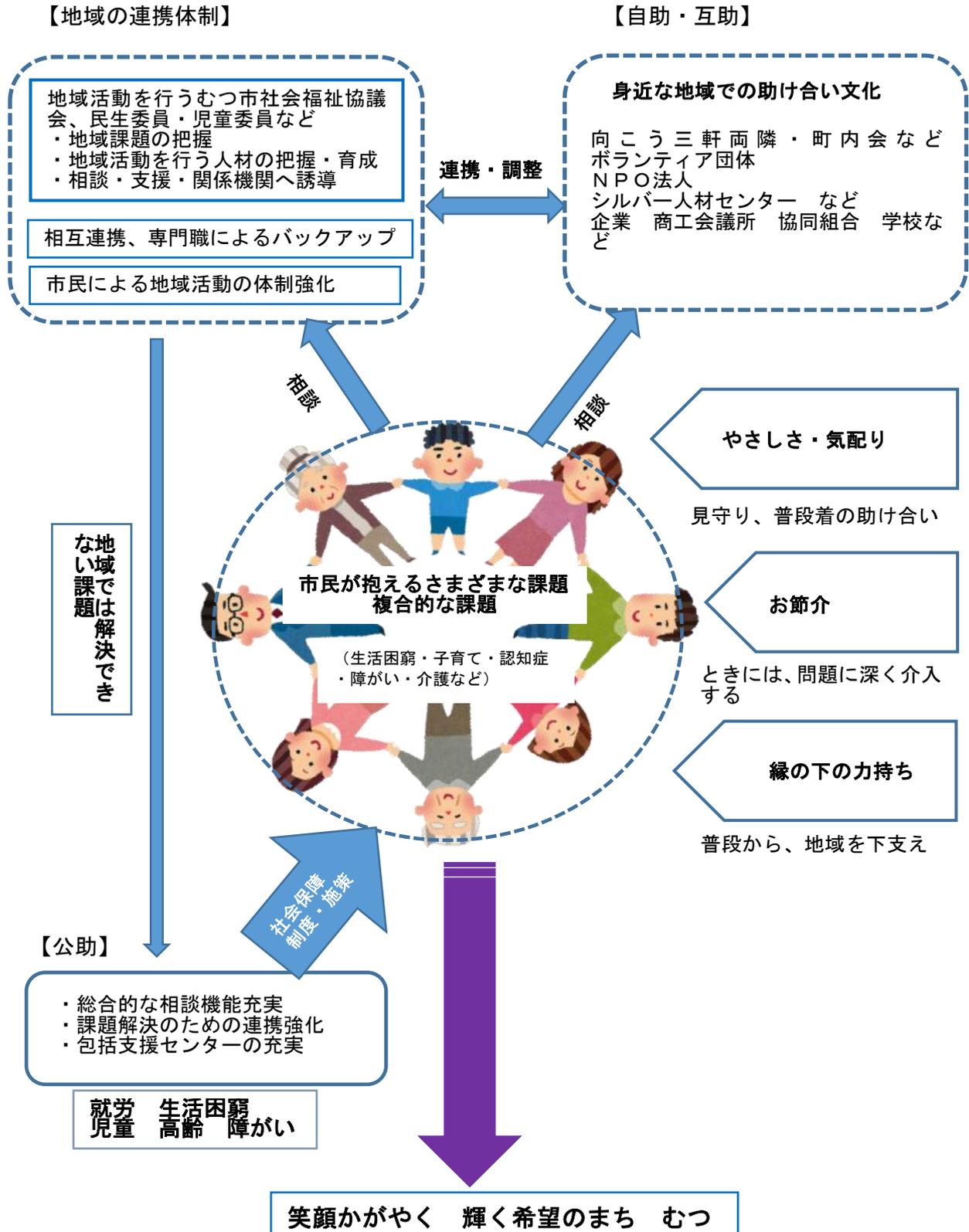
〔むつ市社会福祉協議会互助圏域〕

むつ市社会福祉協議会が、支所を置いている地域で、**むつ市社会福祉協議会互助**の単位とします。

- (例)・ボランティアコーディネーター養成
- ・ボランティアやサポーター養成
 - ・災害時のボランティア募集と派遣
 - ・生活困窮者自立支援制度の協働
 - ・共同募金の推進
 - ・生活困り事相談等
 - ・ボランティアへのニーズによる派遣

◎ 『地域共生社会』の実現に向けた支援体制について

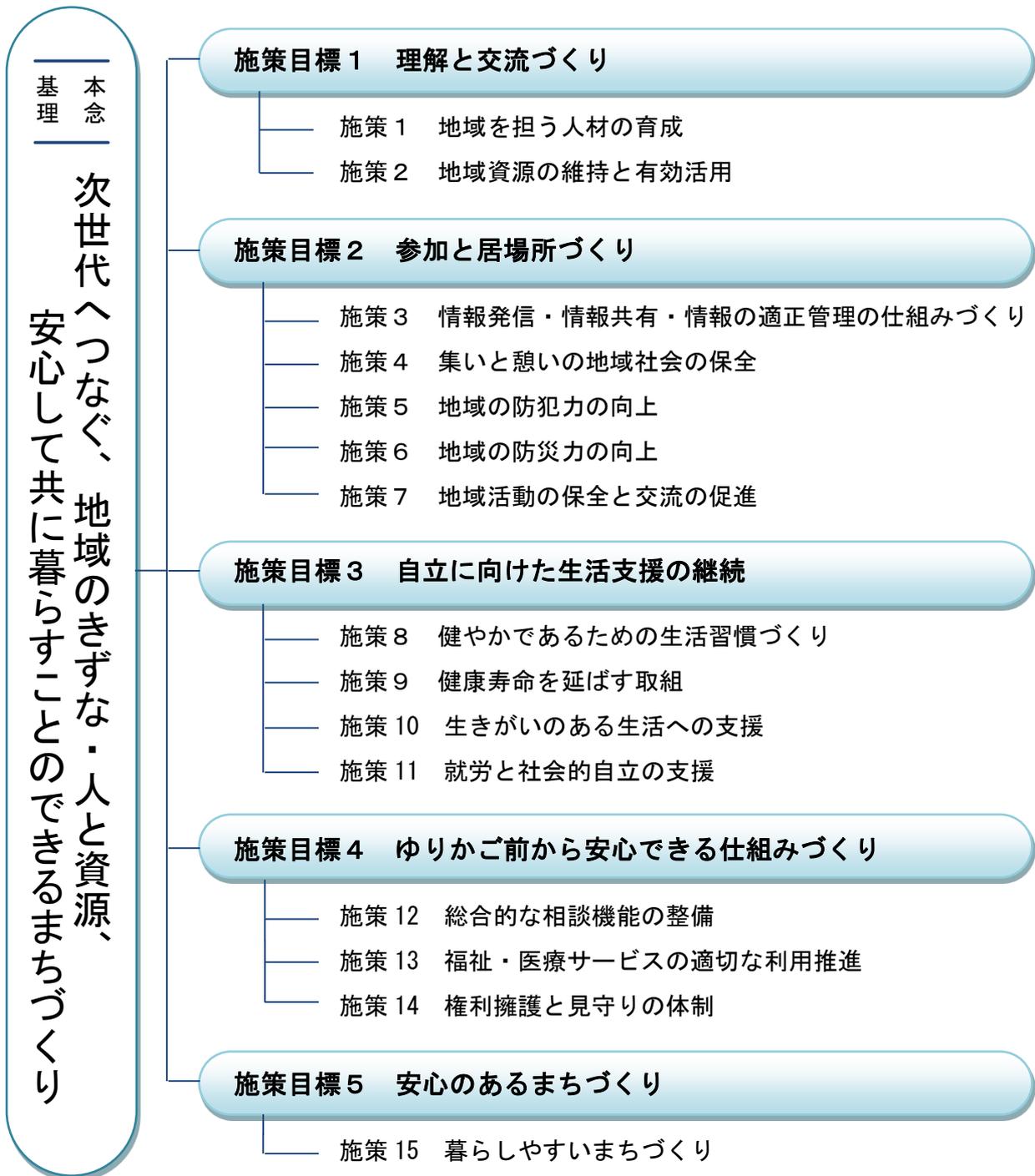
図表 3-6 『地域共生社会』の実現に向けた支援体制イメージ図



3 施策体系

以下の施策体系により、地域福祉の推進に取り組みます。

図表 3-7 施策体系



本計画の基本理念「次世代へつなぐ、地域のきずな・人と資源、安心して共に暮らすことのできるまちづくり」の実現に向けた基本目標を次のとおり掲げます。

基本目標 1：理解と交流づくり

市民一人ひとりが、地域や福祉を「我が事」として主体的に捉え、関心を持つことが、地域福祉を推進していくための第一歩となります。

そこで、市民が福祉の体験や学習ができる機会を設けたり、様々な世代が交流できるきっかけづくりを進めることで、地域や福祉を「我が事」に変える意識づくりに取り組み、地域福祉活動を担う裾野の拡大に努めます。

また、今後は地域や福祉活動を「みんなで担う」という考え方や仕組みへ転換を図り、地域福祉活動の担い手の確保・育成に取り組みます。

基本目標 2：参加と居場所づくり

世帯構成や生活様式等が変化するなかで、若い年代を中心に近所づきあいをあまりしていない人や、地域活動へ参加するきっかけが持てない人もみられ、より多くの住民が地域活動へ参加できるよう促していく必要があります。

そのため、住民が活動情報を入手しやすい環境を整備し、地域における活動への積極的な参加を促進します。

一方で、いざというときにも支え合いの関係が築かれるよう、ふだんから地域住民同士のつながりを緩やかに保ちながら、困りごとに対して、地域で相談や支援を行い、課題解決につながるよう取組を進めるなど、社会的孤立を防ぎ、災害はもとより、交通事故や犯罪から市民を守るための地域づくりも必要となります。

そこで、様々な世代が自由に参加できる居場所づくりを通じて、子どもや高齢者、障がい者などへの見守りや声かけなど、日頃のコミュニケーションを推進することで地域福祉活動の現状、課題を踏まえつつ、住民自身が参画し、考え、動いていく支え合いの地域づくりを推進します。

基本目標3：自立した生活の継続

障がいや高齢による身体機能の低下は、移動の制約等、様々な生活環境の影響を受けやすく、地域で生活し続けることが困難になることも考えられますが、多くの住民は、地域社会の一員として可能な限り生活し続けることを望みます。

そのため、誰もが生涯を元気でいきいきと、より自分らしく過ごしていけるよう、健康づくりとともに、社会参加や就労への支援等を通じて、一人ひとりの生き方や考え方が尊重され、地域で自立した生活が継続できるよう支援します。

基本目標4：ゆりかご前から安心できる仕組みづくり

多様なサービスや支援に対する需要が高まるなか、今後は利用者の視点に立った情報の提供、必要なサービスや支援につながるための総合的な相談体制が求められます。

そのため、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい生活を送ることができるよう、市や関係機関をはじめ、多様な主体とともに、「保健」、「医療」、「福祉」等、幅広い分野において連携を図り、地域全体で切れ目のない支援体制を構築します。

また、安心して子どもを生み育てることができるよう、子どもの健やかな成長発達を支える環境づくりの推進を図ります。

日常生活やサービスの利用機会において、個人の権利や尊厳が守られ、権利擁護の支援に向けた取組、虐待の予防と早期発見・早期対応に向けた取組を強化します。

基本目標5：安心のあるまちづくり

年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが地域で安心して自分らしく、ともに暮らす地域社会を築いていくための、住まいや移動手段、生活機能の確保は、住み慣れた地域での暮らしを支える重要な取組です。

そのため、住まいをはじめとする暮らしやすい生活環境づくりに取り組むほか、緊急時や災害時に対応できる支援体制をはじめとする防災・防犯対策を進め、住民の安全、安心の確保に努めます。

また、次代を担う若い世代の定住につながるよう、定住促進施策との連携を図ります。

(白 紙)

第4章 施策の展開

(中表紙裏 白紙)

第4章 施策の展開

基本目標 1 理解と交流づくり

施策 1 地域を担う人材の育成

年々拡大する多様な福祉ニーズに対応するサービスや支援の確保は、大きな課題であり、多様なサービスや支援を提供するためには、様々な事業主体や事業を支える人材の確保・育成が不可欠です。

今後は、市民自らが課題を発見し、解決の担い手として、地域福祉活動に参加していくことが地域づくりの基盤となります。

そこで、地域福祉を推進するにあたり、ボランティアコーディネーターの育成と活動支援、学校教育の場での福祉に関する教育の推進、専門職の育成など幅広い福祉の担い手や人材の確保・育成を進めていきます。

個人や地域にできること

- 趣味やできることを活かして、ボランティア活動に参加してみましょう。
- 様々な立場の方との出会いや交流を通して互いに学びましょう。
- 福祉関係の資格を身につけましょう。
- 住民向け各種講座等を開催し、福祉や地域活動についての理解促進に努めましょう。

団体等にできること

- 学校において、福祉関係の講座を開催し、福祉に関する教育を推進しましょう。
- ワークショップ型の研修会や講座を開催し、担い手の発掘、育成を図りましょう。
- ボランティアコーディネーターと連携を図りながら、活動の継続、活性化に努めましょう。
- 施設の活動を見学したり体験する機会を設け、市民の皆さんとの交流を図りましょう。

市の取組

- むつ市社会福祉協議会が運営する「むつ市ボランティア・市民活動センター」によるボランティア及びボランティアコーディネーターの育成活動への支援
- 学校教育の場での福祉に関する教育の推進（インクルージョンシップ）
- 専門職の育成など幅広い福祉の担い手や人材の確保・育成の推進

- 健康・医療・介護に関するノウハウや知識の普及促進を図るコーディネーターの育成と支援

主な関連事業や制度
健康リーダー育成事業
コミュニティデザイン出張事業
民生委員活動事業（民生委員法）
障がい者に対する理解促進事業
生活困窮者自立支援事業（生活困窮者自立支援法）

関連個別計画名
むつ市障害者計画
第1期障害児福祉計画

◎団体等

本計画では、同じ目的を達成するために人々が集まる、社会福祉法人、NPO法人、当事者団体、ボランティア団体、企業、学校等を指します。

◎ボランティアコーディネーター

ボランティア活動を理解して、ボランティア活動を希望する人とボランティアを必要とする人や団体とをつなぎ、調整する作業を担う人材（スタッフ）のこと。

- ボランティア（個人）－ボランティアを求める個人
- ボランティア（個人）－ボランティアを求める組織
- ボランティア（組織）－ボランティアを求める組織
- ボランティア－社会資源

◎インクルージョンシップ

初等教育や中等教育段階において、障がいを持った子どもとそうでない子どもが、共に学ぶ仕組み。インクルーシブ教育とも呼ばれています。

◎コミュニティデザイン

施設や空間を具体的につくるのではなく、ワークショップやイベントといった「かたち」のないソフト面を対象として、社会や地域のなかで、人と人のつながりや、その仕組みをデザインすること。

施策2 地域資源の維持と有効活用

地域の基本的な資源は、市民と市民主体となって活動する様々なコミュニティです。長い年月をかけて創りあげられたコミュニティから生まれた知恵は、むつ市特有の文化や祭り、生活習慣に活かされています。

こうした地域の資源は、過去から現在へ受け継がれてきたものであり、枯渇させず、さらに豊かにして、次の世代へ引き継いでいくためには、市民による地域基盤を充実させていく取組を意識的にデザインし、推進していくことが重要です。

そこで、様々な地域資源を有効活用し、子どもから高齢者まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、活動を支える施策とともに、様々な世代が支え合う地域づくりに取り組みます。

個人や地域にできること

- 祭り、清掃活動、町内会活動などの地域の活動に参加しましょう。
- 転入者にも声かけをするなど、地域行事に参加しやすい雰囲気をつくりましょう。
- 地域や団体同士で積極的に交流を図り、活動への参加を呼びかけましょう。
- 支援が必要な人を地域のなかで見守り、必要に応じて民生委員等へ相談しましょう。

団体等にできること

- 地域の住民が参加できるイベントを計画してみましょう。
- 地域で活動する様々な団体が相互に交流する機会をつくりましょう。
- 病気、障がいなどを正しく理解できるよう市民向けに情報提供をしましょう。

市の取組

- 祭りやイベントによる世代間交流や多文化交流の促進
- 民生委員活動への支援を充実させる
- ボランティアや市民活動団体の育成・養成
- ボランティアコーディネーターの活動支援
- ふるさと納税やクラウドファンディングによる、祭りや市民自治の拠点整備、地域のコミュニティ活動への活用

主な関連事業や制度
地域コミュニティ保全事業
社会福祉協議会活動費補助事業
民生委員活動事業（民生委員法）
F A A V O しもきた運営事業
ふるさと納税

◎地域資源

自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能なものと捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称。

近年、ご当地ブーム、町おこし、地域ブランドに代表される地域活性化の試みにおいて特徴・素材となるものを地域資源として定義し、活用する考え方が広まっています。

◎ふるさと納税

ふるさと納税とは、生まれた故郷や思い出の街など、納税者自身が応援したい自治体を選んで「寄附」できる制度です。

◎クラウドファンディング

アイデアやプロジェクト実行するため、インターネットを通じて広く資金を募る方法です。

基本目標2 参加と居場所づくり

施策3 情報発信・情報共有・情報の適正管理の仕組みづくり

多くの市民に、市の広報誌やホームページが利用されており、町内会では、回覧板や知人・友人による口コミが市民の福祉の情報の入手先となっていますが、地域には、情報を入手していないという方や必要な情報を上手く入手できない方もいます。

そのため、どのように市の情報を提供していくかが課題であり、多様な媒体による情報発信が求められます。

一方で、地域福祉活動を効果的に推進するためには、地域のボランティア・市民活動団体の活動情報を共有し、情報を必要とする人が必要なときに得られる仕組みをつくる必要があります。

さらに、ひとり暮らしの高齢者などの要配慮者に関わる、情報把握の推進や有事における情報の提供及び共有のルールづくりを行い、地域活動団体と行政が連携し、市民の命を守る仕組みをつくっていきます。

個人や地域にできること

- 市や関係機関が提供する様々な保健、医療、福祉に関する情報について、広報誌やホームページ、FMアジュール、パンフレット等を確認し、自らも情報を得るよう心がけましょう。
- 市の広報誌や新聞等で、様々な地域福祉活動やボランティア活動の情報を探してみましょう。

団体等にできること

- 活動やイベント等を通じて福祉情報を提供するとともに、団体の取組について情報を発信しましょう。
- ホームページや団体の広報誌等により、情報の受け手にとってわかりやすい情報の提供に努めましょう。

市の取組

- 市の広報誌及びホームページ、FMアジュールの活用
- 市民の声の活用
- 災害時等における情報提供及び共有のルールづくり
- 各福祉分野のガイドブックの発行
「市民便利帳」や「高齢者福祉・介護保険ガイドブック」「障害福祉パンフレット」等
- 障がい、医療、雇用、教育との連携と庁内での情報の共有

主な関連事業や制度
広報事業（広報 Mutsu、ホームページ等）
民生委員活動事業（民生委員法）

関連個別計画名
むつ市地域防災計画
むつ市災害時要援護者避難支援全体計画
むつ市障害者計画

◎災害時要援護者（避難行動要支援者）

高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語の理解が不自由な外国人など、災害発生時等に自ら避難することが困難な方をいいます。

施策4 集いと憩い地域社会の保全

本市における地域活動は、町内会や社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人等によって行われていますが、活動する人の輪を広げられていない現状があります。

また、20代から50代の働き盛りの年代では、仕事が忙しく時間に余裕がない人が多いほか、借家や集合住宅等の居住者のなかには、地域とのつながりを望まない人もおり、地域活動の担い手の数は伸び悩み、高齢化が進んでいます。

そのため、健康寿命を延ばし、市民の地域活動への参加の輪を広げていく取組として、仕事から離れる前の50代から、地域活動を気軽に体験できる場が必要です。

今後は、地域住民が交流し、つながる場所として身近な地域での拠点を確保し、ライフステージ別に、より多くの市民が役割を持ち、支え合いながら、地域活動に参加する地域づくりを進めていきます。

また、多様な地域活動を通じて支援を必要とする人の掘り起こしに努め、地域住民の抱えている様々な福祉課題を発見し、支援につなぐことができるよう仕組みづくりを進めます。

個人や地域にできること

- あいさつや声かけ等を行い、隣近所にどのような方が住んでいるのか把握しておきましょう。
- 子どもや高齢者等の支援が必要な人に日頃から気を配りましょう。
- 地域活動に参加し、仲間づくりや世代間交流に積極的に参加しましょう。
- 住民の困りごとや悩みを聞く機会をつくりましょう。
- 住民が参加しやすい活動や交流の場づくりに努めましょう。

団体等にできること

- 市民が参加しやすい活動の提案や活動場所の提供に努めましょう。
- 住民の困りごとや悩みを聞き、行政機関へつなぐネットワークを構築しましょう。
- 企業や団体は、地域活動に参加するよう促していきましょう。

市の取組

- コミュニティセンター・公民館・集会所等の活用
- 町内や地域でのふれあい活動の充実
- 退職前（50代）の市民の地域活動への促進
- 退職した市民の地域活動への参加
- 高齢者の地域でのふれあい活動
- 子どもの居場所づくり
- 子ども会活動への参加

- 子どもの声かけ・見守り活動
- 高齢者の見守りネットワーク（声かけ・見守り活動）
- 緊急通報システムの充実
- 高齢単身者、高齢世帯の把握と緊急時の連絡体制の整備
- 障がい者世帯の把握と緊急時の連絡体制の整備

主な関連事業や制度
コミュニティ助成事業
ムチュ☆ランド運営事業（むつ市キッズパーク条例）
放課後児童健全育成事業（むつ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例）
児童館管理運営事業（むつ市児童館条例）
敬老会事業
認知症サポーター等養成事業
家族介護支援事業
民生委員活動事業（民生委員法）
生活困窮者自立支援事業（生活困窮者自立支援法）

関連個別計画名
むつ市子ども・子育て支援事業計画
第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画

施策5 地域の防犯力の向上

地域における防犯活動を充実させ、市民に安心感を与えることは、外出の機会を増やし、人との交流を促す効果があるとともに、健康寿命を延ばすことにつながります。

しかしながら、子どもを狙った声かけや盗撮、高齢者に対しての還付金詐欺や振り込め詐欺等の被害は後を絶たず安全安心な暮らしの妨げになっています。

このような、犯罪の被害を未然に防ぐために、啓発活動や相談体制の充実、消費者保護の取組などの各種防犯対策を実施することにより、住民の防犯意識を向上させるとともに、犯罪発生の抑止をめざします。

個人や地域にできること

- 犯罪の起こりにくい地域づくりに向けて、日頃から地域であいさつや声かけを積極的に行い、高齢者や子どもたちを見守る活動に協力しましょう。
- 不審な電話や訪問等、気になることがあった場合は、家族や関係機関等に相談しましょう。
- 異変を感じたときは、民生委員や市役所、警察等へ連絡しましょう。
- 住民から相談を受けたら、市役所、警察等へつなぐ仕組みを地域で構築しましょう。

団体等にできること

- 防犯パトロールに協力し、地域で犯罪や事故などが起こりうる場所について把握し、町内会等と情報を共有しておきましょう。
- 防犯灯等、安全安心な生活に直結する設備の必要な箇所を把握しておきましょう。
- 金融機関や企業等は、地域と連携し特殊詐欺や悪質商法に関して住民への注意喚起を行いましょう。

市の取組

- 青少年の健全な育成
- 防犯パトロールの推進
- 子どもの声かけ・見守り活動への支援
- 緊急通報システムの充実
- 「子ども・女性 110 番の家・車」活動の推進
- 特殊詐欺被害防止のための啓発と相談相手づくりの促進
- 地域防犯マップなどの作成支援
- I o TやA I等新しい技術を活用した見守り体制の構築

主な関連事業や制度
青少年健全育成推進協議会
通学路見守り隊
少年センター運営事業（むつ市少年センター規則）
民生委員活動事業（民生委員法）
学校危機管理マニュアル策定事業（学校保健安全法）

◎IoT (Internet of Things)

様々なものがインターネットに接続され相互に制御する仕組み。例えば、テレビやエアコンをインターネットを通じて遠隔操作することなどです。

◎AI (Artificial Intelligence)

人間が知能を使って行うことを、コンピューターを用いて機械に行わせること。将棋やチェスのコンピューターソフトもAIの一種です。

施策6 地域の防災力の向上

大規模災害発生時の被害をできるだけ小さくするため、日頃から防災訓練を実施するなど、顔の見える関係づくりが重要です。

また、若い世代や、居住期間の短い世帯に、避難場所の周知活動を推進していくほか、避難行動要支援者名簿の活用ルールを作成し、命を守るために必要な政策を講じていきます。

そして、防災や減災意識の向上を図るとともに、地域の顔の見える関係づくりを基礎とした自主防災組織づくりの推進に努めます。

個人や地域にできること

- 「自分の身は自分で守る」という意識を持ちましょう。
- 災害時や緊急時に備え、必要なものを準備しておきましょう。
- 災害などの非常時のために、家族や支援者との連絡先を確認・確保しておきましょう。
- 避難行動要支援者へ登録をしましょう。
- 町内会や自主防災組織等が実施する防災活動や避難訓練等に積極的に参加するよう住民に声かけをしましょう。
- 災害などで避難する際は、隣近所に声を掛け合って避難するようにしましょう。
- 避難行動要支援者は、地域の複数の担い手で支援しましょう。
- 災害時に町内等で速やかに対応できるよう、自主防災組織を組織しましょう

団体等にできること

- 町内のひとり暮らし高齢者等、災害時に支援が必要な人を把握しておきましょう。
- 町内会や自主防災組織等と連携した避難訓練等を実施しましょう。
- 実際に災害が起きたときのために、避難所等の運営への協力や備蓄等について検討しましょう。
- 災害などの非常時のため、避難所や避難経路などを記載した地図や避難計画を作成しましょう。
- 福祉避難所としての協力、支援をしましょう。

市の取組

- 自主防災組織等の推進
- 災害時の緊急支援
- むつ市災害時要援護者登録制度の活用
- ヘルプカードへの理解と利用の促進
- むつ市ボランティア・市民活動センターとの連携
- 災害時発生ゴミ処理対策

主な関連事業や制度
消防団と連携した地域防災力向上推進事業
社会福祉協議会活動費補助事業
生活困窮者就労準備支援事業（生活困窮者自立支援法）

関連個別計画名
むつ市地域防災計画
むつ市災害時要援護者避難支援全体計画
第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画
むつ市障害者計画

◎自主防災組織

災害対策基本法第2条2において規定されている、地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織で、日頃から災害に備えた様々な取組を実践するとともに、災害時には、被害を最小限に食い止めるための活動等を行います。

◎消防団

消防組織法に基づき、各市町村に設置され、消防署と共に火災や災害への対応、予防啓発活動等を行う非常備の消防組織です。

消防団員は別の職業などに従事しつつ、火災や大規模災害の発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけて消火活動や救助活動を行います。

◎福祉避難所

災害時において、避難所で何らかの特別の配慮を必要とする人や、その家族を受け入れるため、市と協定を締結した施設です。

施策7 地域活動の保全と交流の促進

地域での暮らしで生じる課題は複合化しており、誰もが必要な支援を受けられるように、個人や地域の課題に応じた切れ目のない支援を提供できる体制整備が必要となっています。

そのため、地域の連帯感の醸成に向けて、日常的なつながりの基盤となる町内会への加入促進とともに、地域コミュニティの育成を図ります。

また、日常的な支え合いの関係づくりを通じて、ふだんから地域のニーズや課題を早期に把握、相談し、解決できるような取組を進めます。

個人や地域にできること

- 短期間の居住でも、地域の助け手として、町内会へ加入しましょう。
- 町内会の活動を理解し、活動へ参加してみましょう。
- 住民同士で助け合いながら解決できるような仕組みを考えていきましょう
- 地域で起こる問題を「我が事」として捉えましょう。

団体等にできること

- 関係づくりのきっかけとなる場の情報を地域に発信していきましょう。
- 活動を通じて、困りごとを抱えている市民や支援の必要な家庭などの把握に努めましょう。
- 施設や企業も地域の担い手として、活動に参加し、交流を深めていきましょう。

市の取組

- 町内会加入の促進
- 地域課題の解決の促進

主な関連事業や制度
地域コミュニティ保全事業
コミュニティ助成事業
ご近所知恵出し会議プロモーション事業
F A A V Oしもきた運営事業
生活困窮者自立支援事業（生活困窮者自立支援法）

基本目標 3 自立に向けた生活支援の継続

施策 8 健やかであるための生活習慣づくり

住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らし続けるため、本市では、食生活の見直しや各種健（検）診・健康相談等の充実により、市民の健康づくりの意識を高め、健康維持や体力向上を図っていきます。

一方で、働き方改革により、仕事と家庭生活の調和が求められていますが、経済や健康上の問題、子育てや介護疲れによる社会からの孤立のなかで生きづらさを感じ、悩みを抱え心身に不調をきたす人や、悩みを相談できずに貴重な命を自ら絶つ人も少なくありません。

今後は、生きがいつくりを推進するとともに、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて相談体制の強化や、命の大切さについての意識を高めるための取組をめざします。

個人や地域にできること

- 「自分の健康は自分で守る」意識を持ちましょう。
- 適切な食生活や適度な運動を心がけ、健康づくりに取り組みましょう。
- 趣味や楽しみを持ち、自分にあったストレス解消法を見つけましょう。
- ひとりで悩みを抱え込まず、こころの不調に気づいたら、早めに医療機関を受診しましょう。
- 市が開催する各種健康教室や介護予防活動等に積極的に参加しましょう
- 表情や行動で「様子がいつもと違う」と気づいたら、声をかけてみましょう。
- 自らの健康状態の確認と、疾患の早期発見・早期治療のため、健（検）診を受け、受診後のケアと治療を心がけましょう。
- 地域での健康づくり活動や介護予防教室を開催し、参加を呼びかけましょう。

団体等にできること

- 健康相談や健康教室等の相談窓口の情報を積極的に発信しましょう。
- 関係機関とのネットワークを構築しましょう。
- 多職種による総合相談会を開催しましょう。

市の取組

- 食生活の見直し運動
- 健康教室・健康相談等の健康増進事業の実施
- 各種健診・がん検診の推奨

- 特定健診の推奨
- 自殺予防対策の推進
- 民生委員へのゲートキーパー養成講座

主な関連事業や制度
健康マイレージ事業（むつ☆健康マイレージ）
成人保健事業
予防接種事業
食・栄養に関する事業
歯科保健事業
すこやかサポート事業所認定事業
こころの健康づくり事業
「ベジタブル350プロジェクト」及び「ちょこっと減塩プロジェクト」

関連個別計画名
むつ市健康増進計画 第2次健康むつ21
むつ市自殺対策計画

◎ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、悩んでいる人の話を聞く等、適切な対応を図ることを目的とした研修を受け、支援を行う人のことです。

施策 9 健康寿命を延ばす取組

市民一人ひとりが、いつまでも健康であるためには、食生活の見直しや適度な運動の継続などが必要です。

そこで高齢者を含む市民の健康づくりに取り組み、住民主体で参加しやすく、地域に根ざした健康づくりや介護予防を推進することで、健康寿命を伸ばしていきます。

個人や地域にできること

- 市が開催する各種健康教室や介護予防活動等に積極的に参加しましょう。
- 町内会で、健康づくり活動や介護予防教室を開催し、住民の参加を呼びかけましょう。

団体等にできること

- 高齢者に対して、体操や機能訓練を楽しく続けてもらえるよう支援をしましょう。
- 老人クラブへの積極的な参加を促し、イベントを支援していきましょう。
- 高齢者の見守り活動に協力していきましょう。

市の取組

- 介護保険法の予防給付及び地域支援事業の充実
- やさしさでつながる支援の充実

主な関連事業や制度
特定健康診査事業（高齢者の医療の確保に関する法律）
一般介護予防事業（介護保険法、地域支援事業実施要綱）
介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険法・地域支援事業実施要綱）
地域包括支援センターの運営（介護保険法、地域支援事業実施要綱）

計画名
むつ市第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画

施策10 生きがいのある生活への支援

誰もが明るく生きがいのある生活を送るために、人と人とを結ぶ地域の場づくりや、女性が社会でいきいきと活躍するための就業、子育て、復職のサポートの充実を図ります。

また、住民による地域の活性化や日常生活で生じる課題の解決のための体制づくり、住民のニーズと既存の福祉サービスとの隙間を埋めることを目的としたコミュニティビジネスの促進や、余暇を利用しての地域活動への参加等、市民協働による生きがいづくりを推進します。

個人や地域にできること

- 自分の知識や経験を地域づくりや活動、課題の解決に活かしていきましょう。
- 子育てをしている家族に対し、地域の人が気軽に声を掛け合い、親子を大切に见守りましょう。
- 同じ年代の子どもを持つ親同士の交流の場の提供をしましょう。
- コミュニティビジネスについて、学習会に参加してみましょう。
- 町内会等で、日常生活での課題（除雪、買い物など）を解決するためのボランティアへの協力を支援する仕組みをつくりましょう。

団体等にできること

- 福祉に関するネットワーク会議を計画し、団体同士の情報共有を図りましょう。
- 保護者同士で情報交換を促進し、育児不安の解消につなげられるように協力しましょう。
- 男女共同参画の推進を図りましょう。
- 妊娠、出産、子育て期を安心して過ごせるよう、関係機関と連携をとりながら切れ目なくサポートしましょう。
- シルバー人材センター事業等において、高齢者の活躍の場の充実を図りましょう。
- 町内会や地域と連携し情報収集に努め、その方が必要とする情報やサービスを提供していきましょう。

市の取組

- 保育園・認定こども園
- まちカフェの充実
- シルバー人材センター等を利用したい生きがい就労への支援
- コミュニティビジネスへの支援
- 地域内でサポートをするシステムづくり
- むつ市社会福祉協議会との協働
- 男女共同参画への支援

主な関連事業や制度
保育園・認定こども園
子育て世帯への経済的支援事業
放課後児童健全育成事業（むつ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例）

計画名
むつ市子ども・子育て支援事業計画
むつ市第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画

◎コミュニティビジネス

地域における人材、ノウハウ、施設、資金等を活用することにより、雇用を創出し、人の生きがいや居場所などをつくり出し、地域のコミュニティの活性化に寄与することを主な目的とする事業活動です。

経営主体はNPO法人、会社組織、組合組織、個人(個人事業主)など、様々な形態があります。

◎認定こども園

幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持ち、幼児教育と保育を一体的に行う施設で、地域の実状等に応じて選択ができるよう4つの種類に分けられています。

施策 11 就労と社会的自立の支援

地域で暮らす住民が生きがいを持ち、自立した生活を送るためには、個人の適性に合った就労環境を整備し、生活を維持していくことへの支援が必要です。

介護や子育て、重い疾病等を理由に離職した方や、ひとり親家庭の就業機会を増やすとともに、心身に障がいを持つ方については、自立した生活を営めるよう、生活相談及び就労支援等を関係各署と連携し支援します。

また、生活や就労に困難を抱えている人が生活困窮に陥る前に、生活や就労の相談ができる窓口の充実を図り、社会的に自立できるよう経済、福祉、民生の各分野が連携し、自立への支援を図ります。

さらに、子どもたちが貧困による負の連鎖に陥らないよう、学習の場を提供する学習支援を推進します。

個人や地域にできること

- 働くことを通じて地域や社会へ貢献しているという意識を持ちましょう。
- 就労意欲を持ち、自立できるよう努めましょう。
- 子どもたちへの学習の場を地域で提供していきましょう。

団体等にできること

- 業種を越えて、就職活動を支援していく体制を構築しましょう。
- 事業者は法律を遵守して、高齢者や障がい者等の就労を支援しましょう。

市の取組

- 官民での障がい者就労支援と就労移行支援、就労継続支援の充実
- ミッシングワーカーになっている方やひきこもりの方等への支援
- 社会福祉協議会・社会福祉法人・NPO法人との協働
- 更生保護支援団体との連携
- 生活困窮者自立支援制度の充実

主な関連事業や制度
生活困窮者自立支援事業（生活困窮者自立支援法）
生活保護制度
社会福祉協議会活動費補助事業

◎ミッシングワーカー

アメリカの労働経済学者が提唱した言葉で、本計画では、親の介護や病気などを理由に離職し、その後の再就職が難しく、仕事をすることを諦めてしまう働き盛りの40、50代の中高年の方を表します。

基本目標4 ゆりかご前から安心できる仕組みづくり

施策12 総合的な相談機能の整備

子育て家庭、高齢者、障がい者等、様々な人や世帯に対し、総合的な相談支援ができる環境づくりを推進します。

また、地域課題を解決するために、様々な支援を組み合わせ施策の分野を超えて横断的に連携し、必要な支援を受けることができる体制づくりを推進します。

個人や地域にできること

- 福祉サービスを利用する際は、困りごとや自分が必要とすることをはっきり伝えましょう。
- 問題を家族や個人で抱え込まず、近所の人や、民生委員、市役所、社会福祉協議会、地域包括支援センター等に積極的に相談しましょう。
- 困りごとが生じた場合にどこへ相談すればよいか、最寄りの相談窓口を把握しておきましょう。

団体等にできること

- 民生委員等と連携し、地域の身近な相談窓口として充実を図りましょう。
- 相談内容を適切なサービスや支援へつなぐことができるよう、相談窓口間の連携を図りましょう。
- 高齢者や障がい者に、介護支援専門員や生活相談員が相談支援することを周知しましょう。

市の取組

- 全庁的な連携体制を構築するとともに、地域との連携を強化した総合的な相談支援体制づくり
- 総合的相談支援窓口で受けた相談を、相談内容別に専門部署へスムーズにつないでいくための統一的な個人情報の取扱いについての仕組みづくり
- 子育て世代包括支援センターの推進

主な関連事業や制度
民生委員活動事業（民生委員法）
家庭児童相談
地域包括支援センターの運営（介護保険法、地域支援事業実施要綱）

関連個別計画名
むつ市子ども・子育て支援事業計画
むつ市第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画

施策13 福祉・医療サービスの適切な利用推進

誰もが、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療と福祉の連携による在宅医療の促進と、かかりつけ医の啓発を図ります。

そのため、市や関係機関をはじめ、多様な主体とともに、「保健」、「医療」、「福祉」等、幅広い分野において連携を図り、地域全体で切れ目のない支援体制を構築します。

また、安心して子どもを生み、子どもの健やかな成長発達を支える環境づくりの推進を図ります。

さらに、休日や夜間等、緊急に診察、治療が必要になったときでも安心して医療サービスを利用できるよう、救急医療の基礎対応知識や医療電話相談の普及を図ります。

そのほか、福祉サービスを必要とする方が安心してサービスを選択し、利用するためには、事業所情報の開示や苦情解決、第三者評価の取組を進め、サービスの質の向上を図る必要があります。サービス提供者自身による取組に加え、評価内容を確認することの必要性の周知や利用者からの相談に対応する取組を進めます。

個人や地域にできること

- 制度や福祉サービスについての正しい理解を深め、自身に合ったサービスや支援の利用を心がけましょう。
- サービスを利用する際に、わからないことや疑問が生じたときは、サービス提供事業所へ意向を伝え、自身に合ったサービスを選択しましょう。
- 在宅医療について理解を深めましょう。
- かかりつけ医を持ちましょう。

団体等にできること

- 利用者がサービスを選択するために必要な情報を発信、提供していきましょう。
- 市内の福祉・医療サービスについて周知を図り、新たな支援につなげていきましょう。
- 利用者ニーズや満足度を把握するための調査などを行い、サービスの向上に取り組みましょう。
- サービス向上のために、研修会等へ参加しましょう。
- 利用者家族や地域住民との交流機会を設け、開かれた事業運営に努めましょう。

市の取組

- かかりつけ医の促進
- 地域医療の充実
- 献血事業
- 子育てへの支援
- ハイリスク妊産婦の支援

- 「むつ市在宅医療介護連携支援センター」による医療と介護の連携
- 在宅医療介護連携推進協議会による、情報共有や連携体制の構築
- 障がい者への支援
- 第三者評価等の促進
- 福祉法人監査の強化

主な関連事業や制度
在宅医療・介護連携推進事業
子ども・子育て支援事業
母子保健事業
乳児発達支援事業（むつ市未就学児指導教室実施要綱）
献血推進事業

関連個別計画名
むつ市健康増進計画 第2次健康むつ21
むつ市子ども・子育て支援事業計画
むつ市第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画
第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

施策14 権利擁護と見守りの体制

一人ひとりの権利や人権が、家庭や施設内での虐待等により脅かされ、発見が遅れる問題が後を絶ちません。地域には、様々な人が生活をしていて、見た目にはわからない障がいを抱えた人もいます。共生社会の実現には、様々な生き方を理解する必要があります。

また、認知症高齢者の増加や介護者の高齢化により、その人の権利や尊厳を守る取組の必要性が一層高まることが予想されます。そのため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を行い、権利擁護の推進を図ります。

さらに、住民の協力を得ながら、高齢者や障がい者、子ども等の虐待の早期発見と相談支援に努め、地域で見守る体制を強化していきます。

個人や地域にできること

- 高齢者や障がい者への理解を深めましょう。
- 異変を感じた場合は、関係機関へ連絡、相談をしましょう。
- 認知症について正しい理解と知識を深めましょう。
- 成年後見制度等の権利擁護制度について関心を持ちましょう。

団体等にできること

- 権利擁護について利用者へ周知を図り、利用者が不利益を生じないよう配慮しましょう。
- 成年後見制度や市民後見人について認識を深めるための研修等に参加してみましょう。

市の取組

- 権利擁護関連相談支援の普及啓発・情報提供
- DV被害者相談支援体制の充実
- 児童虐待、高齢者、障がい者虐待の防止と保護活動
- 権利擁護関連機関との連携

主な関連事業や制度
児童虐待・DV対策等総合支援事業
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
児童虐待の防止等に関する法律

関連個別計画名
むつ市子ども・子育て支援事業計画
むつ市第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画
第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

◎日常生活自立支援事業

認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会を窓口として利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

◎DV（ドメスティックバイオレンス）

一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力といった意味で使用されています。

基本目標5 安心のあるまちづくり

施策15 暮らしやすいまちづくり

本市の子どもたちの中には、市内に高等教育機関がないことや、希望する就職先が見つからないことから、高校を卒業すると一度、本市を離れていく子どもたちがいます。

地域の担い手となる子どもたちは、アンケート調査での「むつ市に住み続けたいか」の問いかけに、「一度、他のまちに住んでみてから考えたい」との回答が多いことから、地域活動を維持していくためには、他のまちと比較して、本市が選ばれるようなまちづくりを推進していくことが重要です。

地域を担っていく人材を確保するためには、希望する就職先への斡旋とマッチング、子育て等の支援を施策分野や官民の垣根を越えて充実させていく必要があります。

また、市では高齢者はもちろんのこと、子育て世帯や障がい者世帯の心身の状況に則した適切な住環境を改善し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

個人や地域にできること

- 高齢者や障がい者等の気持ちに立って考え、暮らしやすい環境づくりを心がけましょう。
- 行政や地域が開催するユニバーサルデザインに関する学習機会に参加してみましょう。
- 家具転倒防止に努め、住宅用火災警報器を設置するなど、住居内の安全確保に努めましょう。
- 身近なところで通行障害がある場合は関係機関に相談しましょう。
- 違法や迷惑となる駐車・駐輪をしないようにしましょう。

団体等にできること

- 道路の清掃や除雪など、通行障害の解消を図りましょう。
- 空き家を活用した地域拠点の形成など、地域での有効活用について考えていきましょう。
- 地域行事やイベント等を通じて、地域の魅力を若い世代と共有する機会をつくり、愛着の持てる地域づくりを推進しましょう。

市の取組

- 住環境の整備
- 高齢者、障がい者の心身の状況に則した適切な住環境改善へのアドバイス
- 移動の自由の確保
- 地域環境の安全性や清潔の確保
- 空き家対策事業
- ごみの不法投棄対策
- いつでも帰れる故郷づくり
- 公園整備

主な関連事業や制度
(仮称) 田名部まちなか団地整備事業
廃止路線代替バス運行対策事業・デマンド型乗合タクシー運行事業
地域公共交通確保維持改善事業
下北圏域定住自立圏推進事業
介護保険制度（住宅改修）

関連個別計画名
下北圏域定住自立圏共生ビジョン
下北地域公共交通網形成計画
青森県生活交通確保維持改善計画

◎デマンド型乗合タクシー

通常の公共交通のバスや電車のように、毎日定時に運行するのではなく、予約があったときだけバスのように乗合で運行するタクシーです。

第5章 計画の推進

(中表紙裏 白紙)

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、それぞれの役割分担の考え方にに基づきながら、「市民」、「地域」、「関係機関」、「市」、「社会福祉協議会」が協働で考えていくための指針となります。

また、基本理念である「次世代へつなぐ、地域のきずな・人と資源、安心して共に暮らすことのできるまちづくり」の実現をめざして、各地区で行われている様々な福祉活動に対して、本計画と「地域福祉活動計画」に基づき、支援体制の充実を図ります。

(1) 本計画の推進体制

本市の保健福祉施策全体と整合性のとれた施策の推進を図るとともに、庁内で連携を図りながら、地域福祉の推進に向けた取組について進捗を点検し、計画の進行管理を行い、事業化や次期計画に反映できるよう、情報共有に努めます。

また、審議会等による計画の推進状況の点検を行うとともに、複雑化、多様化する生活や福祉にかかる課題、解決が困難な課題への対応については、近隣市町村や広域圏でのネットワークを活用し、各分野での包括ケア体制と連携を図りながら、継続的な課題解決に取り組みます。

① 本計画の推進方法について

本計画は、市民・福祉団体等・市の三者の協働により推進するものです。

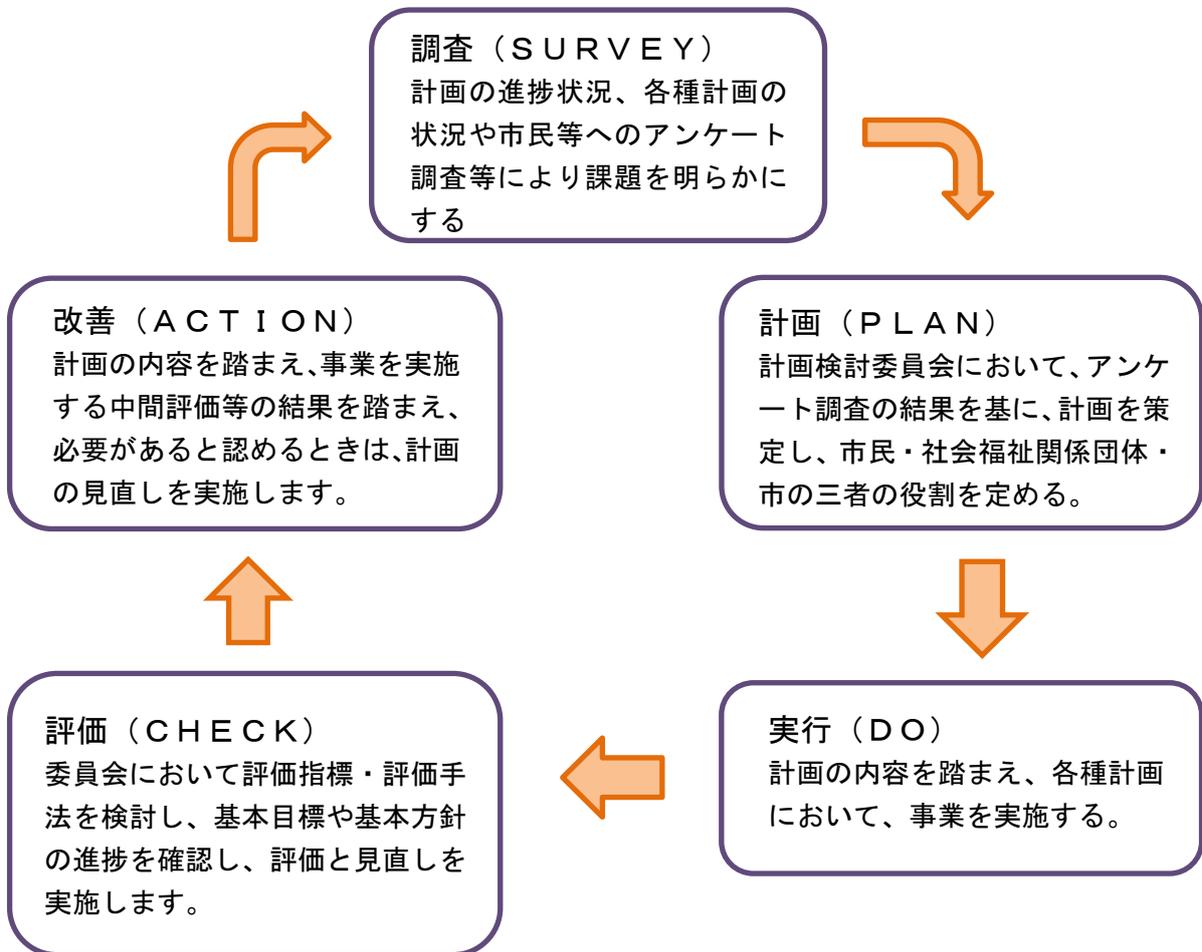
そのため、それぞれの役割を担いながら計画を推進していくとともに、定期的な情報共有や計画の修正を行う必要があります。

また、計画の円滑な推進のため、むつ市地域福祉計画に係る各種施策の実施状況について評価を行います。

② 詳細な評価手法について

SPDCAサイクルを構築し評価を行い、計画の見直しを図っていきます。

図表 5-1 SPDCAサイクル



(2) 住民の参加による推進体制の整備

住民がサービス利用者としてだけでなく、福祉サービスの担い手として主体的に活動できる環境の整備をめざすとともに、地域で各種支え合い事業を行っている団体の育成を図るため、研修や交流事業を実施していきます。

また、市民一人ひとりが、“地域福祉の担い手”であり、“支えが必要となる対象”であることを意識しながら、地域で困っている人を関係機関の相談窓口や適切なサービスにつなげることが重要となります。

そのため、地域の現況を踏まえながら互いに支え合う地域のあり方をともに考えながら取り組んでいくこととします。

(3) 広域との連携による支援体制の整備

平成28年(2016年)2月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく、罪を犯した方等への社会復帰支援をはじめ、市内に地域資源の少ない保健、医療、福祉サービスや支援の提供など、本市のみでは課題解決が困難な課題については、県及び近隣市町村と連携を図りながら支援体制を構築し、必要な支援の確保に努めます。

(白 紙)

2 ライフステージ別の地域福祉参加計画

本項では、第4章の施策を「ライフステージ別（年齢段階）」に再構築し、年代ごとに「家族や本人ができることの一例」「地域ができることの一例」「市の取組」を記述しています。地域の協力を得ながら、地域共生社会の実現をめざします。

(1) ライフステージの分類

ライフステージ	概 要
① 幼年期（5歳以下） ※新生児（妊娠中も含む）・乳幼児期	新生児（妊娠中も含む）・乳幼児期は、母体や保護者に守られ、外出には保護者と同行する場面が多い時期です。そのため、支援は、主に子育て世帯の保護者を対象とした内容になります。
② 学童期（6～12歳）	学童期は、小学生の時期にあたり、心身ともに成長が著しく、体験による多くの知識の吸収が可能な時期です。
③ 思春期（13～18歳）	思春期は、中学生・高校生の時期にあたり、子どもから大人へと心身が大きく成長する時期です。
④ 青年期（19～29歳）	青年期は、高校を卒業し、進学や就職、結婚等、ライフスタイルの変化が大きい時期です。
⑤ 壮年期（30～49歳）	壮年期は、子育てや家庭、仕事で多忙な働き盛りの時期です。また、地域社会においても活動の中心を担うことを期待される時期でもあります。
⑥ 中年期（50～64歳）	中年期は、子どもが進学や就職等で自立していき、子育てに費やしていた生活時間を自分のために使えるようになります。また、老後の生活を意識し、準備する時期でもあります。
⑦ 円熟期（65～74歳）	円熟期は、前期高齢者の時期にあたり、仕事を退職した人でも、元気で健康的な生活が可能な時期です。 また、地域社会においては、活動をコーディネートしていくことを期待される時期でもあります。
⑦ 高齢期（75歳以上）	高齢期は、後期高齢者の時期にあたり、尊厳を持って自立した生活を送る時期です。

(2) ライフステージの取組

① 幼年期（5歳以下）（※新生児（妊娠中も含む））

家族や本人にできることの一例

新生児（妊娠中も含む）・乳幼児期は、こころとからだの基盤をつくる時期です。子育てを応援する様々な施策や集いの場等も活用し、子どもとの貴重な時間を楽しみながら過ごしましょう。

例えば、子育てを夫婦でともに行うことは、支え合いへの第一歩につながります。また、ムチュ☆ランドを利用したり、幼児向けのイベントや地域の祭りに参加することで、地域や人とつながるきっかけが生まれるのではないのでしょうか。

地域にできることの一例

現在、子育ては家庭での育児と行政による公的支援が中心となっています。そこに地域が関わり、地域全体で子育てを応援することを考えてみましょう。

地域で生まれた子どもは、地域の将来を担っていきます。

地域の将来を担っていく子どもや、その保護者に対して、あいさつなどの声掛けや話を聞くことから、人と人の新しいつながりが生まれます。

地域の中で、皆さんのこれまでの人生経験を活かし、子どもや子育て世帯をやさしく見守り、サポートしてはいかがでしょうか。

市の取組

- 妊娠、出産、子育てについて、切れ目のない相談体制を構築します。
- 子育て世帯をサポートします。
- 子どもの発達、発育について支援します。
- 障がいのある子どもに医療・教育機関と連携した支援事業への参加を促し、健全な成長をサポートします。
- 子どもが楽しく安全に遊べる場や、親子で様々な体験ができる機会を提供します。
- 虐待を防止するための取組を推進します。
- 子育て中の親同士が交流する機会や、子育てに関する情報を適切に提供します。
- いじめを防止し、早期対応できる体制を構築します。

② 学童期（6～12歳）

家族や本人にできることの一例

学童期はいろいろな体験を積み、多くの知識を吸収する時期です。

親子で様々な体験をし、地域とつながるきっかけを増やしましょう。

例えば、親子で町内会活動へ参加したり、地域の伝統的な祭りなどを見に行くのも良いでしょう。

市が実施する防災訓練や各種イベント等に参加することにより、地域の人と知り合い、子どもが地域で安心して過ごすために必要な、地域の人との関係を築くことができるのではないのでしょうか。

また、子どもが通う学校で、花壇整備や運動会、バザーなどちょっとしたお手伝いの募集があったときに参加してみると、同じ年代の子どもを持つ地域の人との関係を築くことができるのではないのでしょうか。

地域にできることの一例

地域社会の中で、学童期の子どもを見守ることは、安全・安心な地域をつくるうえで重要なことであり、子どもにとっても、守られている安心感が心の安定につながります。

そこで、子どもの安全を守り、お互いの信頼関係を築くために、地域の中であいさつを交わすことから始めてみましょう。

また、子どもは身近な大人を見習い、真似ていきます。そのため、日頃から子どもたちのお手本となる振る舞いを心がけ、自然と声を掛け合う地域となるよう一人ひとり行動してみたいかがでしょうか。

市の取組

- いじめを防止し、早期対応できる体制を構築します。
- 子どもの個性に合った学びの場を増やします。
- 障がいのある子どもの成長を助ける教育や訓練を実施します。
- 放課後等の子どもの居場所や活動できる場を提供します。
- 子どもを犯罪から守る仕組みを構築します。
- 障がいのある子どものいる世帯や、ひとり親家庭の子育てを継続的に支援します。
- 虐待を防止するための取組を推進します。

③ 思春期（13～18歳）

家族や本人にできることの一例

思春期は子どもから大人へと心身ともに大きく成長する時期です。

学校での集団生活や様々な個性を持った人と出会う中で、友人や知人とのトラブルが起こることもあります。

一人ひとりがお互いを認め合い、尊重し合う気持ちを持つことの大切さを、親子で話し合う機会を持ってみましょう。

例えば、ボランティア活動や各種講座・講習会に参加することにより、多様性について考え、価値観が変わるきっかけとなるのではないのでしょうか。

また、大人になって、社会生活を快適に過ごしていけるよう、基本的な生活習慣やマナーなどをいろいろな活動に参加して、身につけていきましょう。

地域にできることの一例

私たちは、地域社会の中で、多様な人々と関わり合いながら生活しています。

誰もがその人らしく生活するためには、一人ひとりがお互いを認め合い、尊重し合う気持ちを持つ事が大切です。

また、誰もがその人らしく生活するためには、本人やその家族だけではなく、近所や地域社会をはじめ、ボランティア団体・NPO法人、関係機関等の多くのつながりが必要です。

地域でのつながりや支え合いについて、考えることから始めてみてはいかがでしょうか。

市の取組

- 心身の悩みについて相談できる体制を構築します。
- いじめを防止し、早期対応できる体制を構築します。
- 子どもを犯罪から守る仕組みを構築します。
- 虐待を防止するための取組を推進します。
- 様々な体験や自由に活動できる場を提供します。
- 障がいのある子どものいる世帯や、ひとり親家庭の子育てを継続的に支援します。
- 子どもの育ちを地域で支援し、見守る体制を構築します。

④ 青年期（19～29歳）

家族や本人にできることの一例

青年期は、進学や就職で、家族や住み慣れた地域を離れ、遠くの地域に居住する機会があり、多くの人的人生の中で最初のライフスタイルの変化を迎える時期です。

どこに住むか、どこで働くか、人生の選択肢の中で、今一度、地域との関わり方について考えてみましょう。

また、結婚や子育て等による2回目のライフスタイルの変化が起こる時期でもあります。

例えば、就職や結婚を機に、新たな地域の人との交流や関わりを持ち続け、助け合い、支え合える関係を築いてみてはいかがでしょうか。

地域にできることの一例

地域社会において、アパートや貸家等に住む住民は、「いずれ引っ越す」ということから、住民同士の関わりを避ける傾向にあります。

町内に住む住民を把握できないということは、災害や日常生活で困り事があつたとき、周囲からの支援の手を差し伸べることも、支援を求めることもできず、孤立するということにつながります。

地域で助け合い、支え合える関係を築くため、町内へ引っ越してきた人が参加するきっかけとなる、地域活動について考えることから始めてみてはいかがでしょうか。

市の取組

- 心身の悩みについて相談できる体制を構築します。
- 各種健（検）診や予防活動を実施します。
- 地域活動、社会貢献活動に参加できるよう支援します。
- 自分に合ったサービスや生活について相談できる体制を整えます。
- 自立した生活が営めるよう支援します。
- 子育て世代をサポートします。

⑤ 壮年期（30～49 歳）

家族や本人にできることの一例

壮年期は、子育てや家庭、仕事で多忙な時期であり、多くの場面において活動の中枢を担う存在です。

また、地域社会においても活動の中枢を担うことが期待される時期でもあります。

P T A活動等、子どもを通じた地域とのつながりが自然にできるのもこの時期です。今一度、地域との関わり方について考えてみましょう。

子どもを通じた地域とのつながりをきっかけに活動の場が広がり、地域の人との交流や関わりを持ち続けることで、助け合い、支え合える関係を築くことができるのではないのでしょうか。

さらに、災害に備え、町内会の防災訓練へ参加したり、家族と一緒に地域を散歩しながら避難場所や避難所を確認したり、災害に備えて食糧等の備えについて話し合ってみるなどしてはいかがでしょうか。

地域にできることの一例

地域社会において、「会えばあいさつを交わす」程度の浅い人間関係の住民が増えています。

近所の人との付き合いが浅いということは、日常生活で困り事があったとき、周囲に支援を求める相手がいないということにつながります。

市による公的支援は行われますが、各種公的制度ではカバーしきれない地域の課題や困り事を、市民が主体となって地域で支え合い、助け合う活動による解決が必要となる場面も多くあります。

このような活動を通じて、支援を受けるだけでなく、支援をする側に立つことで、やりがいや生きがいを感じ、支え合う仕組みが構築されていく可能性があります。

地域で助け合い、支え合える関係を築くため、地域社会の人々がつながるきっかけについて考えることから始めてみてはいかがでしょうか。

市の取組

- 心身の悩みについて相談できる体制を構築します。
- 各種健（検）診や予防活動を実施します。
- 地域活動、社会貢献活動に参加できるよう支援します。
- 自分に合ったサービスや生活について相談できる体制を整えます。
- 自立した生活が営めるよう支援します。
- 子育て世代をサポートします。

⑥ 中年期（50～64歳）

家族や本人にできることの一例

中年期は、子どもが進学や就職等で自立していき、子育てに費やしていた生活時間を自分のために使えるようになります。

仕事でも、新たなやりがいを見出したりする一方で、自分自身に限界を感じる時期でもあり、老化に伴う体の不調を感じたり、慢性的な病気等に罹患したり、心身ともに不安定になる時期でもあります。

家庭でも、家族の介護等の課題が生じる時期でもあり、周囲からの支援を得る必要がある場面でも、ひとりで課題を抱え込み、頑張りすぎてしまう傾向があります。

本人が支援を求めづらい状況にあるとき、家族や近所・地域社会がそのサインに気づき、支援を申し出ることや、本人に代わって支援を求めることが重要になります。

また、定年後に備えて、地域の中の活動に少しずつ参加していくことで、自分にあった趣味やボランティア活動などを見つけることができます。

地域とのつながりを再構築することによって、心身ともに充実した生活を送ることができるのではないのでしょうか。

地域にできることの一例

壮年期の人は、それまで町内会や地域活動から離れ、仕事中心の生活を送ってきた人が多いのではないのでしょうか。

そのため、地域とのつながりが薄くなっている場合がありますが、今後の地域活動に極めて重要な人材でもあります。

地域の活動に少しずつ参加してもらおうきっかけとなる場を提供し、自分にあった趣味やボランティア活動などを見つけてもらうことが必要です。

また、本人が参加しづらいと感じているときは、家族や実際活動している方が誘うことも有効です。

そのようなことから、地域への回帰を図り、お互いに見守り合い、変化に気づくような支え合いの関係を広げてみてはいかがでしょうか。

市の取組

- 健康状態のチェックや生活習慣病を予防する取組を進めます。
- 心身の悩みについて相談できる体制を構築します。
- 多様な教養を得られる各種講座・講習会を実施します。
- 自分に合ったサービスや生活について相談できる体制を整えます。
- 自立した生活を営めるよう支援します。
- 介護と社会参加の両立ができるよう支援します。
- 地域活動、社会貢献活動に参加できるよう支援します。

⑦ 円熟期（65～74 歳）

家族や本人にできることの一例

円熟期は、いきいきと健康に生活する時期です。自分にあった健康維持や健康増進に努め、心身の状態を定期的に把握しましょう。

例えば、趣味を通じた仲間をつくることやボランティア活動など、地域の中で活発に活動することで、地域福祉の担い手になるとともに、その活動によって、心身ともに健康な生活を送ることができるのではないのでしょうか。

地域にできることの一例

高齢者にとって、身近な住民同士のつながりがあり、見守られている安心感があることは、大きな支えになります。

そのため、近所にどのような人が生活しているか、お互いに把握することから始めましょう。

お互いに顔見知りになり、話す回数を重ねて信頼感が深まることで、お互いの悩みも相談し合えるようになり、助け合いや支え合いがさりげなくできる地域が育っていくのではないのでしょうか。

市の取組

- 健康寿命を延ばすための取組を進めます。
- 健康状態のチェックや生活習慣病を予防する取組を進めます。
- 地域活動、社会貢献活動に参加できるよう支援します。
- 自立した生活を営めるよう支援します。
- 多様な教養を得られる各種講座・講習会を実施します。
- 自分に合ったサービスや生活について相談できる体制を整えます。
- 在宅生活を支援するサービスを提供します。
- 介護と社会参加の両立ができるよう支援します。
- 高齢者の権利を守る取組を進めます。
- 生活形態に応じた住宅改修や住み替えを支援します。

⑧ 高齢期（75歳以上）

家族や本人にできることの一例

高齢期は、尊厳を持って自立した生活を送る時期です。老いと向き合いながらこれからの暮らしを考えてみましょう。

例えば、気軽に参加できる集いの場に出かけることで人と出会い、会話することで、日々の暮らしに活気が生まれるのではないのでしょうか。

地域にできることの一例

本市でも、高齢化が進み、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増えています。高齢期は、外出が減り外部との交流も希薄になる傾向にあります。

このような高齢期の市民に対して、お互いに声を掛け、あいさつを交わすところから信頼関係を築いていきましょう。

そこから、日常の中にあるちょっとした変化に気づくことができ、問題を見つけ出すことが可能になるのではないのでしょうか。

市の取組

- 地域の中で孤立しないよう見守り体制を強化します。
- 介護予防や身体機能の向上に向けた取組を進めます。
- 高齢者の権利を守る取組を進めます。
- 自分に合ったサービスや生活について相談できる体制を整えます。
- 在宅生活を支援するサービスを提供します。
- 自立した生活を営めるよう支援します。
- 生活形態に応じた住宅改修や住み替えを支援します。

(白 紙)

資料編

(中表紙裏 白紙)

資料編

1 むつ市地域福祉計画策定委員会条例

平成 28 年 3 月 25 日

条例第 6 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)の規定に基づき、市の地域福祉計画を策定するため、むつ市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、地域福祉計画の策定及び変更について必要な審議をし、その結果を答申する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉関係団体を代表する者
- (2) 障害福祉関係団体を代表する者
- (3) 高齢者福祉関係団体を代表する者
- (4) 健康福祉関係団体を代表する者
- (5) 社会福祉関係団体を代表する者
- (6) 保健福祉に関する学識経験を有する者

2 委員は、非常勤の特別職とする。

3 委員は、第 2 条の規定による答申を終えたときは、解嘱されるものとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成6年むつ市条例第1号)の一部を次のように改正する。(次のよう略)

2 策定委員名簿

(順不同・敬称略)

分野	所属団体名	役職	氏名
保健・福祉に関する学識経験者	青森県立保健大学	教授	出雲 祐二
児童福祉関係団体	青森県保育連合会むつ支部	副支部長	宮木 則男
	むつ市校長会	大平小校長	宮木 くみ子
障害者福祉関係団体	むつ市身体障害者福祉協会 大畑支部	支部長	佐藤 慶一
	非営利法人アックス工房	施設長	小林 信子
高齢者福祉関係団体	むつ下北地区老人福祉協会	副会長	布施 俊藏
	むつ市老人クラブ連合会	会長	折館 博
健康福祉関係団体	一般社団法人むつ・下北医師会	会長	三上 史雄
社会福祉関係団体	むつ市社会福祉協議会	会長	遠藤 雪夫
	むつ市人権擁護委員協議会	事務局長	工藤 太
	むつ市民生委員・児童委員協議会	副会長	福嶋 雄次郎

委嘱期間：平成30年（2018）6月18日～平成31年（2019）3月8日

3 むつ市地域福祉計画策定検討委員会要綱

平成30年4月26日

むつ市告示第72号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、市の地域福祉計画の策定を円滑に行うため、むつ市地域福祉計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 関係部署の総合調整に関すること。
- (3) 地域福祉に関する施策の連携、調整その他地域福祉の推進のために必要な事項に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域福祉計画の策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には福祉部長を、副委員長には福祉政策課長を、委員には子どもみらい部長、健康づくり推進部長、防災安全課長、企画調整課長、市民連携課長、財務課長、高齢者福祉課長、生活福祉課長、障がい福祉課長、健康づくり推進課長、国保年金課長、予防・医療課長、子ども家庭課長、子育て支援課長、都市計画課長、まちづくり推進課長、教育委員会事務局総務課長、教育委員会事務局学校教育課長並びに川内庁舎、大畑庁舎及び脇野沢庁舎の市民生活課長並びに必要に応じて委員長が指名する者を充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 検討委員会に、むつ市地域福祉計画策定検討委員会ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置くことができる。

2 ワーキンググループは、委員（財務課長を除く。）が所属職員から推薦する者及び必要に応じて委員長が指名する者をもって組織する。

3 ワーキンググループは、副委員長が招集し、これを主宰する。

(所掌事項)

第8条 ワーキンググループは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に必要な資料の収集
- (2) 地域福祉計画の策定に必要な調査研究及び研修
- (3) 地域福祉計画の策定に必要な資料、研究結果等の検討委員会への報告

(事務局)

第9条 検討委員会及びワーキンググループの事務局は、福祉部福祉政策課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会及びワーキンググループの運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

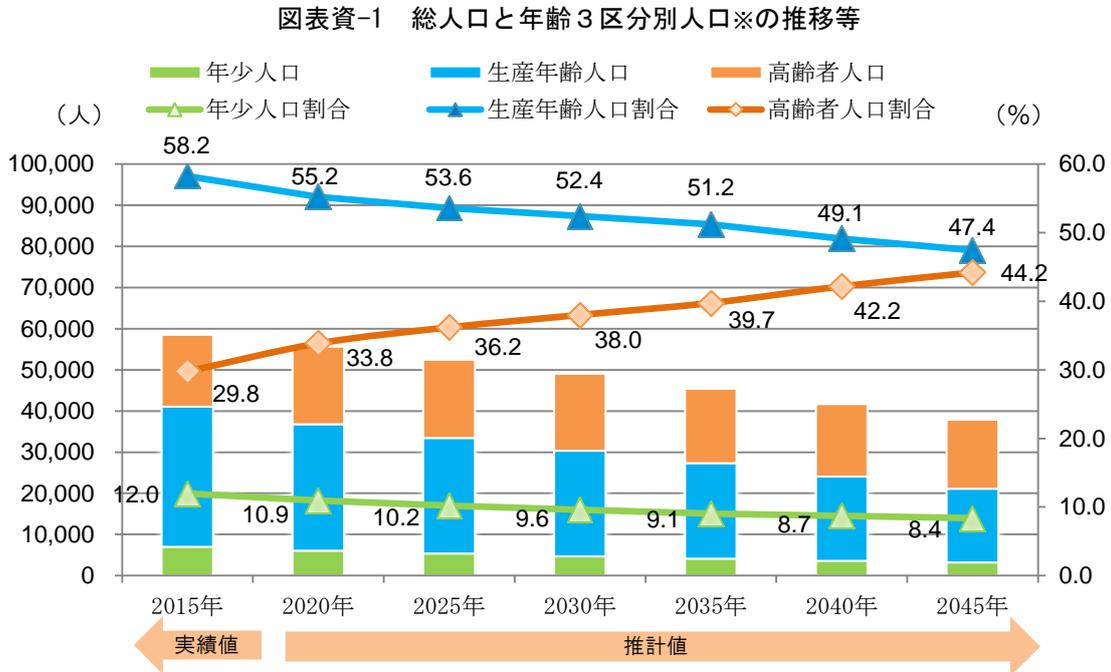
この要綱は、告示の日から施行する。

4 計画策定の経過

年 月 日	概 要
平成 30 年 6 月 16 日	第 1 回むつ市地域福祉計画策定委員会 ○委嘱状交付、計画作成の諮問 ○スケジュール、市民意識調査の説明
平成 30 年 6 月 22 日	第 1 回むつ市地域福祉計画策定検討委員会 ○スケジュール、市民意識調査の説明
平成 30 年 8 月 24 日 ～9 月 10 日	市民意識調査 ○一般市民・中高生・福祉団体等にアンケート調査を実施
平成 30 年 9 月 20 日	第 2 回むつ市地域福祉計画策定委員会 ○市民意識調査の進捗状況報告 ○骨子案の説明・審議
平成 30 年 9 月 26 日	第 2 回むつ市地域福祉計画策定検討委員会 ○市民意識調査の進捗状況報告 ○骨子案の説明
平成 30 年 11 月 15 日	第 3 回むつ市地域福祉計画策定委員会 ○市民意識調査の結果報告 ○素案の審議
平成 30 年 11 月 26 日	第 3 回むつ市地域福祉計画策定検討委員会 ○素案の説明
平成 30 年 12 月 21 日 ～平成 31 年 1 月 15 日	素案に対する市民からの意見募集（パブリックコメント） ○広報 Mutsu 及び市ホームページで周知 ○市の施設及び市ホームページで縦覧
平成 31 年 1 月 24 日	第 4 回むつ市地域福祉計画策定検討委員会 ○パブリックコメントの結果報告
平成 31 年 2 月 18 日	第 4 回むつ市地域福祉計画策定委員会 ○計画案の審議・決定 ○計画案に対する答申の説明
平成 31 年 3 月 8 日	むつ市地域福祉計画策定委員会から答申

5 推計図

(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移



【出典】

2015年 総務省「国勢調査」

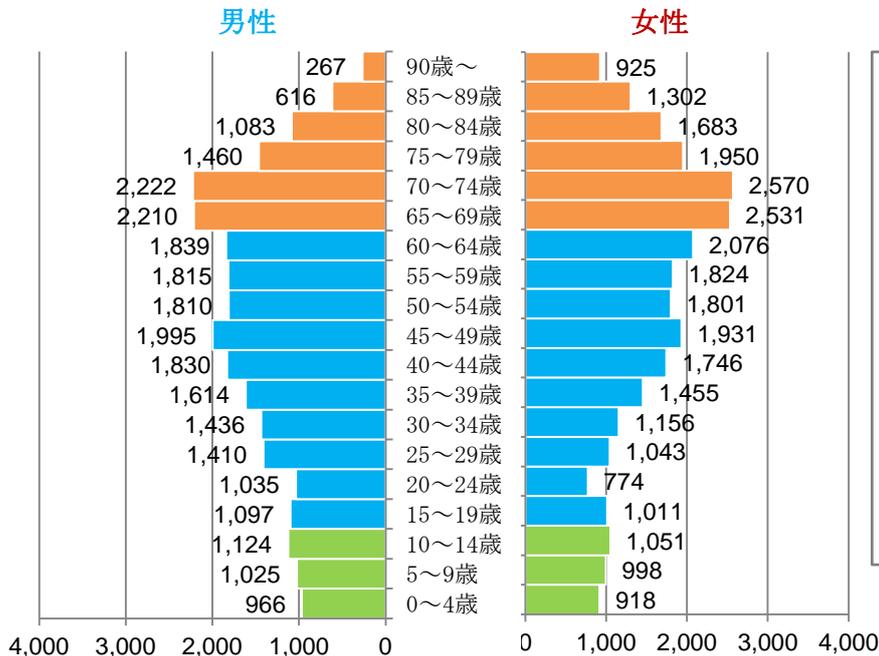
2015年~2040年 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

※年齢3区分別人口とは、15歳未満の「年少人口」、15歳以上65歳未満の「生産年齢人口」、65歳以上の「老年人口」で構成されています。

(2) 人口ピラミッド

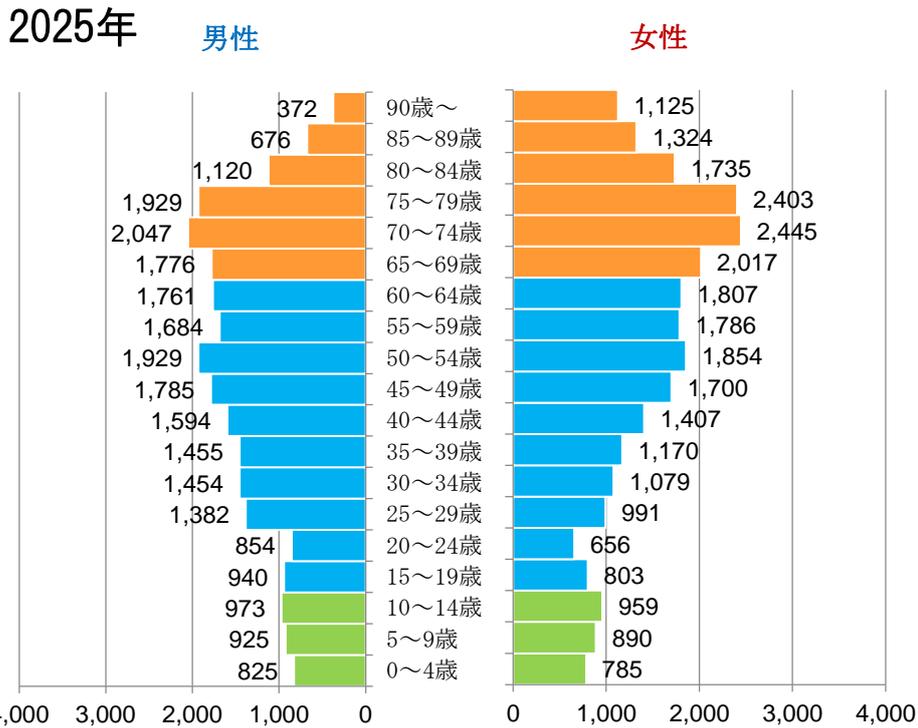
2020年

図表資-2 2020年の性別年齢別人口推計

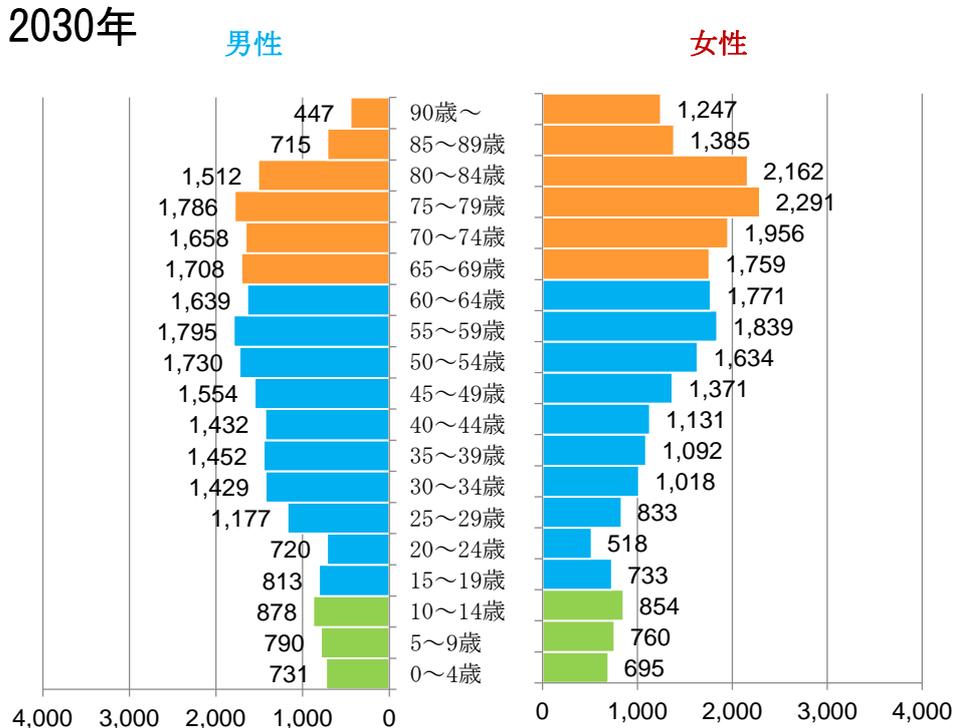


第1次ベビーブームの世代(団塊の世代)が、高齢者となり、世代が下がるごとに先細る形となっている。特に40~44歳以降の世代は、減少傾向が顕著に表れる。20~24歳が大きくくびれており、高等教育機関への進学や就職で若い世代の人口流出が多いことが見られる。

図表資-3 2025年の性別年齢別人口推計



図表資-4 2030年の性別年齢別人口推計

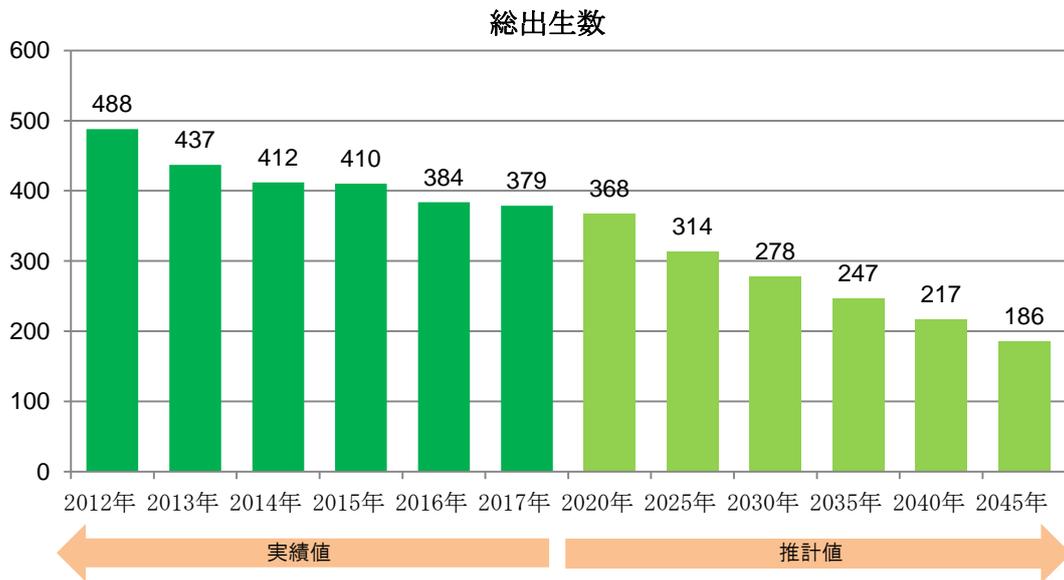


【出典】

2015年～2040年 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

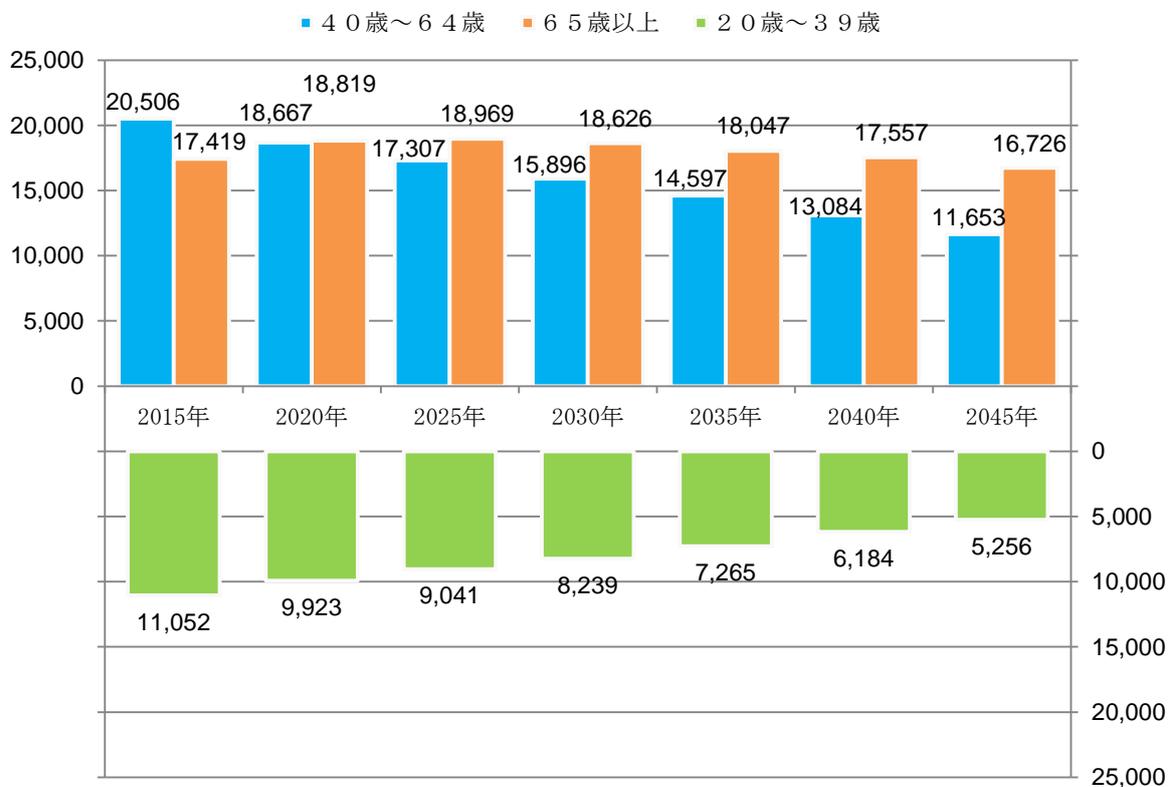
(3) 出生の推計

図表資-5 出生の推計



【出典】厚生労働省 「人口動態統計 保健所・市区町村別統計」
 2015年～2040年 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
 市「住民基本台帳」

図表資-6 社会保障制度を支える人口の推計



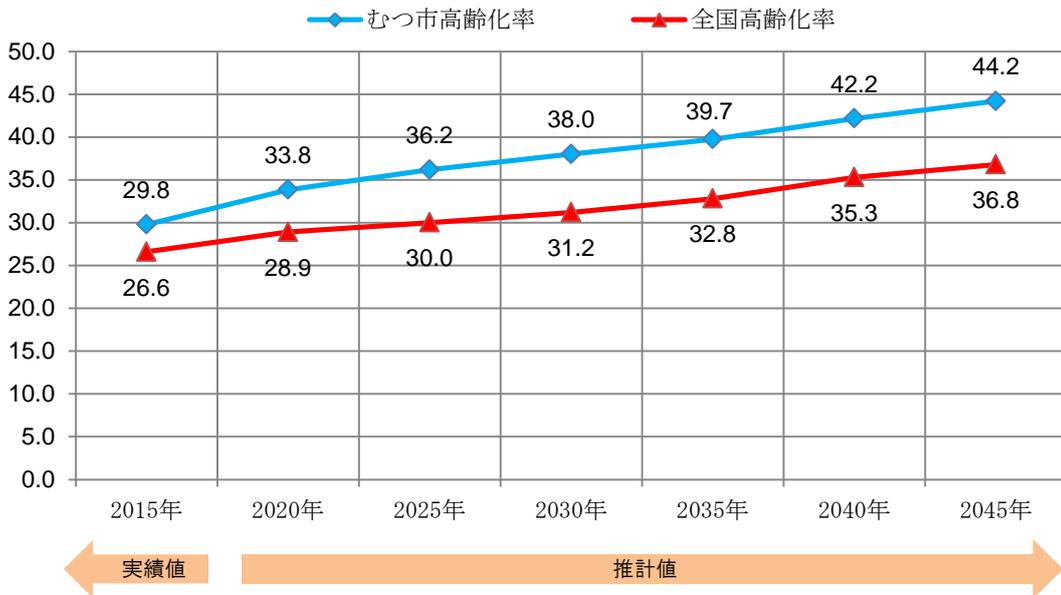
【出典】平成27年 総務省「国勢調査」
 2015年～2040年 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(4) 高齢化率の推移

むつ市の2015年の総人口に占める高齢化率（65歳以上）の割合は29.8%。

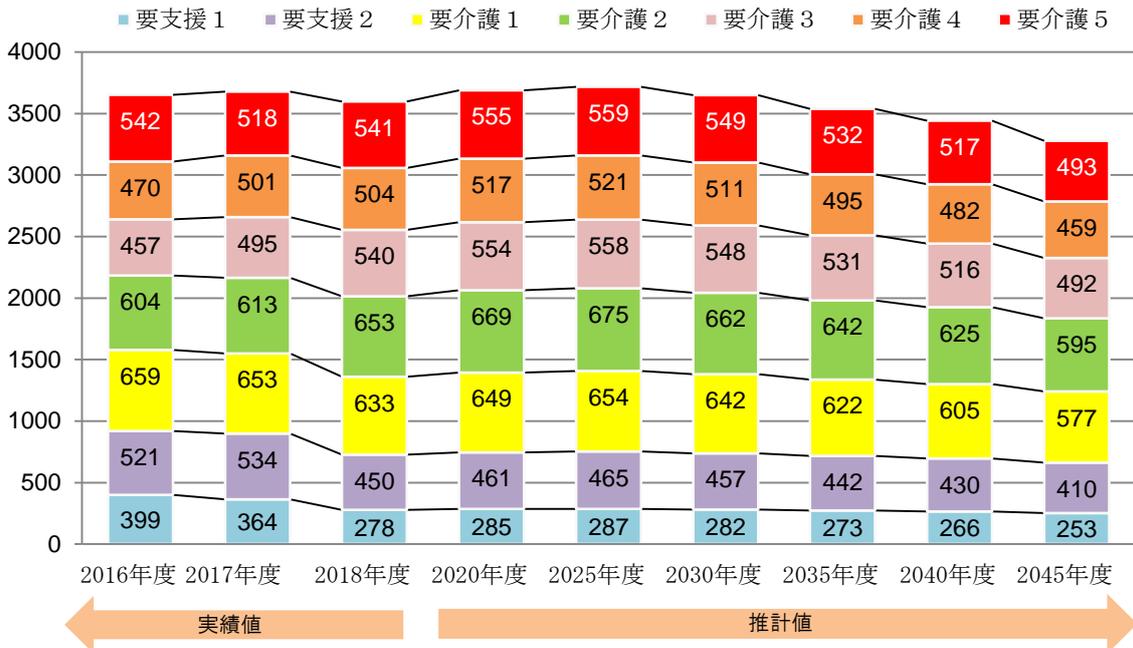
全国高齢化率平均（26.6%）よりも3.1ポイント高く、2045年までに14.4ポイント上昇すると見込まれ、44.2%となると推定される。

図表資-7 むつ市と全国の高齢化率推計



【出典】平成27年 総務省「国勢調査」
2015年～2040年 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

図表資-8 要介護度別認定者推計



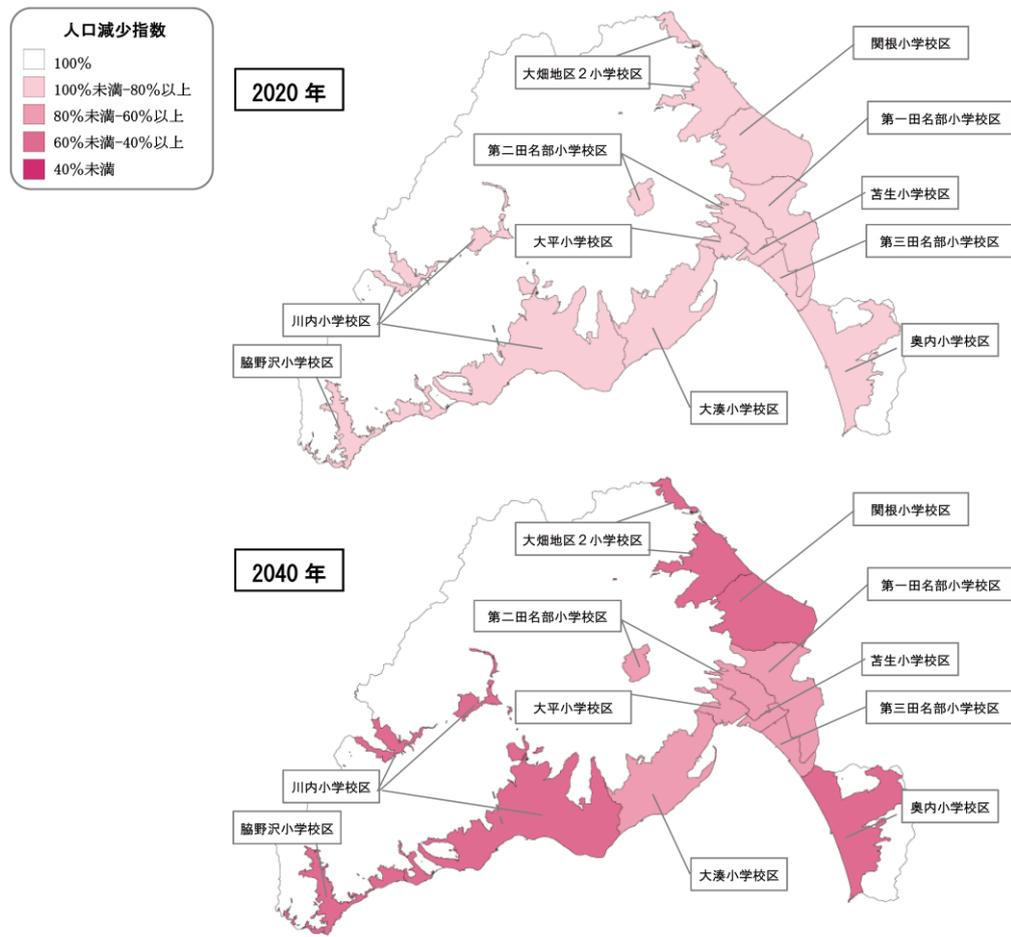
【出典】厚生労働 「介護保険事業状況報告年報」
2015年～2040年 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

※推計値は、2018年度の認定率を「日本の地域別将来推計人口」に乗算して算出しています。

(5) 日常生活圏域（小学校区）の別人口指数の推移

地域福祉計画において、日常生活圏域（小学校区）別の将来人口指数の推移を、2010年を基準とすると、2020年は、人口の減少率は10%～20%、2040年は、40%以上となることが予測されます。

図表資-9 小学校区別人口指数



図表●-10 小学校区別人口指数

小学校区	2010年		2020年		2040年	
	人口	指数	人口	指数	人口	指数
第一田名部	8,463人	100.0%	7,782人	92.0%	6,053人	71.5%
第二田名部	9,281人	100.0%	8,520人	91.8%	6,787人	73.1%
苫生	8,183人	100.0%	7,721人	94.4%	6,418人	78.4%
第三田名部	3,307人	100.0%	3,080人	93.1%	2,545人	77.0%
奥内	1,721人	100.0%	1,428人	83.0%	948人	55.1%
関根	1,795人	100.0%	1,539人	85.7%	1,026人	57.2%
大平	9,006人	100.0%	8,237人	91.5%	6,470人	71.8%
大湊	5,360人	100.0%	4,680人	87.3%	3,225人	60.2%
川内	4,507人	100.0%	3,762人	83.5%	2,483人	55.1%
大畑地区三小学校区	7,623人	100.0%	6,559人	86.0%	4,452人	58.4%
脇野沢	1,820人	100.0%	1,479人	81.3%	903人	49.6%
総人口	61,066人	100.0%	54,787人	89.7%	41,410人	67.8%

【出典】市「むつ市人口ビジョン（平成27年）」

6 福祉団体一覧

名 称	住 所	電話番号	設立年月日
むつ市社会福祉協議会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市社会福祉協議会)	33-3023	S42. 12. 22
むつ市民生委員児童委員協議会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市福祉政策課)	22-1111	S34. 12. 7 再 編 H17. 3. 14
むつ市田名部南地区 民生委員児童委員協議会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市福祉政策課)	22-1111	S34. 12. 7
むつ市大湊地区 民生委員児童委員協議会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市福祉政策課)	22-1111	S34. 12. 7
むつ市田名部北地区 民生委員児童委員協議会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市福祉政策課)	22-1111	H 7. 12. 1
むつ市川内地区 民生委員児童委員協議会	川内町川内 477 (川内庁舎市民生活課)	42-2111	S47. 3. 20
むつ市大畑地区 民生委員児童委員協議会	大畑町中島 108-5 (大畑庁舎市民生活課)	34-2111	S34. 12. 7
むつ市脇野沢地区 民生委員児童委員協議会	脇野沢渡向 107-1 (脇野沢庁舎市民生活課)	44-2111	S21. 10. 1
むつ市少年センター運営委員会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市福祉政策課)	22-1111	H 4. 4. 1
むつ市少年指導員協議会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市福祉政策課)	22-1111	S44. 4. 1
むつ市青少年健全育成推進員協議会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市福祉政策課)	22-1111	S56. 2. 21
むつ市防犯協会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市福祉政策課)	22-1111	S44. 3. 6
青少年育成むつ市民会議	むつ市中央 1-8-1 (むつ市福祉政策課)	22-1111	H 元. 9. 24

名 称	住 所	電話番号	設立年月日
むつ市学校警察連絡協議会	むつ市栗山町 17-2 (むつ中学校)	22-1641	S39. 2. 19
むつ地区防犯協会	むつ市中央 1-19-1 (むつ警察署)	22-1321	S30. 5. 16
むつ地区安全・安心 まちづくり推進協議会	むつ市中央 1-19-1 (むつ警察署)	22-1321	H18. 9. 7
むつ地区暴力追放推進協議会	むつ市中央 1-19-1 (むつ警察署)	22-1321	H元. 2. 1
むつ地区少年警察 ボランティア連絡会	むつ市中央 1-19-1 (むつ警察署)	22-1321	S53. 4. 1
むつ地区万引等防止協力会	むつ市中央 1-19-1 (むつ警察署)	22-1321	S53. 4. 1
むつ下北地区保護司会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市福祉政策課)	22-1111	S47. 8. 23
むつ地区更生保護女性会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市福祉政策課)	22-1111	S53. 9. 20
下北里親会	むつ市中央 1-3-33 (むつ児童相談所)	23-5975	S55. 5. 1
むつ市母子寡婦福祉会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市子育て支援課)	22-1111	S36. 4. 1 再編 H17. 9. 2
むつ市要保護児童等対策地域協議会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市子育て支援課)	22-1111	H19. 6. 6
むつ市・子ども子育て会議	むつ市中央 1-8-1 (むつ市子ども家庭課)	22-1111	H25. 11. 22
むつ市老人クラブ連合会 むつ支部	むつ市中央 1-8-1 (むつ市社会福祉協議会)	33-3023	S44. 6. 24
むつ市老人クラブ連合会 川内支部	川内町川内 477 (むつ市社会福祉協議会川内支所)	42-2002	S47. 4. 1

名 称	住 所	電話番号	設立年月日
むつ市老人クラブ連合会 大畑支部	大畑町観音堂 25-1 (むつ市社会福祉協議会大畑支所)	34-3537	S45. 4. 1
むつ市老人クラブ連合会 脇野沢支部	脇野沢渡向 107-1 (むつ市社会福祉協議会脇野沢支所)	44-3550	S51. 5. 4
むつ市身体障害者福祉協会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市障がい福祉課)	22-1111	S33. 4. 1
むつ市身体障害者福祉協会 川内支部	川内町川内 477 (川内庁舎市民生活課)	42-2111	
むつ市身体障害者福祉協会 大畑支部	大畑町中島 108-5 (大畑庁舎市民生活課)	34-2111	S38. 3. 13
むつ市身体障害者福祉協会 脇野沢支部	脇野沢渡向 107-1 (脇野沢庁舎市民生活課)	44-2111	S42. 4. 1
川内町手をつなぐ親の会	川内町川内 477 (川内庁舎市民生活課)	42-2111	S62. 4. 1
大畑町手をつなぐ親の会	大畑町中島 108-5 (大畑庁舎市民生活課)	34-2111	S58. 9. 1
むつろうあ協会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市障がい福祉課)	22-1111	S55. 5. 18
田名部遺族会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市障がい福祉課)	22-1111	
大湊遺族会			
川内町遺族会	川内町川内 477 (川内庁舎市民生活課)	42-2111	
脇野沢遺族会	脇野沢渡向 107-1 (脇野沢庁舎市民生活課)	44-2111	
むつ市子育てメイト会事務局	柳町 1-2-15 佐藤ビル 2F	23-7844	H14. 9. 1 再 編 H17. 8. 1
特定非営利活動法人 むつ下北子育て支援ネットワーク「ひろば」	柳町 1-2-15 佐藤ビル 2F	23-7844	H16. 5. 25

名 称	住 所	電話番号	設立年月日
日本赤十字社むつ市地区	むつ市中央 1-8-1 (むつ市福祉政策課)	22-1111	S34. 9. 1
川内分区	川内庁舎市民生活課	42-2111	
大畑分区	大畑庁舎市民生活課	34-2111	
脇野沢分区	脇野沢庁舎市民生活課	44-2111	
日本赤十字社むつ市協賛委員会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市福祉政策課)	22-1111	S35. 1. 29
むつ市赤十字奉仕団	むつ市中央 1-8-1 (むつ市福祉政策課)	22-1111	S49. 3. 30
むつ市地区川内分区赤十字奉仕団	川内町川内 477 (川内庁舎市民生活課)	42-2111	S57. 2. 1
むつ市地区大畑分区赤十字奉仕団	大畑町中島 108-5 (大畑庁舎市民生活課)	34-2111	S50. 3. 24
むつ市地区脇野沢分区赤十字奉仕団	脇野沢渡向 107-1 (脇野沢庁舎市民生活課)	44-2111	S50. 6. 28
むつ市赤十字有功会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市福祉政策課)	22-1111	H 6. 7. 8
むつ地区金融機関防犯協議会	むつ市本町 2-11 (青森銀行むつ支店内)	22-1311	S46. 10. 29
むつ市防犯指導隊	むつ市中央 1-8-1 (むつ市福祉政策課)	22-1111	S33. 4. 1
川内地区防犯指導隊	川内町川内 477 (川内庁舎市民生活課)	42-2111	H 7. 2. 26
大畑防犯指導隊	大畑町中島 108-5 (大畑庁舎市民生活課)	34-2111	S38. 4. 1
脇野沢地区防犯指導隊	脇野沢渡向 107-1 (防犯指導隊屯所)	44-2758	H 4. 1. 28

7 資料説明

あ行

一般介護予防事業 < P 94 >

介護予防に関する知識の普及と介護予防活動に取り組む意識の醸成を図るため、運動教室や介護予防セミナー、介護予防講演会等を開催するとともに、地域における介護予防活動の取組への支援を行っています。

か行

介護予防・日常生活支援総合事業 < P 94 >

高齢者が要介護状態となることを予防し、地域における自立した日常生活の支援のため、介護予防ケアマネジメントにより、必要に応じて訪問型サービスや通所型サービスを提供しています。

家族介護支援事業 < P 86 >

適切な介護知識や技術の習得のため介護教室を開催するとともに、認知症高齢者を地域で見守る仕組みづくりを行っています。

学校危機管理マニュアル策定事業 < P 88 >

児童生徒の安全を確保するため、災害等発生時に教職員が取るべき行動の具体的内容及び手順を定めた「危機管理マニュアル」を策定するとともに、各学校で作成した安全計画や危機管理マニュアルの、随時見直しを推進しています。

家庭児童相談 < P 99 >

子どもの養育に関する相談に応じ、家庭における適正な児童養育のための助言、指導を行っています。

健康マイレージ事業（むつ☆健康マイレージ）
< P 93 >

健康づくりを習慣化し生活習慣病に罹る割合を減少させるため、チャレンジシートやスマートフォンアプリを利用して、健康への意識を向上させ楽しみながら健康づくりが行えるよう努めています。

健康リーダー育成事業 < P 80 >

地域や職場、団体において、健康リーダーとなる「健やか隊員」を育成し、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組める環境づくりに努めています。

広報事業（広報 MUTSU、ホームページ等）
< P 84 >

「広報 MUTSU」、公式ホームページ、FM アジュール、フェイスブック、ツイッターなど、あらゆる

広報媒体を活用し、市内の多様な主体の取組を紹介することで情報共有を図り、市民共同参画のまちづくりを目指しています。

ご近所知恵出し会議プロモーション事業
< P 91 >

地域住民が当事者意識を持ち、地域の問題について自ら考え取り組む機運を醸成するため、青森中央学院大学の協力のもと、町内会等の地縁団体を主体にワークショップを開催しています。

こころの健康づくり事業 < P 93 >

各種イベントでの啓発グッズやパンフレットの配布、広報誌やホームページを利用した PR 活動のほか、小中学校を対象にした思春期教室の開催などにより自殺予防に努めています。

子育て世帯への経済的支援事業 < P 96 >

児童手当や児童扶養手当のほか、乳幼児の医療給付やひとり親家庭の医療給付等により子育て世帯の支援をしています。

子ども・子育て支援事業 < P 102 >

乳幼児全戸訪問、保育園に通っていない親子のための地域子育て支援拠点事業等、多様な保育サービスの充実や、子育てに伴う経済的、心理的な負担の軽減など、子育て環境の整備・充実のために多くの事業を行っています。

放課後児童健全育成事業 乳幼児全戸訪問 地域子育て支援拠点事業 乳幼児等医療費給付事業ほか

コミュニティ助成事業 < P 86、91 >

コミュニティ組織の活動のための備品や集会施設の整備など、町内会等のコミュニティ活動を支援することにより、住民福祉の向上を図っています。

コミュニティデザイン出張事業 < P 80 >

高校生のまちづくりや地域コミュニティに対する意識を高め、地域で活躍する人材となってもらうため、高校生を対象にコミュニティデザインのワークショップを実施しています。

さ行

在宅医療・介護連携推進事業 < P 102 >

医療と介護の両方を必要とする高齢者のために、在宅医療と介護を一体的に提供できるよう、医療機関と介護事業所等の連携を推進します。

歯科保健事業（一般） < P 93 >

歯周病予防のために、年齢ごとに医療機関での無料の歯周疾患検診を実施しているほか、「いい歯の日」事業において、歯科医師による無料歯科健診・相談、無料フッ素塗布を行い、歯の健康に関する正しい知識の普及と歯の喪失防止に努めています。

歯科保健事業（乳幼児と保護者） < P 93 >

歯科医師や歯科衛生士による講話や口腔ケア指導を実施し、歯科保健への関心を高めるとともに、年齢に応じた情報提供や健康教育により、むし歯のない子どもの増加を図っています。

ハローベビー教室 離乳食教室 乳幼児健康診査 元気教室

下北圏域定住自立圏推進事業 < P 106 >

下北圏域定住自立圏形成協定に基づき、むつ市を中心とし、近隣の大間町、東通村、風間浦村、佐井村の5市町村が役割分担を行い、互いに連携・協力することにより、下北圏域全体の活性化を図ることを目的とした取組です。

障がい者に対する理解促進事業 < P 80 >

障がいへの理解を深め、障がいのある人が地域でいきいきと安心して暮らせるよう、障がい福祉に関する相談会や障がい福祉サービスの説明会等を開催しています。

少年センター運営事業 < P 88 >

青少年が心身ともに健全に成長していくよう、少年指導員による街頭指導を行うとともに、少年指導員の資質向上のための研修会等を行っています。

消防団と連携した地域防災力向上推進事業 < P 90 >

自主防災組織の設立支援や育成指導に努めるとともに、消防団と自主防災組織の連携を促進し、市民一人ひとりの防災知識の普及と地域防災力の向上を図っています。

食・栄養に関する事業（一般） < P 93 >

生活習慣病予防のために、栄養教室の開催や、ヘルシーバランス弁当（500キロカロリー・食塩摂取量2.5g以下）普及事業、食生活改善推進員の支援を行い正しい食生活の普及、啓発に努めています。

食・栄養に関する事業（乳幼児と保護者） < P 93 >

乳幼児からのバランスのとれた望ましい食習慣の確立のため、保護者に対して食に関する知識の普及や情報提供を行い、食育の推進を図っています。

ハローベビー教室 離乳食教室 乳幼児健康診査 元気教室

すこやかサポート事業所認定事業 < P 93 >

働き盛り世代の健康づくりを推進することにより、市全体の健康づくりに取り組む機運を醸成し、健康寿命を延伸するために、積極的に健康づくりに取り組んでいる事業所を認定するとともに、その取組を広く公表しています。

生活困窮者就労準備支援事業 < P 90 >

国の補助金を利用し、ボランティアの育成や、ひきこもり対策事業等を社会福祉協議会に委託しています。

生活困窮者自立支援制度 < P 80、86、91、97 >

生活保護に至る前段階の生活に困窮している方からの相談に応じて、必要な支援や助言を行い生活困窮からの脱却の手助けをします。

青少年健全育成推進協議会 < P 88 >

関係団体への補助や研修会等を行い、青少年健全育成の啓蒙普及を図っています。

成人保健事業 < P 93 >

健康寿命を延伸し、心身の健康づくりや疾病予防への取組を推進するため、様々な事業を行っています。

各種健診 がん検診 健康教育 健康相談 家庭訪問 むつ☆健康チェックーズ 保健協力員活動ほか

た行

（仮称）田名部まちなか団地整備事業 < P 106 >

老朽化した市営住宅の集約建替事業として、旧田名部駅跡地を整備し、まちなか居住の推進と駅前商店街をはじめとする中心市街地を再構築し賑わいの創出を図ります。

地域公共交通確保維持改善事業 < P 106 >

国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業に基づき、輸送人員の減少により継続が困難になっている地域間幹線系統を運行するバス事業者に対して運行経費の一部を補助することにより路線の維持を図る事業です。

地域コミュニティ保全事業 < P 82、91 >

地域社会の維持及び形成に資する地域的な協働活動を支援し、市民協働及び住民自治のまちづくりを推進するために、町内会等が行う自主的な市民活動の実施及び活動拠点の整備に要する経費について、補助金を交付しています。

地域包括支援センターの運営 < P 94、99 >

予防、介護、医療、生活支援、住まいを一体的、継続的に提供できる、包括的な支援体制を実現するために、地域包括支援センターを運営しています。

通学路見守り活動 < P 88 >

児童・生徒への声かけ事案等の不審者対策として、登録していただいた個人、団体の方々に蛍光色のベストを配布し、それぞれができる範囲での見守り活動を行っていただいています。

特定健康診査事業 < P 94 >

一人ひとりが自身の健康状態の把握に努め、疾病の早期発見、早期治療につなげるため、未受診者への受診勧奨や受診勧奨用ポスターの掲示、集団検診会場の増設など、特定検診受診率の向上に努めています。

な行

乳児発達支援事業 < P 102 >

発達や発育に何らかの遅れが疑われる子どもとその家族等に対して支援を行い、子どもの心身の健やかな発達を促すとともに、保護者の育児不安の軽減を図っています。

未就学ことばの教室、遊びの教室・ひよこ教室

認知症サポーター等養成事業 < P 86 >

認知症の高齢者を地域で見守り支えていくために、認知症への理解を深めるための講座を開催しています。

は行

廃止路線代替バス運行対策事業・デマンド型乗合タクシー運行事業 < P 106 >

路線バスが廃止された後に、廃止代替バスを運行する交通事業者への補助金交付や「デマンド型乗合タクシー」を運行委託することにより地域住民の生活の足を確保する取組です。

FAAVOしもきた運営事業 < P 82、91 >

インターネットを用いて不特定多数の人から資金調達を図るクラウドファンディングを、下北5町村で構成する運営協議会が「FAAVOしもきた」として運営し、地域を盛り上げる新しいアイデアや夢を実現できるよう、新たな資金調達の場を提供しています。

ベジタブル 350 プロジェクト・ちょこっと減塩プロジェクト < P 93 >

「野菜摂取」と「減塩」に焦点を当てて、スーパーやイベント等での啓発活動や、講演会、健康教室を開催し、肥満や生活習慣病の予防を図り、平均寿命、健康寿命の延伸に努めています。

放課後児童健全育成事業 < P 86、96 >

就労等により保護者が日中家庭にいない児童に対して、小学校の空き教室や児童館を利用して、放課後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図っています。

母子保健事業 < P 102 >

子どもの健やかな成長・発達のために、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、様々な母子保健事業により一貫した支援を提供しています。

母子健康手帳交付 妊婦健康診査 訪問指導 乳幼児健康診査 ほか各種教室・相談

ま行

民生委員活動事業

< P 80、82、84、86、88、99 >

地域住民のために活動する民生委員の活動支援や育成を行います。

ムチュ☆ランド運営事業 < P 86 >

子どもの健やかな成長を支援するため、小学校3年生以下の児童等に施設を提供するとともに、子育てに関する情報の配信や、子育てに関する相談に応じ、関係部署と連携を図りながら育児不安の解消に努めるなど、子育て世帯の支援を行っています。

や行

予防接種事業 < P 93 >

感染の恐れがある疾病への感染や重症化を予防するために、予防接種法に基づく定期予防接種を実施するとともに、任意予防接種に対する費用の助成を行い公衆衛生の向上に努めています。

むつ市地域福祉計画

平成31年3月発行

発行者 むつ市福祉部福祉政策課

〒035-8686 青森県むつ市中央1丁目8番1号

電話：0175-22-1111 FAX：0175-22-5044

ホームページ：<http://www.city.mutsu.lg.jp/>